#### 午後1時44分開会

〇春山副委員長 皆様、こんにちは。ただいまから環境まちづくり委員会を開会します。 嶋崎委員長から、病気療養のため欠席する旨の欠席届が出ておりますので、千代田区議 会委員会条例第9条に基づき、副委員長の私、春山が委員長職務を代行させていただきま す。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。また、傍聴に際し、議事について可否を表現し、または騒ぎ立てることは、委員会運営に影響を及ぼしますので、ご遠慮くださいますようよろしくお願いいたします。

欠席届が出ております。嶋崎委員長が病気療養のため、千代田清掃事務所長が家族看護のため、麹町地域まちづくり担当課長が体調不良のため欠席です。

本日の日程及び資料をお配りしております。本日の進め方ですが、まず神田警察通りの陳情審査と報告を一括で行い、次に外神田一丁目南部地区まちづくりの陳情審査を行い、日程3、4に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。(発言する者あり)あ、すみません。次に、二番町地区のまちづくりの陳情審査と報告を一括で行い、日程3、4に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 では、日程1、陳情審査及び日程2、報告事項に入ります。

神田警察通りについて、日程1、陳情審査と日程2、報告事項(1)を一括で行います。 まず、日程2、報告事項(1)神田警察通りⅡ期工事について、執行機関からの報告を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通り II 期工事の変更についてご報告いたします。 環境まちづくり部資料 1 をご覧ください。

項番1の工事概要ですが、工事件名、工事場所は記載のとおりでございます。工期は当初工期より変更を行い、現契約工期は令和6年3月31日までとなっております。請負業者は大林道路株式会社、契約金額は3億7,800万円余です。

項番2の契約変更についてですが、本件工事は、協議会等での意見交換の期間を設けることによる工事の一時中止及び度重なる妨害により工事が進捗しなかったため、令和5年第1回定例会において繰越明許費のご議決を頂き、工期を変更したものでございます。ところが、引き続く妨害により予定した工事が実施できず、経費が嵩んでおります。さらに、令和5年度内に工事を完了することが困難であることが明らかとなりました。したがいまして、工事費及び工期の変更をする必要がございます。

項番3の変更に至る経緯でございます。1)令和4年1月21日から令和4年4月10日まで工事を一時中止し、協議会等での意見交換の期間を設けました。2)令和4年4月25日、工事請負業者が工事作業のため作業帯を設置しましたが、工事に反対する者らが作業帯内へ侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為を行ったため、予定していた工事が実施できませんでした。同4月26日、これも同様に工事に反対する者らが作業帯内に侵入するなどの妨害行為を行ったため、予定していた工事の一部が実施できないものでした。4)同6月29日、これは舗装切断工及び試掘工を実施するため作業帯を設置いたしましたが、これも妨害されまして、予定していた工事が実施できませんでした。

裏面をご覧ください。5)令和4年7月7日、これも街渠桝設置工を実施するため行おうと思っていましたが、これも妨害をされたため工事が実施できませんでした。6)令和5年4月11日、工事請負業者が工事作業のため作業帯を設置しましたが、工事に反対する者らによる区職員、工事請負業者及び警備員に対する暴力的な妨害行為や作業帯内への侵入、樹木への抱きつきなどの妨害行為により、予定していた工事が実施できませんでした。7)令和5年11月28日、これも工事、作業しようと思いましたが、作業帯内に侵入するなどの妨害行為を行ったため、予定していた工事の一部が実施できませんでした。8)と9)は、同じ11月29日、30日、同様に作業を行いましたが、妨害行為があったため工事が実施できませんでした。

項番4の内容変更ですが、工事費は現在精査中でございます。工期は令和7年3月31日まで延伸予定としてございます。

この案件は、来年の第1回定例会において補正予算と契約変更のご審議を頂く予定となっております。

報告は以上でございます。

〇春山副委員長 報告が終わりました。本件に関する陳情は、継続中の陳情、送付5-3 4、50の2件です。関連するため一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇春山副委員長 以前と同様、送付5-34の陳情について、委員、理事者のみ陳情者をマスキングしていない文書を配付しております。委員、理事者の皆様におかれましては、本陳情書の取扱いにご注意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

執行機関から陳情審査に対する情報提供はありますでしょうか。

〇須貝基盤整備計画担当課長 送付5-34についての状況報告をさせていただきます。 神田警察通りの陳情に関する状況で、まず、資料にございませんが、訴訟関係の状況報告 でございます。

神田警察通りの整備に関しましては、住民訴訟2件と損害賠償請求訴訟の提起がありましたが、このうち損害賠償請求訴訟については、本年3月22日、第一審判決において、まちづくりに参画する権利利益を侵害されたなどとして、区に対して慰謝料等の支払いを求めた原告の請求はいずれも棄却され、区側の主張が認められたことは当委員会において報告いたしました。原告はこれを不服として、さらに慰謝料等の額を増額するなど請求を拡張して、本年3月31日付、控訴状により控訴し、本年10月18日に東京高裁裁判所で第二審判決の言渡しがあったところでございます。第二審判決は、第一審判決と同様の判断を示した上で、控訴人が拡張した請求についても、控訴人らのまちづくりに参加する権利または利益を侵害しないよう、配慮すべき職務上の義務に違反するものであるとは言えないとして、控訴人の請求はいずれも棄却されており、区側の主張が認められております。その後、控訴人から期限までに上告の提起等の手続がなされなかったため、本年11月7日付で判決が確定したものでございます。

続きまして、環境まちづくり部参考資料1をご覧ください。陳情は同じ趣旨のものが繰り返し出されているものと認識しております。ここで、改めて道路整備計画の考え方と神田警察通りの位置づけについてご説明したほうがよいと思い、説明いたします。

道路整備計画の主な事業といたしましては、電線類地中化の推進、歩道設置・拡幅整備、

歩道のセミフラット化、自転車通行環境整備などがございます。次に、路線の重要度ですが、バリアフリー特定経路、通学路、歩道未整備道路などがございまして、それを図で示しますと、ご覧のように、重複する路線から、優先整備路線、準整備路線としております。

そこで、神田警察通りの位置づけはと言いますと、千代田区自転車利用ガイドラインにおける自転車ネットワークの幹線道路を補完する枝線に該当し、自転車通行環境整備事業の中で優先的に整備すべき路線に当たります。また、平成22年にはモデル路線として自転車レーン社会実験が行われた経緯もございます。さらに、特定経路、通学路、歩道未整備道路——これは有効幅員が2メーター未満ということがございます、緊急輸送道路に該当し、自転車通行環境整備事業の中でIの優先整備路線に当たり、多くの方々から、狭い歩道を早急に誰もが安全で安心して通行できる歩道にしてほしいとの要望がある路線でございます。

報告は以上でございます。

○大木神田地域まちづくり担当課長 陳情の5-50につきましては、私のほうから区の 見解をお示ししたいと思います。陳情につきましては、神田警察通り沿道整備推進協議会 への参加を求める陳情書となってございます。この協議会につきましては、本年12月1 9日に開催を予定しております。この協議会でございますが、主に神田警察通り周辺まち づくり方針案の検討部会における検討状況の報告、またⅡ期工事の状況について報告を行 う予定となっております。

以前、この陳情者の方々に協議会に参加していただいたというのは、協議会の話合いの中で、第I期工事の街路樹の取扱いについて、一致点を見いだすことができるんではないかとのことから参加していただきました。しかしながら、協議会では一致点を見ることもなく、その後の地元のお住まいの方々のみの胸襟を開いた話合いについても、議論が紛糾し、平行線だったと聞いているところでございます。また、先ほど基盤整備計画担当課長が報告したような経緯もございます。こうしたことから、守る会の方々が協議会に参加することについては、あらかじめ現在のメンバーの方の了承を得るなどの配慮が必要だと考えております。このため、守る会の方が今回の協議会に参加することはできないものと考えたところでございます。

以上でございます。

○春山副委員長 それでは、神田警察通りの報告や陳情についての質疑を受けます。

○桜井委員 神田警察通りのⅡ期の工事についての説明を頂きました。陳情審査もちょっと期間が空いてしまったところもあって、改めて確認もしながらお伺いしたいというふうに思いますけども、最初、基盤整備課長のほうから、現状、令和4年1月21日からるる直近のところまで、工事についての説明がございました。ただ、同じような文章ばかり読まれていて、その間どうだったんだろうなというようなところがいまーつ見えない。

その中で、安全な工事をするために、この安全な工事というのは、作業される方も安全でなけりゃいけないし、またそこを通行する方ですとかも、もちろん安全・安心な道路でなければいけないということになるわけだけども、この先ほど説明を頂いたこの間の中で、このどういう、妨害があったということは聞きましたけども、どういう安全な工事をやろうとしていたのか。できたのか、できなかったのか。そこら辺のところは、やろうと思ったけどというのは聞きましたけども、もう少し詳しく聞かせていただきたいと。

〇須貝基盤整備計画担当課長 安全な工事と申しますのは、作業帯、工事の作業する範囲 のところを作業帯、カラーコーンですとかそういうもので囲って、その中に一般の方が入っていない状況、それでないと工事を進めることができないということで、ここで書かれ ているものは、その作業帯の中に反対する方たちが入ってきてしまったというところで、作業ができなかったというところです。そこで、その反対する方たちが現れなかったとき ですとか、あるいは入ってこなかった場合、そのときは幾つか作業が進んだということは ございます。

〇桜井委員 これから、今日の話だと、工事の変更内容のご報告もありました。令和7年3月31日まで工事を延ばしたいということで、予算は今後これからなんでしょうけども、こういう形での区としての考え方が出ましたけども、実際この令和7年3月31日まで延ばすということで、見通しはつくんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 通常の工期といいますか、こういう妨害行為がなければ、 十分に終わる工程になってございます。

〇桜井委員 今回の工事については、けが人が出たりというような、妨害行為からそういうようなことがあったという報告もされています。本来であれば、現地でそういう力ずくで阻止をする、または何らかの形で力がかかってしまうような、そういうようなことというのは、極力やはりやめる、避けて安全な工事をしていただくという、そういうことが必要なんだろうと思うんです。

いま一つ、この今日の説明を聞いていても、安全な作業というものが、反対する人がいなければとかいうような話だけじゃなくて、もう少し区として、こういう考え方に基づいてやるんだというようなところは示すことというのはできないんでしょうかね。今この令和7年3月31日まで延ばしても、何かまた同じことの繰り返しのような、そんなふうに私は聞こえてしょうがないんですよ。しょうがない。

区としては、このII 期工事については議会で既に議決をされて、執行機関に対して工事を進めてくださいということを議会が執行機関にお伝えし、それに沿った形で執行機関は作業していただいているわけで、反対される方のお気持ちも分からないわけじゃないけど、ただ、早く進めてほしいという方も一方ではいるわけです。その人たちのためにも、この安全なこの歩道、この神田警察通りを一日も早く整備をやはりしていかなきゃいけないということだと、それに尽きるんだと思うんですよ。そのためには、やはり執行機関として、きちっとこういう形で安全に整備をしていきますというところを、もう少し具体的に出すことってできないんですかね。

〇印出井環境まちづくり部長 桜井委員からのご指摘でございます。これについては、かって所管だった企画総務委員会の頃から度々我々のほうで経過をご報告し、この工事の必要性、それから執行機関としては計画内容を変えるという考えにはないということは、ご説明をしてきたところかなというふうに思ってございます。

反対される方々については、計画内容を変えるということを望んでいるというような状況にございます。また、先ほど一つ、国家賠償のほうは区側の勝訴でもう確定をしましたが、引き続き住民訴訟などにおきましても、そもそも契約自体が無効だというような、こういうご主張をされている中で、我々としてはなかなか、契約のありようについて話合いをするような、そういう状況にはないというふうに考えてございます。

もとより賛成される方々、これも繰り返し申し上げているので、高齢者、障害者、ベビーカー、様々な方々から、進めてほしいという賛成の声も強いというような状況の中で、計画変更をしないと。しかしながら委員ご指摘のとおり、現状の中ではというようなご指摘だというふうに思ってございますので、我々としては円滑な工事を実施するに当たりまして、工事区域内に居座るとか木に寄り添うとか、そういった行為がないように、今、仮処分の申立てをしているところでございます。今後、その進捗状況によって、工事の円滑化が一つの手法として図れるんではないかなというふうに思ってございます。もとよりそういった行為がないということを望んでおりますけれども、我々としては、様々な選択肢の中で、残念ながらこういう手法を取らなきゃいけないというような状況でございますので、まずはそういう手法の中で、円滑な工事を行うように努めてまいりたいというふうに考えています。

〇桜井委員 区と責任者としての考えをお伺いしました。私としては、やはり議会としてこの件については議決をし、そして一日も早く整備をすべきだということを皆さんにもお伝えしているわけですから、それに沿うような形でぜひやっていただきたいと私は思っています。

それともう一点、5-50-いいんですよね、これ、2本続けて。

## ○春山副委員長 はい。

〇桜井委員 についての神田警察通りの協議会、沿道推進協議会の中で、神田警察通りの 街路樹を守る会の方も発言できるようにしてほしいと、メンバーとして参加させていただ きたいという陳情書を頂いております。随分、会はやりましたよね。随分報告も頂きまし た。それで、実際に協議会の方にも来ていただいたりして、そういう現場も傍聴したりも しました。非常にそういう面では、この II 期工事についての議会の議決とはまた別に、地 域の声というのが、あのときには随分、賛成、反対はありましたけども、それはそれなり に、執行機関の説明の下、きちっと話合いはできたと私は思っています。

今後、次に行われる12月19日のときにも、同じような形で意見を言わせる場を設けてほしいという話だけども、なかなか今までの中で一致点が見られなかったというようなことを考えると、何か新たな全く違ったステージがあるなら別だけども、なかなかそこのところは、今も前段のところでの説明を聞いた限りでは全く変わらない状況。それで、賛成の方もいらっしゃるけども反対の方もいらっしゃるという現状の中では、なかなかこういう議論が、場所を設けてもなかなか話が進まないのかなというふうに感じられるんですけども、先ほどご答弁、説明を事前に頂いています。頂いていますけども、この今までと同じような形でのこういう話合いの場を持つということでは、私は駄目だと思うんです。駄目だと思うんです。かといって、どういう形がいいのかというのは、なかなか一致点が今まで見られなかったから、それ以上のものを求めることというのが、今、僕自身、提案することもなかなかできないんだけども、ただ、執行機関として、執行機関としていろんなところの意見をこれからも聞いていきますよと。賛成もあれば反対もあるでしょうと。そこのところについての区の考え方というか姿勢は、やはりきちっと聞いておかなければいけない話だと思っているんです。そこら辺はいかがですか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 今、桜井委員がおっしゃったように、我々としても 特段反対意見を全く締め出すということは当然考えてございません。当然そういった意見 も踏まえながら事業というのは進めなきゃいけないと考えているところでございます。

ただ、この警察通りのII期のII事の内容に関しましては、いろいろ陳情審査もございました。それから守る会との話合いもございました。それから協議会、それから神田同士の胸襟を開いた話合い、その中で様々に議論がなされてきた中で、この守る会の方々の主張が一貫して木を残してほしいというところで、我々としては今回の整備では物理的に残すことができないということで、ちょっと検討する余地がないというところで議論は平行線だったのかなというところで、このII期II事のII事内容については、もうちょっと話し合うところというのはできないのかなと思っておりますが、そのほかの例えば警察通り沿道のまちのまちづくりの在り方ですとか、そういったところにつきましては、例えば意見を聞くような機会が何か取れないかというところも我々もちょっと考えているところでございまして、今、協議会のそのメンバーの在り方についても、今後どうしていくのかというところを学識等にアドバイスいただいている。そういった取組をしておりまして、今後どういったメンバーでそういったまちづくりを考えていくのかというところについては、区としてもしっかりした考え方を持っていきたいと考えているところでございます。

# 〇桜井委員 はい。

○春山副委員長 ほかにございますか。

〇岩田委員 まず、このまちづくり部資料1について、ちょっとあれなんですけど、この 3番の変更に至る経緯のところで、「工事に反対する者」というワードがたくさん出ているんですけども、素朴に、この工事に反対している方なんて、どなたもいらっしゃらないですよ。ただ、皆さん、工事を進めてほしい。ただ、木を切らずに工事を進めてほしいと言っている方であって、工事には反対していないと思うんですよね。まず、そこ。

で、立入禁止の仮処分というのが、この様々な手法の中でこういう手続を取ったということなんですけども、その様々な手法の中で最も強引なやり方だと私は思います、これ。最も強引ですよ。もう分かっているんですよ。お互いにもうすごい意地になっちゃっている。片や絶対切るぞ。絶対守るぞ。それはもうずっと、がちんこの勝負になっちゃっているんですよね。じゃあ、区が一番最初に木を切ったときから今までで、もうどれぐらいたっていますかね。その間に何本ですかね。

そういうのを考えたら、その間にも話合いはできたんじゃないのかな。できたはずですよ。先ほど胸襟を開いた話合い、今までもそういうふうにずっと言っていました。でも、実際には胸襟を開いた話合いじゃなかった。工事を早く進めてくれという人たちが何かどなって、すぐ終わっちゃったみたいな。すぐというか、何かどなってばっかりで、何か中身にはちゃんと入れてなかったみたいな話。でも、胸襟を開いて話合いをしましたよと、既成事実ばっかりで、ほら、やったじゃないか、やったじゃないか、というふうに強引に進めるのはちょっと。何といっても、1本目を切ってから今までの間、こんなに時間が空いているんだから、話し合う時間はあったんじゃないかなというのがあるんですよね。それをまず、ちょっと答えていただきたい。

あと、この協議会に参加を求めるということに関して、今のメンバーの方にもいろいろ聞いてみなきゃ分からないような感じのことを言っていましたけど、じゃあ、今のメンバーの方優先なんですか。この伐採に関して反対している方も、工事全体を進めてほしいと言っている方も、みんな同じ区民じゃないですか。ただメンバーの構成を、ただ単に一方

的に決めるんじゃなくて、両者の意見が反映できるような会議体にしてくれという話だと 思うんですよ。そこについてもお答えいただきたい。

〇印出井環境まちづくり部長 前段の指摘に対してのご答弁になりますけれども、工事に 反対ということなんですけれども、先ほど桜井委員に対してのご答弁を申し上げましたが、 我々の工事の内容においては、街路樹を更新する、何か伐採伐採ということで、木を切る だけとミスリードされていますけれども、樹木を更新するというようなこと、樹木の位置、 樹種を変えると。それが工事内容の主たる要素の一つになってございますので、それを含 む工事に反対されるということについては、適切な表現なのではないかなというふうに思 います。

それからもう一点、話し合うということでございますが、先ほど両課長がご答弁申し上げたとおり、一旦工事を中止して、4か月中止をしてございます。その間に協議会という開かれた場で2回、かなりの時間をかけて、それから神田にお住まいの同士でと。どなられたというご指摘なんですけれども、今、どなられたという発言は、その発言をした人に真意を確かめたんですかね。前回、私、岩田委員に、相手の、言った人の真意を確かめたのかと指摘されましたけども、それぞれの主張がある中で、どなったということだけをもって評価をするのは、できればお控えを頂きたいと。参加された方々に対しても、この議事録が公になる中で、お控えいただきたいというふうに思ってございます。

また、その後、我々が工事に着手した後、先ほども申し上げましたけれども、その後においては、住民監査請求、それから住民訴訟、損害賠償訴訟という中で、そもそもこの工事の契約自体が無効だと、引き続き訴訟の中でご主張されていると。それで、我々が議会答弁等々で説明すると、その部分部分が訴訟の証拠になってしまうと。全体の中ではなくて、文脈ではなくて、一言一言がというような、そういう状況でございます。そういった中で、やはり我々としても、この工事を進めてほしいという方と守る会を中心とした工事に反対される方との話合い、あるいは区も交えた話合いということについては、なかなか設定するのは難しかったというような認識でございます。

○岩田委員 メンバーのこと。メンバーのこと。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 協議会のメンバーにつきましては、先ほどもまちづくりに関わる様々なステークホルダーの意見を聞くという観点から、今メンバーの見直しを検討しているということにつきましては申し上げたところでございます。今どういったメンバーにするかというところにつきましては、今、学識などヒアリングを行って、その結果を踏まえ検討していくということで考えております。

既存のメンバーの方々については、当然、沿道にお住まいの町会の方々というところで、我々としては非常に大切な意見を言っていただく人たちかなと思っているところでございます。今、岩田委員がおっしゃった、例えば守る会みたいな方々について、候補にはなり得ると思うんですけども、一方で、実際に今の守る会のこの活動のことですとか、先ほどいろいろ工事に関していろんな行為があったりということについて、今、委員の方で結構、ちょっと話し合うことはできないんじゃないかですとか、あとはちょっと怖いというようなことおっしゃっている方もいらっしゃいまして、そういった状況の中、ちょっとそういった直接の話合いができるのかというところに、そういったこともちょっと踏まえなきゃいけないのかなと思っておりまして、そういったいろんな観点を踏まえて、ちょっとメン

バーをどうするかということは決めていきたいと考えております。

〇春山副委員長 すみません。傍聴人の方々、委員会運営に影響を及ぼしますので、傍聴人は議事についての可否を表現することはおやめください。

岩田委員。

- 〇岩田委員 その最後の答弁で、ちょっと怖いと。メンバーの中に入れるのは云々みたいな話ですけど、怖いのはお互いさまだと思いますよ、それは。(発言する者あり)
- 〇春山副委員長 お静かにお願いします。
- 〇岩田委員 いいですか。あと、裁判で一言一言が証拠になるというようなお話もありました。でも正しいことを言っているんだったら、別に問題ないじゃないですか。それが何かまずいようなことをしゃべるから問題になるんであって、正しいことを言っているんだったら全然問題ないと思いますよ。

あと、どなられた真意をと言うんですけど、私、じゃあ、発言した人の真意をと言ったら、じゃあ、その本人に確かめましたか。確かめなかったですよね。ただそのまま流しましたよね。ただ、この胸襟を開いた話合いというのについては、どなったという事実は間違いないですよね。

で、先ほど、木の更新という言い方をしましたけど、でも伐採ですよね。言葉を何かきれいにしていますけど、結局は伐採なんですよ。

そういうのも、さっきの、もうまたさっきのことを言いますけど、もう随分たっているわけですよ。もう1年以上、切られてからね。その間に話ができたじゃないですかと。だからこれはもうずっとこのまま、お互いにずっとずっとこのまま続いたら、また、何だ、1人1日8万円の警備員とか、五百何十万の弁護士費用とか、どんどんどんどんお金を使っていくじゃないですか。だからほんと急がば回れで、もうこのままどんどんどんどん強引にやるというんじゃなくて、本当にちゃんとした話合いをするべきなんじゃないかなと思うんですよ。

でも、行政としては言うでしょう。これは議決も終わっているし、もうこれはこのまま 進めるよと。分かるんですけどね。でもまたずっとずっとこのままの調子で進んだら、お 互いに不幸だと思うんですよ、本当に。なのでそこはちょっと考えていただきたい。

- ○春山副委員長 岩田委員、繰り返しのご答弁になると思うので。
- 〇岩田委員 いや、もう<br/>
  一回聞きたいです。
- ○春山副委員長 はい。

環境まちづくり部長。

〇印出井環境まちづくり部長 先ほどるる申し上げましたけれども、要はこの道路整備工事に至るプロセス、議会における議決が無効、契約が無効と、そういうご主張を裁判でされていると。そういう前提の中で、我々としてはなかなか対話するのが難しい。それが一番のポイントになっているかなというふうに思います。

それから、やはり事務局なり、説明するなり、あるいは意見交換するなりの中で、どうしてもやっぱり言葉の部分でございますので、なかなか今後の裁判に影響するようなことについては、言葉の節々の中で切り取られることによって不利益になるようなことも、当然流れの中でしゃべってしまうと。そういうようなおそれがある中で、我々としても非常に話しづらいというようなことを述べたところでございます。もちろん正しいことを根拠

をもって言うということは基本でございますけれども、場面場面では、例え話等のことに ついてもそういうような言及になってしまうことは、これはございますので、その辺はぜ ひ、申し訳ないですけど、ご理解を願いたいというふうに思います。

#### 〇春山副委員長 小枝委員。

〇小枝委員 皆さんの質疑を踏まえて伺いますけれども、まずメンバーの見直しをするということを答弁されてから、どのぐらいたっているでしょうね。大分、1年では済まないぐらいの期間がたっていると思うんですね。そこはしっかりと、ちょっと履歴を振り返って答弁をしていただきたい。

それから、やっぱり行政の仕事って、やっぱり調整、常に調整、対話。私たち議会にも 責任の半分があると思いますけれども、調整を行えない。対話を行えない。そのゼロか1 〇〇かではなくて、このケースに関しては、近隣住民を結果的に置き去りにして、何とい うか、リーダー的なというふうに行政が認定した人だけを窓口にしてきたという現実があ ります。

その中で、もう議決に賛成した人も、賛成をするに当たって、約束されたことや質疑で答えられたことがもう遥かに異なっているということを、裁判所に対して意見書を出していますね。工事は、みんな道路工事は進めてもらいたい。だけれども、街路樹に関して、当初32本、今はもう6本ぐらい切ったんでしょうかね。明大通りのように調整をすれば、今、明大通りはにこにこです。もしかしたら商店街だってできるかもしれない。駅のほうを見れば桜が一応植わっている。駿河台下の交差点のほうを見ればプラタナスが青々と育っている。これが話合いの結果なんです。でも、今の体制になったらそうならなかった。

これはやはり、もちろん私のほうも、反対すりゃいいというものじゃない。対話の糸口をつくれていないことについては、25分の1として大いに反省するし、申し訳ないと思いますけれども、でもやっぱり行政のバイアスが、非常にまちを、対立しなくてもいいものを対立に持ち込んでいるということについて、反省を含めて弁を述べていただきたい。 〇印出井環境まちづくり部長 明大通りがにこにこなのかどうか、様々なご意見が評価としてはあるのかなというふうに思ってございます。

それから、先ほど申し上げたとおり、我々としても、今回、仮処分というような形の手法を取らざるを得ないということになったところでございますけれども、先ほどご紹介申し上げた確定判決、国家賠償の確定判決の中でも、先ほど課長が申し上げましたけれども、まちづくりに参加する権利利益について、職務上の義務違反はないというような、リーガルな面でもそういう判決を頂いておるところでございます。そういった努力を積み上げてきながらも、やっぱり反対される方が引き続きおられると。

それから、反対の手法として樹木に抱きつくという、我々としては、それをやられたら、 先ほど桜井委員からありましたけれども、安全に工事することができないというような中で、対話をしたくても、そもそも、繰り返しになりますけれども、この契約の議決、あるいは契約に至るプロセス、協議会の運営等も含めて、違法であり無効であるというような立場にあられると、引き続きすると、我々としてはそこのところを、そうではないですよねというような形である程度ご説明をしていただくような状況にでもならなければ、なかなか対応する糸口というのは、こちら側から言わせていただけると、ないのかなというふうに思っておりますので、その辺りについてはぜひご理解を賜りたいと思います。

- 〇小枝委員 答弁漏れ。メンバー、多様性の。うん。どのぐらいの前に。
- 〇春山副委員長 メンバーの多様性ということですか。
- ○小枝委員 うん、そうそうそうそう。答えてどのぐらいたったの。
- 〇春山副委員長 協議会のメンバーの多様性について、執行機関のほう、ご答弁いただけますでしょうか。

〇加島まちづくり担当部長 この件に関しましては、環境・まちづくり特別委員会でもいろいろ議論があった中、また企画総務の中でも、ちょっと時期までは覚えておりませんけれども、もう1年以上前に、協議会のメンバーは検討しますといったようなことは発言はさせていただいたというのは事実でございます。

これまでやはり神田警察通り、今度19日にある神田警察通り周辺まちづくり方針、これに関しましては、協議会というよりも部会でたたいていって、それを今度部会でまとめたやつを19日の協議会に諮るといったようなことで、そこをもう少しお時間を頂いたといったようなところです。

一方、工事に関しましては、ご存じのように、いろいろと今まだまだ工事が進んでいないという状況ですので、なかなか次のⅢ期、Ⅳ期だとか、そこら辺の工事の状況に関して協議会で諮れるような状況ではないといったようなところで、この期間、1年以上ですね、協議会を開いていなかったといったようなところが事実でございます。

## 〇春山副委員長 小枝委員。

〇小枝委員 1年以上、恐らく2年以上たっていると思いますね。メンバーの多様性、住民側も全員男性、行政側も全員男性、そういうふうな状況で、一方の性だけでこれを決めてきた。性別の問題だけじゃない、それに象徴されるほど画一的な。これを早く多様な方々に開いてもらいたいというのは地域の切なる願いですので、それをここまで議論があって、なおかつ同じ状態でやるというのは、さらに状況を悪くしてしまうので、そこは行政が決めるのではなくて、開かれた場で、オブザーバーでも参加を入れて議論をするという知恵が、まず必要ではないかなというふうには、普通に、大人として思います。それは、まだ開かれていないわけだから、開かれた中でぜひ協議をして、行政としては多様なメンバーでの協議、対話の場をつくりたい。そこを引き続きやるんだということを提起できませんか。

○加島まちづくり担当部長 ちょっとしつこいのかもしれませんけど、19日に関しては、神田警察通り周辺まちづくり方針、これの確定といったところを考えていると。 II 期工事に関しましては、今の状況の説明といったところなので、その後のⅢ期、IV期というようなところを協議する場ではございませんので、今、小枝委員が言われたように、それ以降のものに関しては、我々もどういったメンバーがいいのかとかということは今後も検討して、かなり住民の方々も若い方を中心に入ってきていらっしゃる地域だというふうに我々も認識していますので、今まで大変知識もある、お世話になっている町会長さんももちろんいらっしゃいますし、そういった中で、今、多様性ということを言われていますので、そういったところを検討して、次のステップに進んでいきたいというふうに考えているのは、小枝委員と同じ考え方かなというふうに思っております。

〇小枝委員 そこは学識の先生方もいらっしゃるわけですよね。こういったまちづくり、 それから道づくり、ともにエリアマネジメントをやっていきたいという立場の先生方も含 めて、この場をどういうふうにしていったらいいかということは、行政がそこをブロックしないで、やっぱりその中で、当然、先生方は開かれた運営をしていきたいとお考えだと思うんですよ。開かれた運営の中には幾つかのやり方があると思いますので、そこは投げかけて、やはり排除しないというやり方をしていかないと、同じことを何度も何度もやるということになっちゃうので、そこはぜひ先生方に投げかけをしていただいて、開かれた場での協議をお願いしたいと思います。

- ○加島まちづくり担当部長 それ以降の協議会に関しましては……
- 〇小枝委員 そうじゃない。今やらないと駄目。

○加島まちづくり担当部長 いや、Ⅱ期に関しまして、協議会で工事に関しての協議をするつもりは我々はないです。その先のステップとして、今言われたようなことに関しましては、今、区ではまちづくりプラットフォームの在り方検討も検討しておりますので、そういった中で取扱いについて検討していくという形で取っていきたいというふうな考え方を持っております。

〇小枝委員 それはすごくまずい、今までやってきたまずいやり方をさらに固めるやり方になると思います。恐らく私も傍聴に行きますけれども、皆さんも行かれるでしょう。その場の中で、まちづくりや道路のことにお骨折りいただいている先生方も含めた、やはり場の在り方についての議論をしっかりもうしていただきたい。

ただ、かたくなに、今もう行政は決してもう入れないぞという思いで来ちゃっているなと。いつもそうなんですよ。これを本当に繰り返して時が過ぎてしまうのがもったいない。ちょっとそこについては、私の考えとしては、これ以上最悪の事態を避けるためにご一考すべきであると。しないともっとまずいことになるぞというふうなこと、取りあえずここは平行線になると取りあえずご指摘を申し上げて、ちょっと印出井さんのほうに戻りますね。

この状況について、工事請負契約における設計変更のガイドラインの地元調整等のトラブル、これが発生した場合は一時中止すべき事項となっていると。このことについて幾つかやり取りされているわけですけれども、改めてどう、これだけの状況であれば、一旦止めてその調整の場を図るというのが行政のガイドラインではないかと。行政がつくったガイドラインなのだから、行政はそれに従う義務があるのではないかというふうに思いますけれども、改めていかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これも何度もお話ししていますが、契約変更ガイドラインの目的は、設計変更を行う際の発注者及び請負者双方の留意点や、設計変更を行う事例など基本となる考え方を示し、必要な設計変更を適切に行い、契約変更の透明性の向上、公共工事の品質の確保を図ることであり、請負者の責によらないトラブルが生じたため工事を一時中止した場合は、それは一つの事例として挙げられたものにすぎませんので、それが義務を負うというものとは認識してございません。

〇小枝委員 そういうふうに答弁をここでされますね。先ほど言われた仮処分にも、確かに住民がイチョウに寄り添うと工事ができないというふうに書いてあります。ですが、一方で別の場においては、なぜガイドラインのこの約款19号1項を使わないのかという問いに対して区が答えているのは、本件工事はあくまで本件工事区間の道路整備を目的とする工事であって、本件街路樹を伐採するための工事ではない。それゆえ本件街路樹を伐採

できないという一事をもって本件工事を施工できないと認めることは困難である。つまり、 住民がいたからといって工事ができないことはないので、ガイドラインを適用しないとい うふうに言っているんです。

これ、住民がいるから工事できないと言っている主張と、住民がいても工事はできるからガイドラインを適用しないと言っている主張と、場において説明が、つまり委員会において言っていることと全然違うことを言って、しかも同じ主語で区が答えているのに、全く違うことを言っている。これが議決に至るまでの経過と同じなんですよね。ああ言えばBという、ああ言えばCという。全部違うんですよ。これはどっちが本当なんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今おっしゃられたことは、今行っている仮処分の手続の中で、債務者の方が答弁として、答弁書としてお話ししているものでございます。ちょっと内容についてあまりここでは言えない部分もございますが、区としては、伐採が一つの工事じゃなくて、これは全体工事の中での一つの伐採と考えてございます。

〇小枝委員 端的に答えてください。道路工事が、本当に道路工事ができないというほうが本当なのか。どっちが本当なんですか。できると言っているんですよ。できるからガイドラインを適用しないと。ここに裁判官はいないけど、裁判官がいるところでそういうふうに言っているんですよ。どっちが本当なんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 道路工事の中に街路樹の伐採があるということでございます。

〇小枝委員 端的に。道路工事ができるのか、できないのか。端的に答えてください。住 民がいることによって、できるのか、できないのか。どっちなのか。

〇印出井環境まちづくり部長 先ほども経緯の中でご報告したかと思うんですけれども、 街路樹に手を入れなくてもできる行為があります。そういうところについては、住民の方 がいてもできるような状況になってございます。(発言する者あり)えっ。(「範囲の中」 と呼ぶ者あり)あ、その範囲の中ですね。範囲の中に入っていなければということでござ いますので、そういったことを捉えてそういうような表現をしているのかなというふうに 思ってございます。

ただ、今のお話は、まさに仮処分における今後の申立てに関わることでございますので、 ちょっとこれ以上のご答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

〇春山副委員長 お静かにお願いします。

小枝委員。

〇小枝委員 二つの訴訟案件について、区が全く相反する、つまりここで答弁していることと違う、ガイドラインを適用しないのは、最初はそうした木を守りたい人たちが言うことには答えないと言い、そして今度は区内全域から出たものに対しても、それもガイドラインの適用は考えないと言い、そして今度はいろいろ様々な訴訟の場においては、そうした住民がいても工事ができるからガイドラインを適用しないと言い、そしてほかの仮処分においては、この人たちがいるとできないといって住民を訴えるという、そういうやり方に出た。

そして今日の答弁では、メモしなかったけれども、何ですか、これは一つの例示だから、 適用するかしないかは自分たちにフリーハンドがあるぐらいのことをおっしゃったんでしょうね。そういうもう、ある場面場面でそういうことをやってきたことがこの事態を招い ているということは指摘をしておきます。答弁してもまた繰り返しになりますからね。そういうことがこの非常に苦しい事態を招いている。

それと、住民の個人情報、行政が住民のほうに、あっちに行っては悪口、こっちに行っては悪口と、非常に、本人には情報開示しないのに、外に向かっては、何かあの人はこれをやって、行政しか知り得ない情報を、ますます住民側を分断するようなやり方をしている。ここは確かに岩田さんが言うように、何ですか、意地になっているというふうに言われたけれども、私も考えなくちゃいけないとは思います。

だけれども、とにかく今の事態を善処するためには、どうにかゼロか100かでないやり方を、明大通りのようなやり方を、そういう、探ろうとしないと、やっぱり住民はますますいい道を造ることや、いいまちをつくるということと、どんどん遠ざかっているという状況は、税金を使って仕事をしているのに、全く不本意だろうというふうに思うんですね。私も不本意なんです。

なので、この次の協議会において、しっかりとここで、何というか、みんなが傍聴する場で会議が、踊るじゃない、回るじゃない、そういうふうになるんじゃなくて、ちゃんと共に、大人のやることですから、この事態を改善するためのせっかくの今年最後のテーブルと捉えてやるのが、大人の判断じゃないかというふうに思います。もうどっちが悪いとか、こっちが駄目だとか、そういう話じゃなくて、区民を幸せにするために行政はあって、区民を幸せにするために政治はあるわけだから、そのために今何をすることが最善かということを精いっぱいやっぱり考えて、この次の協議会のテーブルを設定する。もしかしたらもう本当にラストチャンスかもしれないので、真剣に考えて、お互いにこれ以上区民を犠牲にしないように頑張れないものですかね。

〇春山副委員長 環境まちづくり部長、対話と協議会について、また同じご答弁になると 思うんですけれども。

〇印出井環境まちづくり部長 そうですね。ちょっと同趣旨の答弁になるかと思うんですけど、前段の設計変更ガイドライン……

〇小枝委員 委員長、繰り返しの答弁は認めないで欲しいんです。

〇印出井環境まちづくり部長 いや、あのですね、設計中止ガイドラインじゃなくて、設計変更ガイドラインですので、工事を中止した後に設計変更が予定されているというところになります。ですので、今回の件については、経緯は繰り返しですが、適正な手続を経て、予算、契約が議決され、区として執行される業務が、暴力的な妨害行為を含むことによって、当初予期できなかった、それがやむを得ない状況だということで、設計変更を余儀なくされるということがあれば、道路整備においてだけではなくて、繰り返しになりますけど、区政全般においても、そういった行為で様々な計画を変更せざるを得ないということになると、非常に大きな影響を及ぼすものというふうに認識しているというところでございます。

また、協議の場の設定は、先ほどまちづくり担当部長、それからまちづくり担当、神田 地域の担当課長がお答えしたとおりというふうに、部の責任者としてもそういう認識をし ております。

〇小枝委員 状況は、時もどんどんたち、事態はどんどん変わってくるわけですから、同 じ答弁の繰り返しというのはしないでいただきたい。まして、これほどの事態に立ち至っ たことはないわけで、よわい80にもなろうかという方から、もっと若い方もいるんでしょうけれども、こうした、誰がそんなことを望んで木を守るというような行いをするかということを普通に考えれば、これはやはり追い込んでしまったことなんですよね。追い込んでしまったこと。あれだけ議会から、説明会をやってくれ、住民と対話してくれというふうに言って、だから賛成の議決をした人までが、裁判所に対して、これは裏切られたというか、そうではないという意見書を出しているわけです。つまりもう議決の根本が、この総務省出身の弁護士からも非常に、過去にある悪質な事例というものは議決無効が認められているという例示つきで、非常にこの千代田区の状況に注目が来てしまっている。

だけれども、私たちは裁判で勝つか負けるかということよりも、やっぱり今ここで対話ができるのか、調整ができるのか、お互いに譲り合うことができるのか。ゼロか100かじゃなくて、60と50とか、あ、40か。とか30と70とか、そういうふうな話をするのも環境まちづくり部長の仕事なはずなんですね。やりたいことだけ、好きなところだけやるんでは、やっぱり駄目なんですよ。行政は等しく住民の、町会長も近所に住んでいるご家族も、みんな対等、平等な住民なわけだから、あちらの言うことは聞くけどこちらの言うことは聞かないということではなくて、両方の言うことを聞きながら、じゃあ、共通項は何なんだ。これは岩田さんも言ったように、工事を進めるということはみんな共通項なわけだから、じゃあどこまでお互い譲れるのか、その労を取っていただければ、きっと結論が見いだせると私は思うんですね。そのようにして私たちは見いだしてきたし、議決したものを調整してきたし、それができないような千代田区であれば、もう本当に日本中の笑い者になってしまうと思うので、調整をしていただきたい。繰り返しの答弁じゃない答弁をお願いしたい。

〇印出井環境まちづくり部長 我々としては、議決に至るプロセスの中で様々に参加手法を取りながらと。それについては先ほど申し上げたとおり、国賠訴訟の中でも、まちづくりに参加する権利利益を侵害しないように配慮すべき職務上の義務に違反するものであるとは言えないと。これは確定した一つのリーガルの判断だというふうに理解していますけれども、そういったことに取り組んできたというふうに認識しております。

その上で、今後ということについては、ここは申し訳ございません、繰り返しの答弁になりますけれども、引き続き、一部のそういった学者の先生がおっしゃっているのかもしれませんけれども、区議会の予算や契約のご審議、反対意見もありました、もちろん厳しい反対意見もありましたけれども、ご議決を頂いたことが違法であり無効であるということを前提にされている中で、我々としてはなかなか今後ご指摘のあった調整をするのは難しい。一方で賛成される方がいらっしゃる中で、どうやって進めていったらいいかということについて、今般の仮処分も含めて、法的な手法も含めて進めていくという考えでございます。

#### 〇春山副委員長 林委員。

〇林委員 ちょっと戻ってしまって、資料1からです。ずっと会っていた方にも熱くならないように言われたんで、努めて冷静に聞きますけれども、3番からなんですね。とうとうと、桜井委員も言われたように、説明はしていても、中身が正直言って、うーん、どうなんだろうという形なんで、それぞれ、4月25日は工事日が何時で工事費が幾らかかったんだとかというのを言っていただかないと、予算、工事費を変更するんだよと言ってい

ても、幾らかかったか分からないし、何時から何時にやったか、従事された職員の方は何時かも分からないで、今年頑張りましたと。で、延長してくださいと言われても、これはやっぱり、お昼に随分、強い口調で言うなと言われたんで優しく言いますけども、やっぱりちょっと粗過ぎるんじゃないかなと思うんですけれども。それぞれ3番の契約変更に至る経緯のところで、もう少し詳細に説明をしていただけませんかね。できれば資料がありがたいんですが。

○須貝基盤整備計画担当課長 その辺の、今ここにはちょっとその資料はございませんが、 これが契約変更の内容に係るものとなったときに、ここの場で審議されるのかどうかちょ っと分かりませんけど、その資料、内容についてはこれから精査して作っていくというこ とでございます。

〇林委員 努めて、大先輩に聞いたんで、冷静にいきますけれども、それではこの4月25日の工事とか、個々個別の工事の時間と金額というのは分からないまんま、陳情審査もあるし議案の審査もやるような形なんですけど、僕は多分、説明している説明しているといっても、多分こういう詳細な事実の積み重ねがないのに、私たちはいいことをやっているんですよとか、きれいな説明をしているんですよとどんなに言っても、なかなか通じないと思うんですよね。かかった金額はかかった金額でしっかり出していただいたほうがいいんじゃないかと。

職員の方も夜中、僕よりもはるかに若い方が出勤して、いろいろお仕事に従事されているわけですよね。こういった事実経過をしっかりと確認をした上で次のステップに行かないと、やっぱりうまくいかないんではないのかなと思うんですけれども、その辺のご認識も含めて、今ないと言われたら、何でないのかも含めてお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 本日、ほんと大変申し訳ないんですけども、情報提供という段階でご説明させていただきました。当然この内容について、中身、その一日一日の作業内容ということは、記録というか、当然ございます。その金額についても今収集しているところでございます。

〇春山副委員長 林委員、資料をご準備いただくということでよろしいですか。

〇林委員 いや、これ、陳情というのが、8月21日に提出していただいているんです。 もう一個は11月30日で。その前からずっと、契約変更に至ることですから、重大な僕 は事案だと思いますよ。

私が住んでいるところとか、少し離れているんですが、たまたま学校の30周年記念行事がたくさん神田だったりに、行っているときによく通りましたよ。あ、ここなんだと。イチョウと違う木になっている境はここなんだとかと、まざまざと確認しましたけれども、どうしてこんなにこじれてしまっているのかなというところを解きほぐすには、きっちりとした金額と説明等々がないと、やっぱり協議会のメンバー云々と言われたって、僕はそれ以前の話になってくるのかなと。まさしく皆さんの姿勢ですよね。

僕らが、契約、3億7,800万以上のものになるんですよね。そのときに、今年かかった金額も工事の時間もどれだけの職員の方も分からないで、工期延長の賛成のボタンを押させるというのは、ちょっと、冷静になって言いますけれども、かなり粗いやり方なんではないのかなと思うんですけれども、もう一度、そういう議案を出すときにやるんですかね。私は前の段階で、こんな契約延長の議案を出しますよといったときには、少なくと

も今まで、今日まで、昨日まで起きた時系列のものを金額等々も含めて詳細に言っていただいて、だから契約変更なんですという手順を取らないと、ちょっと粗いのかな。それとも私自身の聞き方がずっと悪かったのかなと反省もしながらね。改めて、どうですか。 〇印出井環境まちづくり部長 林委員のご指摘、今回のこの工事の状況についての説明内容ということで、予算の執行状況なり職員の対応状況なりというところについてのご説明ということについては、ご指摘を受け止めさせていただきます。

あと積算等については、前払い金等による出来高の部分がございます。工事については、 様々詳細に個々具体的な工事に係る人件費の積み上げの要素だけではなくて、どれだけ工 事が進捗したのかというようなところもございます。そういう意味で言うと、なかなかこ れは進捗していないところで、そこの出来高と工事予算執行の差分がもう顕著で、取り返 せないというような状況になってきておりますので、その辺の経費の出し方をどういうふ うにしたらいいのかということについて、我々としても検討させていただきたいと思いま す。

ただ、いずれにしても、契約変更の議案は所管が企画総務委員会になるといった中で、 実質的には、この環境まちづくり委員会の中でいろいろ様々ご審議いただく、報告させて いただいてご意見を頂いて、それを契約議案の説明に生かしていくということになるかな というふうに思ってございますので、今日のご指摘を踏まえて、この契約変更に至る経緯 について、どのような資料で整えていくかについても、ちょっと今後引き続きご相談させ ていただきながら丁寧に取り扱っていきたいというふうに思いますので、ご理解を頂きた いと思います。

〇林委員 お金の話で、おっしゃるとおり所管は別ですので、全く同じような金額を企画 総務委員会のほうでやったら、じゃあ、こちらの常任委員会は何を調査したんですかとい う話で、不作為に当たらないようにしっかりと確認をしていかなくちゃいけないと思って います。

ちなみに、じゃあ3番で、多分課長が言うと成果になるんでしょうし、陳情者にすると大変な、痛いという話なんですよ。この資料1の3番の2)から9)までで、どこの工事で木を切ったというのを、本数も含めて、それも何時頃というのは今の時点で分かりますか。

〇須貝基盤整備計画担当課長 まず4月26日ですが、この日は2本の伐採ができました。 それから時間は深夜になります。それから、これは妨害のあった日なので、この中で申し 上げますと、あとは7)番の11月28日、ここで1本伐採をしております。これは夜8 時、9時ぐらいですかね。ここで書いてあるところはそういうこと。

〇林委員 要は、夜の工事なんですよね。夜はお金がかかると思うんですよ、やっぱり。電灯と――いいですか、聞いて。いやいや、何か話すんだったら、どうぞ。結局お金がかかっていって、前、決算のときも僕じゃない人が言った警備費とかのお金というのは、どこからなっているんですかね。工事の委託費に入っているんですか、それともどこか流用してやったの。もう一つが、仮処分の裁判代というのはどこの経費から出ているのか。

〇須貝基盤整備計画担当課長 まず警備費ですが、この自転車通行環境整備事業と同じと ころの委託料ということでございます。

それから、仮処分の申立てというか、それの補助業務ですね、弁護士との契約。こちら

については、道路公園課新設改良費委託料をもって委託契約してございます。

〇林委員 ここも聞き方が悪いんでしょうかね。仮処分のほうでしたら、委託費のほうの 積算に入っていたんですか、当初予算のときの。それとも積算に入ってなくて、年度途中 で仮処分の裁判を起こそうといって、課内で予算の項目をずらしたのか等々の、お話を聞 いたらやっぱり答えてもらいたいんですよね。聞かなきゃ答えれないというよりも、お預 かりした税金で、僕らも一応予算、僕は賛成していますけれども、こういう使い道なんで すよということになっているわけですよ。詳細までどこまで深掘りしたかは別として。

ただ、それが、目的使用が変わったものを、いやあ、それもご議決いただいた予算ですから仮処分の裁判をしましたよと言われるんだったら、そこの予算の使い方を、当初の積算からずれた段階で確認なり何らかをしないと、僕らもいい恥になってしまうんですよ。あんまり表現がよくないな。恥ずかしいこと、調査をしなさ過ぎた、仕事をしなかったことになっちゃうんですよね。そこはお互い信頼関係があればいいんでしょうけれども、なかなか聞かなきゃ答えないような状況ですと、これはじゃあ何費が何で仮処分の裁判になったんですかね。

今後この契約変更のときも、この仮処分の裁判費というのは継続して使うことになるのかとか、見込みですよね、一体いつから訴訟をかけて、どれぐらいかかるのかとか、そういうのをやっぱりきちんと、税金を使って仕事しているわけですし、かかっていなくても職員の方が貴重な労働の中の時間を使っているわけですから、やっぱり説明をしていただいたほうが、僕は陳情審査ですとかこの工事の件については、遠回りのようだけど正確に信頼の階段を上っていけるんだと思って確認しているんですけどね。そうじゃないんだったら、そうじゃありませんと、訴訟につきお答えできませんという答えでもいいですけれども、どうなんですかね。

〇須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおり当初予算にはございませんでした。それで、これは流用をさせていただいたものでございますが、仮処分の手続のほう、それは、新設改良費のバリアフリー歩行空間の整備から、自転車通行環境整備の委託料へ流用したということでございます。

- ○春山副委員長 警備費について。
- 〇林委員 そうです。いつ判断したかとか、やっぱり聞かなきゃ答えないよりも、ちゃんと答えたほうがいいと思いますよ。
- 〇須貝基盤整備計画担当課長 警備費については、この前もお話をたしかしたと思うんですけど、自転車通行環境整備の委託料をそのまま使っております。
- 〇春山副委員長 時期についても、お答えできますか。(発言する者あり)
- 〇須貝基盤整備計画担当課長 仮処分のほうの流用は、10月13日に決定してございます。

〇林委員 これ、また所管がどこになるかの話になりますけど、要は、今までは、住民の 方が千代田区に対して住民訴訟ですとかで訴えていたと。ところが、仮処分は千代田区が 住民の人を訴える、かなり大きな12月の議会でもやり取りがあった重たい話なんですけ れども、この意思決定というのは、どうなっていたんですか。金額も含めて、仮処分の見 通し。

要は、起案と予算の執行と、これ、やっぱり説明しないと、当初予算に入っていない項

目でしたら、きちっと、多分、常任委員会のところでもやるべき事案だと思うんですよね。終わった後、決算でやっちゃいましたってやったって、もう裁判の仮処分が終わっていたら、後の話なんで、やっぱり、そこは、何なんだろう、クローズしたほうがうまくいくとお思いでしたら、どうぞ、クローズしてやればいいでしょうし、幅広に信頼関係というのは、僕は、ある程度の話をこうやって来ましたというのを積み重ねていかないと、かたくなに信用されていないでしょうから、両方から、双方からね。信頼関係の欠如になっているから、仮処分申請になったんでしょうから、ここを解く糸口というのは、裁判所がこう言いましたからとなってしまうと、きっと、裁判費用の流用について、住民訴訟なんて本末転倒というか、本来と全く違う次元にまた争いがエスカレートしていくのはいいことではないと思っていますんで、やっぱり言っていただきたいんですよね。さらっと、それも口頭ですよね、これ、事案の資料1には記載していない状況でやるというのは、どうなのかな。

〇印出井環境まちづくり部長 仮処分の申立てについては、自治法上の訴えの提起には当たらないという中で、我々が、区、公の法人として、道路を所有し、管理している権利の保全を申し立てるというところでございます。これについては、先ほど桜井委員からお話があったとおり、今後、円滑に工事を進めていく手法の中で、こういった仮処分の申立てというような選択肢を選んだという状況でございます。そして、その仮処分のプロセスについては、やはり反対されている方々と、別途、訴訟がある中で、なかなか事前にこういった取組をすることについて、議会と情報共有ができなかったというところについては、我々としても、その進め方については、争訟調整事項でございますので、そういった形になったということは大変申し訳なく思ってございますけれども、その辺はご理解を頂きたいと思います。

ただ、今後、この仮処分については、先ほど申し上げました流用の経緯とか、今般実施するに当たって、やはり工事を進めるに当たって、どうしてもこの選択肢しかなかったということについてのご説明というのは、引き続きさせていただきたいというふうに思っています。

〇林委員 地方自治法上の流用というのは違法じゃないレベルなんでしょう、きっと。ただ、意思決定に至る過程というのぐらいは、お話しされたほうが僕はいいんじゃないのかなと。どうして仮処分の訴訟にしなければいけなかったのかというのは、ご理解していただきたいというよりも、僕は、こういう場で、こんな会議があって、偉い人からこう言われて、こうやりました、仮処分でしたというのを、一番大事なのは、誰の起案でという話になってくると思うんですけれども、ここは、言っちゃまずいんですかね。いや、言いたくないんだったら、言えないんでしょうし、しかるべき対応を取らなくちゃいけないんですけども、やっぱり一つ一つ確認作業をしていったほうが、僕はスムーズに今後もいくんではないのかなと。後日、資料にして出していただくんだったら、そうなんでしょうけど、まあ、概略ぐらいは言っていただかないと、陳情審査も日にちが切れているのもありますから。

どうぞ。

〇須貝基盤整備計画担当課長 まず、流用につきましては、政策経営部までの合議で流用 しております。その後、仮処分の申立てについてということで、甲決裁、区長までの決裁 で、これも同じく10月13日ということでございます。その後に、契約の手続について 依頼をしたというところでございます。

〇林委員 13日だと、あの例の近々の日ですよね。随分たくさんの区長決裁があったんでしょうけれども、やっぱり、ここで、後日、改めてですが、やっぱり起案した日、決裁を受けた日はそうなんですけど、事前調整されているわけでしょう。で、訴訟というのは、重大な自治体、地方公共団体の意思決定が必要ですから、訴えてやるって、なかなか個人の民事はいけるけど、千代田区として住民を訴えるというのはやっぱり重たい判断ですから、ここはしっかりとした説明というのは、これが、やってしまった、事前か、事後かというと、できれば事前のほうがいいでしょうけど、やっちゃったんですから、事後、ここはやっておくべきなのかなと思っています。事後、次回以降で、これ、陳情者には申し訳ないけど、今日のところは難しそうな感じもします。

次もいいですかね。

## ○春山副委員長 はい。

〇林委員 資料の参考資料についてです。ここは、何でこうなっちゃうのかなというのは、何となく、この資料で、僕、よく分かったんですよ、地域の方たちと。僕が思っているのは、千代田区の道路の中で、どうして神田警察通りを自転車道に必然性があるのかとか、イチョウの木というのは千代田区内に何本あって、バリアフリー歩行空間のときに何本の木が幅が取れない、狭くなっているのかとか、大きな区の道路行政としての、広域行政としての必然性が欲しかったんですよ。それで、この資料は、神田警察通りをやらなくちゃいけないって、まあ、子どもに例えると、欲しいものは欲しいんだと言っているようなもんで、必要だから必要なんだと言っているんで、どこを見れば、優先整備道路で、この神田警察通りが最もやらなくちゃいけない道路に該当するのかというのがいまいち見えないというか、まあ、見えないんですよ。神田警察通りの必然性が分かっても、道路行政全体として優先してやらなくちゃいけないところ、ここを位置づけないと、先に進めないんじゃないんですかねと。理解ももらえないんじゃないですかねという話を、やり取りをやっていたつもりだったんですけど、これを見て、どうなんだろう。

一個一個聞くのも時間がかかってしまうんですけど、電線類の地中化の推進、これ、一応、前までの目標で、区道を全部やると言っていたけど、優先と準優先道路が何キロで、どの路線なんですかとか、歩道設置・拡幅もやらなくちゃいけないところは、どことどことどこの通りなんですかと、セミフラット化も含めて。自転車通行環境整備って、当初は、これは、モデルとしても、モデルロードでやったけれども、今現在、本当にここで必要か否かも含めて、どこだったら、一番、快適空間なんだろうも含めて、全区の道路の中で、神田警察通りというのは、こんな特殊化があるんですよというのを分かるような形で、だから、工事を進めなくちゃいけないんですとかというのが、皆さんのお話になってくると思うんですよね。予算の議決のときは、どんどんどんどんいろんな道路を造っていきます、されいにしていきます、バリア歩行空間にします、それはいいことじゃないかと。バリアフリーで反対する人はいないですし、セミフラットでもいないし、逆に、もっとうちの近所をやってくださいよとか、通学路、ここ、危ないんだからというのはいっぱいあるとは思うんですけれども、通学の子どもたちは、この神田警察通りでどれぐらいいるのかとか、やっぱりそういうものを出していただいて、だから、今、裁判まで起こしてやらなくちゃ

いけない道路なんですというのは、言わなくちゃいけないんじゃないのかなと思うんです。これを見ても、なかなか神田警察って、すごいんですと――あ、警察通り。モデル路線ですごいんですと。いや、すごいのは分かったけど、じゃあ、千代田区全体として、優先すべき道路に値するか否かって、ここが大事なところになってくるのかなと思って言ったんだけど、全然意図が伝わらないので、言葉の表現力、私の表現力不足なのかどうなのか分からないんですけれども、改めて、どういう位置づけなのか、この資料の。

〇印出井環境まちづくり部長 先ほど課長がご説明したところなんですけれども、ちょっと十分説明ができていなかったのかなということで、私が補足させていただきますが、神田警察通りは、一番下にございますが、バリアフリー法上の特定経路に当たっている。これは、周辺に公共施設等があると。それが一番上のベン図の丸ですね。それが通学路に指定されている、左下ですね。それから、歩道が未整備、2メートル未満と。それが三つ重なるところが、まず、一般的な基準の中で、ローマ数字のIということで、優先整備路線になります。神田警察通りは、このIになるというところでございます。そこから先が、多分、林委員のご指摘だと思うんですけれども、さらに深掘りして、通学路として、どういった形の子どもたちの通行量があるのか、それから、歩道が2メートル未満であったりとか、特定経路というようなところで、実態の使われ方として、どうなんだとか、周辺の公共施設ですとか、そういったところについては、多分、もう一段、これは決算委員会でもご指摘あったかと思うんですけれども、周辺の建物の状況とか、土地の用途ですとかというふうに思っています。

今日のところは、このローマ数字のIに該当するという形でご説明いただき、地域事情ということで、下の丸の一つ目ですね、自転車走行の実証実験が行われる中で、高幅員の一方通行ということで、区内の中でも、自転車走行に適しているということで、地域で連合町会を挙げて、実証実験が行われたということも含めて、我々としては、優先すべき、それから、もう10年以上、平成23年以降続いている神田警察通り沿道整備推進協議会の中でも、まちづくりと道路整備を一体的に進めていくというご議論がある中で、我々としては、優先的に進めていく。

ただ、おっしゃるとおり、もう一段、こういう訴訟ですとか、争い事になっている中で、 説明したほうがいいんじゃないかというご指摘だと思いますので、その辺は受け止めさせ ていただいて、今後、調査をしていきたいというふうに思います。

○春山副委員長 あ、補足で確認させていただいてよろしいでしょうか。

今、林委員のご指摘にあったように、千代田区全体の道路整備の考え方というところで、道路の図面を基に、例えば、この I の優先整備路線がどことどこで、どのくらいあるのか、 I の準優先整備路線がどうなのか、そして、その整備状況がどうなっているのか、あと、 パーソントリップ調査の状況がどうなっているのかというのを重ね合わせて、どこの道路の整備がどのくらい優先度が高いと区のほうで認識しているのか。また、そのときに、道路整備上、優先順位が高いけれども、まちづくり協議会が発足しているので、こちらのほうが高くなると、その変動要素も含めて、この神田警察通りの優先整備の位置づけがどこにあるのかというのを、多分見せていただく必要があるのかなというふうに思いますが、 いかがでしょうか。

〇印出井環境まちづくり部長 林委員からのご指摘と、今、春山副委員長からのご指摘、 それから、先ほど申し遅れておりましたけども、経年劣化の状況とか、その辺も含めて、 今、決算でご指摘いただいたように、区全体として、そういう優先整備の在り方の順位づ けを、林委員からもご指摘があったと思いますけれども、対外的にも理解が得られるよう な形でお示ししていくという努力については検討させていただきますというような答弁さ せていただきましたけども、神田警察通りについても、もう一段、この考え方、今、ここ の1枚のペーパーでお示しさせていただいた考え方を補強するようなことについて、今日 のご指摘を踏まえて、どのようにお示しするか、検討させていただきたいというふうに思 います。

〇林委員 今、副委員長言われたように、全体像というのは、これ、確認、まあ、いいきっかけとして、神田警察通りで、今、スタックしている状態ですけども。今後、道路をやっていくときに、どういう形なんだろうと。併せて、この神田警察通りって、随分きれいなビルで再開発、いわゆる、ができてきて、歩道空間が、要は広がるわけですよね、敷地内にも。何だ、博報堂さんのところとか何か、広々と、かなりなってきて、そうすると、よく、後でやる公共が全部できないと、広場整備もできないと。僕は買ってほしいと言っているんだけど、買わないで、民間の力を使って、広場空間をつくると片方で言っていて、警察通りでも同じように、じゃあ、民間の力を使って、道路の歩行空間も広がるし、線引きはどうなるかあれだけども、自転車の通りというのは、警察とどこまでか分からないですけど、うまく調整したりというところも見せていただきたいです。

要は、何を言わんとしているかというと、区道の歩行空間だけで2.何メートル、5メートルでしたっけ。車椅子が両方いけるの。だけじゃなくて、セットバックしてくれたら、ここはセーフになってしまいますよとか、ここは5メートルになるんですよとかというのも、幅広にちょっと、それを、多分、まちづくりの動向とか、(「と併せてですね」と呼ぶ者あり)地域の話でと、併せてになっていくんで、そこが一つと。

もう一つが、結局、何だろう、イチョウの木って、僕もいろいろ見てみたんですけど、何でこれだけ東京都内で多くて、どうして、この時期になると更新しなくちゃいけない。 更新というと嫌がるんだったら、切らなくちゃいけなくなったのかというのが、そもそも 論になってしまうと思うんですけれども、そこは、どういうふうに地域の方に説明されているんですかね。いや、なれ親しんだイチョウというのは、それは生まれ故郷のところで すし、子どもの頃から親しんだ木というのは分かるんですけれども、そもそも、どうしていっぱい植えた時期と、今のご時世だと、切っていく話、更新していくようになったのか、位置づけというのは、地域の方にどういうふうに説明されているんですか。

〇印出井環境まちづくり部長 前段の話、民間空地、歩道状空地との関係については、要は、建築基準法上の世界で担保されている空地と都市計画で担保されている空地、これはたしか二番町でも議論になりましたけど、都市計画で地区施設として歩道状空地として担保されているところについては、都市計画がある範囲の中で建て替えがあっても確保されると。総合設計等については、必ずしも機能更新の中で担保されないという状況がありますので、その辺については、今回のエリアについては、後者、総合設計のような状況になってございます。

それから、今の林委員のご指摘は、その辺りも含めて、もう少し総合的幅広に都市計画

の制度の中で確保されている歩道状空地や広場ということと道路整備、一体的にというのは、まさに、これ、神田警察通りの沿道整備の中でも議論されてくる論点の一つかなと思いますので、その辺の見せ方については、今後、検討させていただきたいというふうに思ってございます。

後段のイチョウについては、様々な説があるかなというふうに思ってございますが、私が有識者の中から聞いたことによりますと、やっぱり震災復興とか戦災復興の中で、いち早く緑が確保できると。早く育つ樹木の中で、イチョウとか、プラタナスとか、そういった中で、復興に向けた街路樹ということで選ばれてきた経緯があるというようなことを聞いたことがございますし、また、高度成長期に非常にモータリゼーションが発達したとき、排気ガスとか、交通戦争とか言われたような時期に、車道と歩道を早急に分離するような早く大木化するような樹木ということで選ばれてきたというようなことを聞いたことがございますが、それについては、多分、あながち間違いではないというふうに思ってございます。千代田区におけるイチョウ、実は、街路樹の中で、千代田区で最も多い木です。1、000本あります。ある意味、最もコモディティな街路樹でございますが、そういう背景があるのじゃないかなというふうに思ってございます。

〇林委員 あんまり長くなってもですけど、要は、道路整備方針というのは、随分前につ くったときに、街路樹の分類というのをかけてもらいました。千代田区の大きな方針とし て、イチョウの木はもう不必要だと、道路整備方針で。あらゆる区道からイチョウを取っ ていくのか、それとも、歩道空間が確保できないところ、ここは取っていくのかとか、そ ういったものを一個一個確認していかないと、裁判やったり、夜中に若い職員の人が行っ て警備みたいなのをやらせたり、住民の方も夜中出張されるんですよね。出張というか、 行くわけですよね。それはあんまり生産的でもないし、感情が、悪い感情だけ積み上がっ てくると思うんで、どこか、こう、イチョウの木も、こう、どうしていくんだというのを、 東京都は都のマークがイチョウだから、都道のイチョウは切れないんでしょうけど、区道 はどうしていくんだとか、そこは、やって、道路整備方針をやってもらいましたけど、や っぱり僕もそのとき言った、あまりにも街路樹の樹種が多過ぎちゃうんですよ。選べない。 まちの人に、これ、どうですかと言われても、分からないんですよね、あの木の量じゃ。 これは低木です、中木ですと言って。好き好きあるでしょう。イチョウの木が好きな人も いれば、桜の木が好きな人もいると。僕は松がいいと、ずっと千代田区の木だから言って いるんだけど、これは街路樹に現実的じゃないと言われりゃ、それはおっしゃるとおりで すよ。

そうすると、やっぱりどこか方針を出しながら、課題解決のこの神田警察通りのところも、まちの方それぞれ、僕も呼ばれて、男性の方も行ったし、女性の方もちょっとお話を伺ったりしましたけど、エリアが離れているだけに、ちょっと一歩、変な意味じゃなくて、引いた目で行くと、当事者同士の対決にすると、これ、不幸ですよ、やっぱり。だって、お祭りやったし、みんな顔が見えるんだから、近所同士で。そこを変にこれ以上こじらせないような形でいくには、一つがきれいな説明と資料とやり方と大きな方針というのを、区全体としていって、これ、出していかないと、なかなかちょっと協議会のメンバーを1人、2人増やしたところでもしょうがないかもしれない。

まあ、やらないよりやったほうがいいと思うんですよ。やらないよりやったほうがいい

と思うんですけども、工事が実際進んで、切った。で、進めると。早くやってくださいという方たちもいっぱいおられる。陳情を出していただいた、中断を求めて、樹木を何とかしてくださいという納税者もおられる。ここをうまく間を取り合うには、どっちかのあんまり肩入れをしないような形で、1回、ニュートラルに引いた形で、道路行政全体としてという形でいかないと、この神田警察通りはって、肩肘張っていくと、あんまりいい結果にならないのかなと思っています。

ちょっとあんまり取扱いのほうまで言ってしまうんですけれども、やっぱり幅広に確認作業をしてもらって、道路行政の中で、神田警察通りというのは、この位置づけですと、優先度が極めて高いんですというのを立証なり、再開発しても歩道空間が広がりませんと、車椅子がもうどうしようもそうこうできませんとかというところを出していただいた上で、どうですかといかなくちゃいけないんじゃないのかなと。やっぱり妨害されたからできませんでしたと、数値もなしに言うというのは、これは悪感情を高めるだけで、極めて非生産的だと思うんですが。

〇印出井環境まちづくり部長 我々、今のご指摘なんですけども、今のご指摘に一定程度沿うような形で、このベン図のような説明をしてきたところかなというふうに思います。特定道路の中で、道路を改修する際には、2メートルというようなところでございます。それから、通学路でもあると。そして、2メートルを整備されていないというようなところで、一つの一定の基準についてはお示ししてきたところかなというふうに思ってございます。ただ、そこの基準の適用ですね、基準の適用をめぐって、大きく意見の相違が、相克があるというところでございますので、その辺りについては、我々としても、そういった基準を分かりやすく示していくという努力は差し上げていきたいなというふうに思いますが、その基準を超えて残すというところ、それから、道路整備において、必要な様々な要素を満たすか、満たさないかというところについての意見の違いというところもあるので、基準のお示しについては、先ほどご答弁申し上げたとおり、神田警察通りにおける状況については、もう一段、工夫を差し上げたいというふうに考えておりますけれども、それが具体に、今、この状況の中で、どういうような機能を持って、今回の反対される方に対して、何か考えが変わるのかということについては、ちょっと、私としては、今の段階では、見通しが立たないというところでございます。

〇林委員 はい。最後ね。

〇春山副委員長 答弁いただいて、林委員のご質問にあった道路行政上においての附帯施設としての街路樹の今後の在り方、どういう区の考えというのが、多分、答弁漏れだと思うので、お答えいただけますか。

〇印出井環境まちづくり部長 道路整備方針の中で、どういったスペックの道路には、街路樹を整備すべしというようなところのものまではお示しをしてあるのかなというふうに思ってございます。その際に、一つ、1点、まだ我々のほうとして宿題になっているのは、街路樹の維持管理のマニュアル的なものをどうするかという話、今ある既存のものですね。それから、今後、ご指摘のように、道路整備工事が発生するような道路において、街路樹をどう取り扱っていくのかということについては、ご指摘のとおり、先ほどの道路整備の優先順位づけも含めて、なかなか深掘りはしていないのかなというふうに思っています。

それから、先ほどご答弁申し上げましたとおり、過去、大木化する街路樹が整備された

経緯と新たにまちが変わってきた現状、それから、道路交通の状況、道路交通についても、車と歩道、その歩車道の区分の見直しとか時代の流れの変化、一方で、生物多様性に配慮した緑というのもあるので、そこまで深掘りした形では、まだまだ規定はしていませんので、ちょっとお時間を頂きながら、そういうことについては、検討してまいりたいというふうに考えております。

〇林委員 信頼関係の話になるんですけど、契約変更の議案が出る前には、少なくとも、 ちょっとこの委員会の中で確認ぐらいはして、それで、企画総務のところの議案審査にし てもらって、附属資料としてつけるぐらいの感じですよね。確認作業した後、やってもら えればなと思います。

あと、要は、言われたのが「冷静に」というのと「都市計画というのは100年の計だからね、林君」とかと言われて、要は、今だけとかではなくて、やっぱり100年後を見据えた道路整備、ここをしっかりしないと、都市計画、建物もそうだし、いろんな配置もそうだし、だから、軽々に都市計画と打ったわけじゃないんだというのを、ずっと聞いていたんですよ、冷静になれという話と一緒に。ここ、神田警察通りって、できてそんなにたっていないんですけれども、一方通行になったのも、100年たっていないんです。今のこの工事で、今後、100年先にどんなイメージの公園になっていくんです、したいんですという夢を、将来、100年後、本当に自転車があるかどうかも分からないし、車だってどうなるか分からないし、いろいろあるんだけれども、こんな感じだというイメージを、もう少し、ただ自転車道を造ります、今まで決まったことです、まちから言われたから、イチョウの木を切って、桜の木に植え替えます、いいんですというところよりも、こうなんだと、100年後はこういうのを目指しているんです。だから、皆さん、ご理解とご協力をとかという形になってくると、話の土壌が少し変わってくるのかなと。

これは土俵の話でもあるかもしれないし、誰がどこで引くんだって、やっぱり強いほうが引いたほうが格好いいかもしれないと思いませんかね。何が強いか分からないんだけども、やっぱり行政の権限とか執行権って強いですよ。すごく強くて、ここがまちの方たちにも信用もされているし、これ、早く整備してくれという方にも信用されているんだから、せっかく信用されているところで、うまく100年後に向けた絵姿というのを語れるようにしないと、それは、ずっと今確認していったように、小さいことを積み重ねて、隠さないでやっていくことだと僕は思っていますんで、どうかできるだけ早い時期というよりも、この契約変更の設計変更の議決のところの前までに、お忙しいでしょうけども、やっておいたほうがいいのかなと。今までもっと早く言っていたつもりだったのに、残念ですけども、ここをいい機会として、できませんかね。それとも、もうちょっと後まで幅広にやってもいいのかもしれないんですけど、どこか節目節目で確認するには、契約変更の継続というのが、ここの前に一度できないかなと思うんですけれども。

〇印出井環境まちづくり部長 今日、幾つかレベル感の違うご指摘いただいたのかなというふうに思います。工事の執行状況というか、執行できなかった状況というんでしょうか、そういった中で、出来高の部分と発生した工数的な状況、それが明確に金額にできるかどうかというのは、ちょっと難しい部分もありますので、そういう経緯ですね、ここで示されたような経緯の中で、どういったものがあったのかと。それから、仮処分に至る経緯については、我々のほうで作業する中で、対応できるかなというふうに思ってございます。

ただ、後段の街路樹整備の在り方、それから、もう一段、神田警察通りにおける道路整備とまちづくりの在り方については、まさしく、今回、まちづくり方針ですね、加島部長の下に新たなものを策定していくというところかなというふうに思ってございます。ただ、まちづくり方針で示された都市像についても、正直、100年耐えられるのかどうかというのは、多分、この時代の流れの中で、なかなか難しいところがありますけれども、長期的なまちのありよう、将来像を展望しながら、つくっていっておりますので、我々としては、そこと整合した道路整備をしていくということについて、まちづくり方針の確定後に、道路整備との対応状況も含めてご説明をしていきたいというふうに思いますので、ちょっとお時間を頂くものと、その契約変更までに一定程度対応できるようなものと、節目節目で少し相談をさせていただきながら、進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇春山副委員長 ほかにございますか。 休憩します。

午後3時34分休憩午後3時44分再開

〇春山副委員長 再開します。(発言する者あり)

以上で、執行機関への質疑を終了いたします。

あ、ごめんなさい。失礼しました。では、本件2件の陳情の取扱いについて、いかがい たしますか。間違えました。

桜井委員。

〇桜井委員 今日は2本の、5-34と、それと5-50ということで、2本の陳情についての調査がなされました。特に、5-50については、この12月19日、14時半からということで、第21回の神田警察通り沿道整備推進協議会ということの具体的な会議体のお話もあって、ここで意見を言いたいと、発言したいという、そういったような陳情でございました。この件については、今日の質疑の中で、今後のメンバーの入替えも視野に入れるということですとか、今後も意見を聞いていく区の姿勢についても、ご答弁がありました。ただ、今回、この19日の日に出された意見等も併せて、また後日、常任委員会のほうにご報告いただいて、どのようなご意見があったのかというところも併せてご報告を頂きたいということが一つと。

それと、5-34については、現在行われているこの事業、Ⅱ期工事を一時中断してほ しいというような内容でございました。質疑の中で、議決に沿って執行しているという発 言もありましたけども、陳情を中断してほしいと、それの反面、早く執行してほしいとい う双方の意見があるわけで、その中での判断は、まちの意見ですとか、区としての判断に よるものだということの答弁がございました。

この陳情なんですけども、大変、陳情者の方もご心配をされてというところもあろうかと思います。それで、当委員会の中で、先ほどるるお話をしましたとおり、今後の進め方についても、当委員会のほうに報告をしていただいて、どのような意見が出たのかというようなことも含めてご報告をしていただき、今後、この神田警察通りの事業についても進めていってもらいたいということで、ということを、委員会として取りまとめをしていただいて、それで、陳情者の方には、この2本の陳情についてはお返しすると、そのように

してはどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

〇春山副委員長 小枝委員。

〇小枝委員 私のほうは、この5-50について、12月19日の火曜日の2時半という ことで、神田警察通り沿道のまちづくりについてと、それから、神田警察通りの道路整備 についてという、こういう議題になっているわけですね。もう2年以上前から、区のほう は、こうした当時より男性だけの会議であるということで、それについては、町会長たち にご苦労いただいているわけですけれども、多様な住民の参加を得て、参加型のまちづく りにしていくんだということを、度々答弁していて、今、ここに至っているという状況か らすると、意思表示があるわけだから、参加したいということについては、参加させてく ださいというのが私の立場です。立場ですけれども、この委員会の進行の中で、これは知 恵だと思うんですね、例えば、景観審議会なんかは、西村座長が傍聴席から、何というん ですかね、意見を出せる、質問ができる、つまり、座長が一定程度メモを頂いて、それに ついて投げられるようなやり方もしています。参加の仕方も、なかなか千代田区はそうい うふうにやってこなかったんで、本当に急には変われないということだと思いますけど、 どこかから、何かから少し変化させていかなきゃいけないと思うので、報告いただくと、 それは桜井委員のご提案で結構ですけれども、そうした傍聴席からご意見があれば、それ を頂いて、読み上げていただくなど、何らかの工夫をしていただくというようなこともお 願いをして、この委員会の方向性ですから、一旦、もう今日、これでまとめたいというこ とですので、日にちが過ぎて、残しておくこともできないというのもそのとおりですので、 私のほうからそのことを申し上げて、今日、意見集約をしていただきたいなというふうに 思います。

○春山副委員長 ほかにございますか。

〇岩佐委員 この陳情の審査に当たって、先ほどから協議会にどういうメンバーがどうやって参加するかということを議論してきたわけですけれども、いろいろなちょっとボタンの掛け違いが積み上がって、話合いをできる状況じゃないということと、あと、今回の議案がもう限定されているという話でした。ただ、やっぱり、一方で、ご意見は、言いたいときに、参加したい、言いたいという方が一定程度いらっしゃるし、どのような形で、ご意見を受け止めるか、伺うかということは、工夫の仕方があると思うんです。限られた時間の中でお話しいただくと、もしかしたら、すごくそこが大きく広がってしまいますと、当初予定されていたことが確認できなくなってしまっても困りますので、例えば、事前に紙で少し要望いただくとか、そういった形で、そうしたものを例えば資料として配付するということを少し進めてあげるような形で、なるべく意見を聞けるような体制もちょっと検討していただく形で、今日のところは、先ほど桜井委員がおっしゃられたようにまとめていただきたいと思います。

〇春山副委員長 ほかにございますか。

〇岩田委員 すみません。先ほどの小枝委員もおっしゃったように、中から言うというだけじゃなくて、ほかにもいろいろやり方があるんじゃないかと。ペーパーを出していただくとか、先ほどの答弁、理事者との答弁とかの間でもありましたけども、怖いという話ありましたけど、怖いのは本当にお互いさまなんですよ。お互いに何かいろいろ言われたり、顔を出して、やっぱり表に出て意見をするというのは、それも怖いわけで、なので、いろ

いろやり方を考えて、そういう意見が反映できるようになればいいなと、そういうふうに思っておりますので。

〇春山副委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇春山副委員長 小枝委員、岩佐委員、岩田委員から、今後の協議会の在り方、多様な方のご意見の頂き方についてのご意見を頂きました。執行機関のほうには、ご意見として受け止めていただきたいと思います。

では、桜井委員からありましたように、推進協議会の状況、また、皆様からのご意見を 当委員会にご報告いただくということで、送付5-34、5-50の2件の陳情につきま しては、本日の議事録をもって、陳情者にお返しをし、審査を終了するということでよろ しいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇春山副委員長 それでは、神田警察通りの陳情審査及び報告事項を終了いたします。 休憩します。

午後3時53分休憩午後4時07分再開

〇春山副委員長 再開いたします。

次に、外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、日程1、陳情審査を行います。 本件に関する陳情は、継続中の陳情は、送付5-14、30、39、42の合計4件で す。関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- ○春山副委員長 執行機関から何か情報提供はございますか。
- 〇大木神田地域まちづくり担当課長<br />
  外神田一丁目まちづくりについてでございます。

12月1日の環境まちづくり委員会では、事業費に関すること、例えば事業費見直しの状況ですとか事業費リスクの対応等、それから、現在の区有施設の機能配置に関すること、区有施設に関する他の区の機能の導入に関すること、それから、民間施設との合築に係る維持管理協定の充実に関すること、それと、万世橋出張所建て替えと今回のまちづくりの関係性に関することなどのご意見を頂いております。頂いたご意見に対応するため、現在、説明する内容について、事業者と調整を行っておりまして、資料を作成しているところでございます。説明の方法、時期につきまして、副委員長と相談しておりまして、改めてお時間を頂ければと思います。

なお、本日は、資料といたしまして、12月の委員会で提出した同意率の状況について、 公共は同意していないという現状を示すべきというご指摘を踏まえまして、その資料に直 した資料として再提出したものを参考資料3としてお示ししております。この中の数字に つきましては、12月1日の委員会で口頭で申し上げております。

ご説明は以上でございます。

〇春山副委員長 関連するため、日程3、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する懇談について、委員の皆様にご確認いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(発言する者あり)日程3、日程3。(「日程3」と呼ぶ者あり)はい。(「ああ、これね」と呼ぶ者あり)

それでは、日程3、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する懇談について、外神田 一丁目1、2、3番地区再開発準備組合及び計画策定に関わる委託会社をお呼びし、現在 の事業計画、権利変換計画、区有施設の関係等のお話を聞きたいと思いますが、よろしい でしょうか。

## 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇春山副委員長 日時ですが、令和5年12月25日月曜日、午前10時から、場所は委員会室、出席者は当委員会委員、関係理事者及び担当職員、外神田一丁目1、2、3番地区再開発準備組合関係の方とし、懇談の際は、傍聴は認めず、今申し上げた出席者のみとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇春山副委員長 それでは、委員の皆様からの質疑を受けます。

〇はやお委員 今度、25日の日に事業化について詳細にやると。これは、センシティブ な話ですから、懇談スタイルでやりながら、また、今後、執行機関とも、そして、また、 準組のほうの方々とも相談しながら、表に出せるものは出していって、明確化し、そして、この事業化についての合理性、妥当性を確認していきたいと思います。

まず、それはあるんですが、今日のところについて、同意率、口頭で言っていたものが 改めて資料に出てくると、ちょっと気になるものですから、結局は、いつだったか忘れま したけど、マスメディアのほうから報告があり、3分の2だか、66.666、つまり、 67%はキープできそうだという話が報道されたと思いますが、ちょっと、この表を含め て、このところの判断に至る3分の2をキープできて、組合も設立できる方向だという説 明については、どのような見解で、そういうふうにマスメディアにご報告したのか、お答 えいただきたいと思います。

○大木神田地域まちづくり担当課長 同意率の区の見解に関しましては、これまで、我々、委員会のほうにご説明してきた内容と同様の中身について、報道機関のほうにお示しして、繰り返しになりますけれども、3分の2に至っていないという状況は理解していると――あ、認識していると。それについて、もし、公共セクターのほうが同意すれば、3分の2超えるというところに至っていると。そういった説明で報道機関にして、その報道機関の判断で、そういった報道がなされたのかなというふうに考えているところでございます。○はやお委員 ちょっと、いや、もうちょっと数字が行っているのかなと思ったのは、「民間+公共」と書いてあって、権利者の35人と書いてあるんですけれども、賛成が今59.0%、それ、間違いないですよね。それで、「どちらでもない」という0.33を加えて、そして、3.75を加えた場合でも、66%にはならないと思うんですけれども。どちらでもない方がそちらにシフトしたということをおっしゃっていたと思うんですよね。でも、それでも、私の計算によると、結局は63%ぐらいしか、もし公共を入れた場合でも、ならないと。それで、どうかな。なっている。こめん。

じゃあ、ごめんなさい。59プラス0.9プラス未回答の10.7だと行くか。あ、行くか。あ、ごめんなさい。えっ。ちょっと待って。0.3で、これで、要は、59の0.33で0.75、それに3を足すわけだよね、63.幾つになるんじゃなかったか。ならない。数字、ちょっともう一度、そっちのほうで答えてくれるか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 公共につきましては、今回の未回答のところに入れ

ておりまして、民間のみの上の表でいうと、2.3%ですけども、下が10.7%になっていると。ここの差が公共の分でございまして、ここの部分を59に足すと、大体、67.5%ぐらいになるというのが、もくろみでございます。

〇はやお委員 ここのところについて、まず、あえてこの3.75のところの3といった ところが、結局は、当然、公共のところ、国、都、区、まあ、区はもう完全にシフトして いるからだとしても、ある民間の方から、ちょっと一応備忘録を見させていただいて、 我々はって、都のほうの側がおっしゃったように、明確には言わないけれども、あくまで も、民間の方々の同意率を基に、我々がトリガーを取るわけにはいかないから、結局は、 常にこの未回答の立場ですよと、こういうことを言っていて、未回答の立場ですよ。だか ら、つまり、何を意味するかといったら、3分の2は民間の中でちゃんと取ってください よという、受け取る内容なんですよ。だから、私は、それは民間の方からの備忘録ですか ら、今後、そこのところについて、委員会のほうも、この事業化のほうのあれも含めて、 今後、どうやって確認するか。場合によっては、この辺のところというのは、それぞれ同 じ話をしても、結局、受け取り側によっては、非常にいい取り方、厳しく取る方、ニュー トラルに取る方ってあると思いますから、この辺は、どのように、もう一度、都のほうと しては、こういうふうに書いてあった。協議会として、協議は受けていますと。だけれど も、同意するかなんてことは一切言っていませんと。これについては、民間の、民間の3 分の2とは言わなかったけれども、民間の同意率を確定しなければ、我々のほうからとし ては、いいとか、悪いとか言えませんという、平たく言えばね。そういうことでいいのか、 もう一度、そこのところをお答えいただきたい。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 はやお委員の認識で、都として同意していないというところはそのとおりでございまして、ただ、判断しないというところも、そのとおりでございます。ただ、実際、この同意が必要になる時期につきましては、都市計画を決定して、事業計画を策定して、組合設立認可申請を行う、1年ぐらいかけて行うと申しましたけど、その申請の時期に、都の財産がどうなるかというところを聞いて判断するというところで、我々としては聞いているところでございますけれども、民間の状況というのを当然踏まえてということも、我々としても理解できることがございますし、我々も、同意率についてはもうこれで終わったと思っているわけではございませんし、当然、これからも民間の方々の同意率を上げるということについては努力するよう、事業者のほうに指導してまいりますし、そうした状況につきましては、議会のほうにも適切に報告させていただきたいと思います。

〇はやお委員 分かりました。ここのところについては、事業化、つまり、千代田区として、この事業が本当に行くのかどうか、それをやっぱり判断をしなくちゃいけないのが、一番大きい関ヶ原としては12月25日になると思っているんですよ。本当にそうなのか。道路をどうやって準組は資産として見ているのか。それで、あと、ここでは結論にならないけれども、結局は、万世会館については、これ、所管外な話にはなるけれども、でも、もう所管外だったって、計画が出ていないとおかしいはずなんですよ。それは、みらいプロジェクトできちっと計画が出ていた、もう基本構想はできているはずの予定になっているから。だから、その辺も含めて、何がどこまでできているかを、本当に、何というんですかね、しっかりと深めていかなくちゃいけないところが来ている。

だけど、唯一、組合を設立するための3分の2ということに関しては、いま一度、もう一度、質問しますけれども、今後のこの公共を抜かした形で、3分の2を取れる何か秘策みたいなものはあるのか、ないのか、そこだけお答えいただきたいと思います。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 まあ、秘策というものはちょっと、というか、どうかと思うんですが、基本的に、同意するかどうかというのは、やはり、地権者さんの生活再建がどうなるかということを踏まえて、自分の財産をこうしていくということで同意していくという手続が進められていくと考えております。その調整につきましては、我々、事業者のほうから、逐次、どういったことかという報告を受けておりまして、実は、この反対という、入っている方の中でも、手続が進んでいるということを報道とかで知って、話合いに応じてくれるようになったとか、そういったことも聞いておりますし、そうした、要は、丁寧な調整を踏まえて、これが集まらなければ、事業化できませんので、当然、そこを目指して、注力していくように、我々としても指導していきたいと考えております。〇春山副委員長 ほかにございますか。

よろしい……

〇小枝委員 懇談というお話もありましたけれども、そこは、今まで地権者なり準備組合 のほうからのご意見があったがために、公開されなかった情報が幾つかありましたね。区 民の財産をどうするのかといったときに、それは、準備組合のほうでちょっと待ってくれ ということで、長らく待たされてきている。万世会館や清掃事務所についても、立面図の ようなものすらまだお知らせできていないという、これは、フィックスされたものではも ちろんあるわけがなくて、全く仮のいわゆる公共施設を造るときのイメージ図、パース図 のようなレベルのものさえもまだ見られていないという現状があって、区民に、議員が分 かっていないんだから、区民になんか説明できない状況にある。それを、ある意味、公開 しない中で説明を受け、公開はできない資料を見ることができる。そのことを、これは議 会運営に関わってくると思うんですけども、どうやって知りたいと、知らせてくれと、陳 情も出ている住民たちと情報共有していくのかということについては、それなりの情報整 理しながら、やはり区民からお預かりしている財産ですので、地権者にとっては、耐震の、 本当だったら、この17号沿いというのは補強が満額取れるような重点地域であるにもか かわらず、それがもう取れない状況が続いてしまう中で、合意率も上がっていないという 状況ですから、赤裸々な、ある意味、赤裸々なこの建築高騰の中で、中野のような不動産 状況もある中で、どういうふうな見通しを立ててやれると、我々も判断できるものなのか どうなのかということを、やはり共有する場面というのが早急に必要になると思うんです ね、秘密会でやる以上は。そこは、委員会運営として、ぜひお諮りいただきたいんですけ れども、何らかの形で、やはり公開性を担保するような委員会、この中で、どのようなお 話がされたのか、どのような資料提供がされてきたのか。住民と共有するような、次とい うことが必要になってくると思うんですね、日程的には年明けになると思うんですけども。 それについては、どういうふうに、まあ、副委員長に聞くのもなんですけど、あるいは 提案者であるはやおさんでもいいんですけど、どういうふうに、住民と共に情報共有して いくのか、あるいは今の陳情者との懇談をやるであるとか、何らかそういった場を持たな いと、勝手に都計審でたった1票差で今通っている状況からすると、やっぱり丁寧にやっ ていかないと、伏魔殿化してしまうんじゃないかということについて、ちょっと運営上の

考え方は聞いておきたいなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。委員会として。(「委員会として」と呼ぶ者あり)

○春山副委員長 休憩します。

午後4時22分休憩午後4時28分再開

○春山副委員長 再開します。 はやお委員。

〇はやお委員 私がちょっと委員会運営のほうのことについて、皆さんと相談しながらやってきたことで、懇談スタイルでやる。この事業化については、準組が計算している事業化の内容もあるでしょう。そこは非常にセンシティブなことですから、この懇談スタイルで分かったことで、少し仕分をして、かつ、そうではありながらも、実際のところで建築条例の変更もあることですので、非常に精力的に今後やっていきたい。だから、そこのところが分かったところで、この陳情審査を、一つ、一挙に整理をするという形を取らせていただく。また、それについては、当然のごとく、数字の面、また、できる限りビジュアルな形で、そして、また、いろいろな動線の話も出てくるかもしれないんですけど、私はどっちかというと、ずっと企画畑だったもんですから、数字を見れば、大体、いいかげんかどうかというのを見てしまう性格があるもんですから。でも、そうはいいながら、やっぱり区民に密着した分かりやすくということからしたらば、そういう動線だとか、どこに配置するかという話は出てくると思いますので、その辺を含めて、今回の懇談ができるのかどうか、そして、また、そこは、委員会のほうと調整しながら、外に出せるのかどうかを含めて、お答えいただきたい。

〇加島まちづくり担当部長 まずは、懇談会の開催、ありがとうございます。そこがきっかけというふうな形になるんだろうなというふうに思います。今頂いたご意見も踏まえまして、資料を用意させていただくと。25日に、じゃあ、全部資料が整って、(発言する者あり)皆さんに見ていただいて、了解いただけるかといったことを、それはちょっと、私も思っていません。何回かやり取りをやらなきゃいけないだろうし、こういう公の場の委員会ということも必要なのかなというふうに思っております。丁寧に、迅速に情報を知らしめましてご協議いただければというふうに思っております。

○春山副委員長 委員の皆さん、ほかにご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 では、本件4件の陳情の取扱いについて、いかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

〇春山副委員長 それでは、本件4件の陳情につきましては、継続の取扱いとさせていた だきます。

それでは、外神田一丁目南部地区のまちづくりの陳情審査について、終了いたします。 次に、二番町地区のまちづくりについて、日程1、陳情審査と日程2、報告事項(2) を一括で行います。

まず、日程2、報告事項(2)二番町地区のまちづくりについて、執行機関からの報告を求めます。

○江原地域まちづくり課長 それでは、私のほうから、二番町のまちづくりについてご説

明をいたします。まず、法16条手続の状況についてご説明をいたします。環境まちづく り部資料2をご覧ください。

先日開催いたしました地区計画の変更に係る素案の説明会の概要になります。11月24日と25日の2回、開催いたしました。24日は42名、25日は25名の方にご参加いただき、賛成、反対の立場から記載のようなご意見を頂いております。

賛成意見としては、高齢者や子供が増加している中、バリアフリー整備等による利便性の向上、環境整備が必要であることなど、反対意見としては、そもそもイベント利用する広場は必要ない。ここが前例となり、ほかも高くなることが危惧されるといったご意見を頂いております。

続きまして、裏面をご覧ください。裏面をご覧ください。失礼しました。意見書の状況になります。

縦覧期間として、11月21日から12月5日の2週間、意見書の提出期間として、11月21日から12月12日の3週間設けております。ご提出いただいた現時点での意見書につきましては、合計76人の方からご提出があり――あ、すみません、まだ集計中ですね、ちょっとこちら口頭での報告になりますけども、現時点で、合計76人の方からご提出があり、賛成の意見が45人、反対の意見が31人となっております。

主な意見としては、記載のとおりでございます。賛成意見としては、より街並みに配慮した計画となっていると。近隣の利便性の向上に資する計画である。60メートルの建物の林立は圧迫感があるので、80メートルで余裕のある広場がある方が空への開放感を感じるといった意見。反対意見としては、60メートルはやはり守るべきである。そもそも広場は必要ないんではないか。番町地区ににぎわいは必要ない。なし崩し的に超高層が建つことが懸念される等といったご意見を頂戴しております。その他、資料記載の内容をご確認いただければと思います。

続きまして、前回、失礼しました、委員会までにご指摘いただいた事項に関する補足の 説明をさせていただきます。環境まちづくり部参考資料2-1をご覧いただければと思い ます。

前回、12月8日の委員会にて計画容積率の設定についてご説明をさせていただきましたが、その際、何点かご指摘賜った点について、補足資料等を用いながら説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただいて、2ページ目をご覧ください。用途指定基準についてでございます。

商業地域の指定基準4を適用していますが、適用区域条件のうち、年間乗車人員数の条件と下の3行のところにありますけども、活力とにぎわいの拠点云々といった、以下の文言の条件、いずれとも満たさなくてよいのかというご質問を頂き、その際、いずれかを満たしていればよいという旨、お答えをさせていただきましたが、改めまして、東京都所管部署にも再度確認をいたしましたが、結論としては、やはり、いずれかでよいということで、まとめますと、前回のご説明のとおり、本地区の整理としては、適用区域として、年間の乗車人員がおおむね500万人から1,600万人程度の駅周辺区域に該当しているということと、右の列の地域区分は中枢広域区域にあるということで、適用を認められているといった整理になります。

続きまして、1枚飛ばして、4ページ目をご覧ください。4ページ目以降、有効空地による評価容積率の設定等について、ご質問いただいた内容について整理をしてまいりました。今回、4ページの次の5ページ目のほうにちょっと整理したものを載せております。

すみません。記載のとおり、広場等の合計面積が約4,900平米、歩道状空地等のその他空地が約2,100平米、広場の面積、合計約7,000平米になります。それぞれにつきまして、促進区の運用基準28ページ目から37ページ目に算定方法等が記載されておりまして、そこの有効係数等を用いた有効面積を算定して、その合計値、有効空地面積としては、約8,000平米となります。敷地面積が約1万2,500平米ということで、有効公開空地率は約64%となります。促進区運用基準、27ページの評価容積率算定式を用いて、この算定された有効空地率の値を入れて算定した結果が、お示しした220%ということになっております。

なお、前回の委員会におきまして、ちなみに、広場が約2,500平米ではなく、約2,000平米となった場合は、容積率はどうなるのかといった問いがございましたので、下の青ハッチの部分に記載しておりますけども、広場を500平米減じた場合の評価容積率を同様の方法で算定したところ、195%と、25%ほど減るということになります。そうなりますと、次のページの運用基準に照らし算定した容積率778のところが753%となるということになります。

以上のとおり、前回ご質問いただき、算定上はどうなるのかということでご説明をいたしましたが、12月1日の委員会で配付をした参考資料1、10ページにも記載しておりますが、番町地域、平成10年からの20年間で、人口が1.5倍に増加をしていて、マンション建設も増加をしていると。特に、当地区周辺250メートル圏域においては、大規模な公的滞留空間が劇的に不足をしていると。

さらに、二番町地区地区計画の目標として、空地と緑豊かな空間の創出を誘導することにより、ゆとりとうるおいのある住環境を形成すると掲げておりますが、なかなかそういった空間創出を恒久的な位置づけの下で確保できていない現状にあるという状況にあります。ですので、区といたしましては、政策的な観点から、都市計画法運用指針に一一あ、都市計画公園法ですね、失礼いたしました、運用指針に街区公園として位置づけられている規模である2,500平米以上について、まとまった形で配置をしたいというふうに考えております。専門家会議の見解としても、街区公園相当の広場の整備というふうに挙げられております。そういったことから、今般の地区計画変更においては、2,500平米という形で位置づけをしていきたいというふうに考えております。

続きまして、アページ目をご覧ください。こちらは、東京都の促進区の運用基準、6ページの引用になります。区域要件について、記載をされております。前提として、当該運用基準との適合性については、全体にわたって、東京都の所管部署と確認をしているというのが大前提ではございますが、本日は、この区域の要件について、どういった整理がされているのかということを補足をさせていただきます。

文中、(1)の基本計画等の適合の下から2行目ですかね、「基本計画等」という鍵括 弧の言葉がございますが、こちらは、都市づくりのグランドデザイン、都市開発諸制度活 用方針、区市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる千代田区の都市マス等を総 称したものでございます。当地区は、東京都の定める都市づくりグランドデザインにおい て、中枢広域拠点域であり、かつ、国際ビジネス交流ゾーンに位置づけられております。 それぞれの区域の位置づけ、中身については、次の8ページ目ですかね、最後のページ のほうに参考で載せております。

都市開発諸制度活用方針においても、国際ビジネス交流ゾーンについての記載があり、 交通結節機能のさらなる強化などと併せて、複合的で高度な土地利用を推進するゾーンと いうふうになっております。

こういった形で、資料アページ目の促進区運用基準の(1)の適合について、東京都と確認をしているということと、あと、アページ目に書いていただきまして、(2)の基本的要件につきましては、促進区を策定することができる地域は基本計画等があり、この計画に沿った将来目指すべき市街地像の実現を図るべき地域とございますが、これにつきましては、こういった都市づくりグランドデザインですとか、都市開発諸制度活用方針、千代田区の都市マスの位置づけをもって要件を満たしているといったような整理をしているところでございます。

後段の「原則として」以下の用途指定基準に基づき、用途地域等の見直しができ、かつ、 計画容積率が指定容積率を超える地域であることとの適合性につきましては、先日ご案内 のとおりでございます。

続きまして、参考資料2-2をご覧ください。都市計画マスタープランとの整合性に係る補足資料でございます。上段の区の見解の部分につきましては、令和5年1月19日の環境・まちづくり特別委員会でご説明した資料を引用してございます。

都市マスの123ページに記載の千代田区の――失礼しました、千代田区の都市マス123ページ記載の地区別方針における二番町に係る記述に加えまして、都市マスの28ページに載せております、まちづくりの基本方針において整理している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方、まちを支える都市基盤・空間施設の整備に当たっての考え方、都市マス40ページにございます当該エリアの戦略的先導地域としての位置づけにも触れております。

地区別方針のほうには、中層・中高層の住居系の複合市街地と記載がされてございます。 面的に方針、こういった方針をかけておりますが、一方で、当該エリアは戦略的先導地域 という位置づけがなされておりまして、この地域は、まちの課題、内外の環境変化を踏ま えて、拠点性の向上ですとか、周辺環境との調和、こうしたことを次世代の都心生活を豊 かにする魅力価値を創造するまちづくりを牽引していく地域となってございます。

それから、まちづくりの基本方針、まちづくり、土地利用の基本方針でもございますが、 地域特性等を踏まえ、次世代の目標からまちの在り方を考え、地域の共感を得られるよう なまちづくりの進め方や、地域主体のマネジメント等がトータルでなされていれば、面的 に高い建物、建築物が建設されない限りは、一つの解として考えられるというふうに認識 をしているところでございます。

当地区の地区計画変更に当たりまして、これらの方針に合致をしているということとともに、日本テレビ通り沿道に業務機能と生活支援型の商業機能の集積を図りつつ、緑化や地域交流を促す広場などの足元空間の整備により、「落ち着いたたたずまいを活かしつつ、住宅と商業、業務施設の調和共存したまちづくり、空間的ゆとりがあり、緑につつまれた住環境の形成」に資するものと考えておりまして、整合が図られているというふうに考え

ているところでございます。

この区としての考え方につきましては、令和4年10月の都市計画審議会で、二番町の報告を差し上げたんですけども、その際、都市計画課長のほうから答弁した内容から変わっていないというところでございます。区としての考え方は、こういった形でございますが、専門家会議の議論を通して、学識経験者からは、この都市マスの中層・中高層の住居系の複合市街地及び文教地区としての番町の落ち着いたたたずまいという記述ですとか、地区計画の目標にある中層・中高層の落ち着いたまち並みという記述との整合の上では、これまでの地区計画で示されている高さ60メートルのまち並みを尊重した建物とすることと、高さは80メートル以下とすることについて、見解が出たところでございます。

したがいまして、現時点の案といたしましては、これまでの区の考え方に加えまして、 学識経験者の見解も踏まえた形で構成をしているというところでございます。

もう2点ほど前回頂いたご質問がございましたので、この場で回答させていただきます。まず、北側のスタジオ棟広場状空地、現状の広場状空地の面積について、お問い合わせを頂いておりまして、そちらのほうにつきましては、約688平米となっております。12月1日委員会、参考資料1で、都市計画審議会資料をつけておりますが、その18ページ目の真ん中に記載してある番町の森の北側のスタジオ棟広場状空地の面積でございます。

もう一点、番町中央通り入り口部分の道路整備に係る警視庁協議でございますが、昨年 10月の事業者提案の前に、事業者により実施をしており、交差点需要率と交通計画について協議をしておりまして、開発後、こちら、二番町の開発後のピーク時交通量を加えても、番町中央通り交差点需要率は0.28ということで、許容値の0.9を大きく下回っているということで、自動車交通への影響は限定的であるということが確認をされておりまして、交通計画上といった観点で、そういった理解を得ているというところでございます。その点もちょっと併せて補足をさせていただきます。

すみません。長くなりましたが、以上、前回ご指摘の内容について、もろもろ補足をさせていただきました。

説明は以上になります。

〇前田景観・都市計画課長 続きまして、参考資料2-3を用いまして、都市計画道路の整備に伴う区関係施設への影響につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、面積の算出につきまして、大変恐縮でございますが、建築概要の、計画の概要書であったり、GIS、システム等を活用しまして算出したものになりまして、精緻な数値でないことをあらかじめご承知おきいただきたく存じます。

それでは、①から順にご案内をさせていただきます。①仲良し公園でございますけれども、放射街路27号線の延長線と延長のところにあるということで、放射街路27号線の取扱いが検討中の中で、今後取り扱われるかどうかについては、不明となっているところでございます。面積としては、約570平米ほどあるといったところでございます。

続きまして、②THE BANCHO、高齢者福祉施設でございますけれども、都市計画道路がかかる面積は約80平米ほどございまして、残る後退後の敷地面積は約2,200平米となってございます。

③番町さくら館につきましては、放射街路、この27号線からも入館できる通路がございますけれども、その部分につきましては、いきいきプラザ、国施設との1団地としての

土地利用がなされてございまして、通路自体の管理は国が行っているといったものになってございました。

④いきいきプラザー番町でございます。こちらも高齢者福祉施設でございますけれども、都市計画道路がかかる部分が約230平米ほどございまして、敷地面積は約2,800平米となってございます。

⑤麹町保育園でございますけれども、都市計画道路のかかる部分が約100平米、後退後の敷地面積が約1,000平米となってございます。

最後に、千鳥ヶ淵公園のところでございます。都市計画道路がかかる部分が、北側のところで約160平米ほどございまして、残る後退後の面積が約1,800平米となってございます。道路を挟みました部分、公園部分も隅切り部分が対象となるというふうに認識をしてございますが、当該部分は主に北側部分への拡幅の計画となってございますので、大変恐縮でございますが、未算出とさせていただいているところでございます。

ご説明は以上でございます。

- 〇春山副委員長 報告が終わりました。
  - 一時休憩にします。

午後4時50分休憩午後4時50分再開

○春山副委員長 再開します。

本件に関する陳情は、継続中の陳情、送付5-18、19、21から26、31、41、45から49、52から54、参考送付の19件です。関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇春山副委員長 執行機関から陳情審査に対する情報提供はありますでしょうか。 (発言する者あり)

それでは、二番町地区のまちづくりの報告や陳情について、質疑を受けます。

〇はやお委員 まず、行政のほうのスタンスを確認したいと思います、この二番町の今度は地区計画についてのね。と申しますのは、るるいつも説明のときに、都市計画提案された90メートルが80メートルになったかのような、いつも説明があるんですけれども、このスタンスをもう一度答弁いただきたいと思います。この地区計画をどういうふうに捉えているのか、お答えいただきたい。そこがずれていると、話が進まないんでね。

○江原地域まちづくり課長 今回の地区計画の変更、区が進めていくという中で、今、6 ○メートルという高さがかかっている中で、参考資料2-2のような考え方で、ここは学 識経験者の意見を踏まえて、そこの部分については、80メートルという形で変更するこ とについて進めていきたいというのが区の考え方ですので、90を80ということよりも、 こういった考え方での整理をもって、60を80といった形での変更をするというところ でございます。

〇加島まちづくり担当部長 再開発等促進区を定める地区計画、再地区だけではなくて、 地区計画というものは、やはり地域の課題だとか、自分の敷地の課題だとか、そういった ところを解消するためにかけていくということの理解をしております。再開発等促進区は、 その中でも、地域の課題、これを解決できるかどうか、そういったものが解決できるんで あれば、適用するという考え方で立っておるというところでございます。

今回、特にこの二番町の地域課題で触れているのは、協議会と、あと、委員会等でもご説明させていただきましたし、先ほど担当課長のほうからもご説明しましたけれども、まずは、人口が増えてきたと。その中で、街区公園規模の公園はやはり必要だろうというところと、そういった広場を設けることにより、緑化もさらに進むだろうといったところ、そういったところがやはり地域の課題の一つであるというふうな認識で、そういった課題をまず1点考えられるのではないかと。

もう一点は、地下鉄麹町駅6番出口のバリアフリー化の必要性、そういった地域の課題、 やはり、ここがエレベーターなり、エスカレーターなりが必要だよねという声がございま すので、そういった課題があると。それと、地区内に少ない生活利便性施設、例えば、ス ーパーマーケット、こういったところの誘致の必要性、課題ということですね。それと、 地域の身近な避難場所としての災害時の拠点の必要性、こういった課題があり、そういっ たものが今回の再開発等促進区を定める地区計画の中で解決ができるということをもって、 我々、区としては進めていくべきではないかというふうな考え方の中で、手続をしている といったような状況でございます。

〇はやお委員 そうなんですよ。そのことを具体的に書いてあるんですね。だけど、私の言いたいところは、やっぱり、今、一番非常に高さが問題になっているといったときに、そのところを当然解決するべき内容だと思っています。というのは何かといったら、この再地区をやることによって、当然のごとく、交通のほうの整備もしなくてはいけない、近い、これ、義務に近いような内容になって、それだからこそ、ボーナス、パーセンテージも出てくると、容積率の。

で、私が言いたいのは、既存の地区計画があるということなんです。それと、今回のこの60メートルを超えるということに対しての考え方なんですよ。今までるる説明があったのは、何で16条をこういうふうに常任にもかけずにやったのかといったときに、これは、今までの日テレさんからの提案のものをベースにしながら、学経が出してきたと。で、80メートルを一一あ、ごめんなさい、90メートルを80メートルにしたに近い答弁をしたけど、それは違うのかどうなのか。そして、また、この60メートルを地区計画でやったときに、なぜ、その当時、60メートルをアッパーにしてキャップをかけたのか、そこの2点について、お答えいただきたい。

〇加島まちづくり担当部長 その当時の地区計画、私がちょっと担当したわけではないので、細かいところまではあれですけれども、そのときは、やはり人口が増えてきた中で、マンションがずっと建ってきたと。そのタワーマンションをあの中に、今後、何もしないと、そういったものが林立するだろうといったようなところで、そういったマンションに関しての高さの制限、そういったものを設定する必要があるよねといったようなところで、二番町、二番町だけじゃないですけど、番町地区はそういった地区計画が、高さの規制がある地区計画が掲げられてきたといったようなところというふうに認識しております。

それと、その高さに関してのお話ですけれども、先ほど、私がご説明した地域課題、これを解決できるようであれば、高さについては、60メートルを超えてもやむを得ない一一まあ、やむを得ないという言い方はちょっと合っているかどうか分からないんですけど、そうじゃないかといったようなのが専門家会議でも議論になって、そこで集約されたとい

うところですので、そういったことが専門家会議から日本テレビさんのほうに、そういうのはできますか、検討できますかと。それで、検討した結果が企画提案という形で、区に提出され、区としても、それで課題解決ができるよねと。で、高さに関しましても、ある程度やむを得ないというところを踏まえて、これに関しては、再開発等促進区を定める地区計画を適用し、進めていくべきというふうな解釈をしたといったようなところでございます。

- 〇岩田委員 関連。
- 〇はやお委員 ああ、関連。
- 〇春山副委員長 まだありますか。
- ○はやお委員いや、いいよ。どうぞ、じゃあ。
- 〇岩田委員 今、専門家から日テレにこういう課題解決できますかというお話があったと言いましたけども、この前の委員会の中では、広場のことに関して言えば、2,500平米は区が提案したんですよね。確認です。
- 〇加島まちづくり担当部長 区が地域の方々の意見も踏まえながら、先ほどの人口動態だとか、そういったものを踏まえ、街区内に街区並みの公園が250メートル圏域の中にないといったようなのを確認もさせていただき、それは、専門家会議の中でも、それはそうだよねと、それはやはり地域課題の一つであるといったようなところが確認されたといったようなところでございます。
- 〇岩田委員 その地域の方々の意見って、どこで誰がそんなことを言ったんですか、2,500平米というのは。
- 〇加島まちづくり担当部長 具体的に2,500平米ということを地域の方が言ったというよりも、やはり広場が必要だよねといったようなところがあったというのは、委員もご存じかなというふうに思っています。その中で、先ほどから言っているように、区として、ただ単なる広場を設けるのではなくて、この街区内に必要な広場の面積とはどういうことかといったことを考えると、しつこいんですけど、人口だとか、街区公園並み250メートル圏域の中で、やはり街区公園並みの広さの広場が必要だというようなことを解釈し、先ほど言ったように、専門家会議でもそれはそうだよねと確認されたといったようなところでございます。
- 〇岩田委員 今のお話だと、地域の方々の意見が具体的にどこでというようなのは、ちょっと分からないということですよね。誰が言ったかというのは分からないわけですよね。でも、地域の意見をいろいろまとめて、2,500ぐらいの街区公園並みのというのを、区が言ったわけですよね。でも、これ、問題はどれぐらいの広さの公園かということによって、高さも変わるという可能性があるわけですよ、実際。それだったら、2,500というのを決めたというのが、それはおかしな話だと思いますよ。これ、日テレとしては、容積率の700%が欲しくて、2,500平米の広場、その他の有効空地の設置を提案している。で、その高さ60メートルの制限では、せっかくもらった700%が消化できないから、できるように緩和してほしいというふうになっているわけじゃないですか。だから、そもそもの2,500平米というところを決めたというのがおかしいんですよ。違いますかね。
- ○加島まちづくり担当部長 先ほどの広場2,500平米の広場に関しての考え方は、先

ほどから説明してきたとおりでございます。そのぐらいの広場をここでつくるべきだと。そういった広場の中に緑化も進めて、二番町の、現在の二番町の地区計画の目標でもある緑化に恵まれたといったような地域を目指していくべきだというふうな認識でございます。〇岩田委員 そこの地域で2,500平米ぐらいの公園をつくるべきだと。つくるべきだと区が勝手に言っているだけですよね、これ、正直。その地域の方々の意見というけども、そんな集計をどこで取ったのかって、誰が言ったのかって、そこが問題ですよ。区が勝手に言って、2,500平米ぐらい、街区並みのと言っている、そういうふうに思いました。だから、決めますって、勝手に決められても、困るんですよ。実際、千代田区の中の街区公園というのは2,500平米に満たないものも結構あるわけで、なのに、何でここだけ一まあ、ある区民の方は、やっぱり日テレのためにこういうふうにやっているんじゃないかというふうに思われちゃうわけですよ。わざわざ、ここに、こんな住宅地があるところで、住民が多いところで、2,500平米って、わざわざ何でここなのという話になるわけですよ。先ほども、人口が増えてとおっしゃいますけども、容積率を緩和したら、当然、マンションも大きなものが建つ。そしたら、人口は増えるのは当たり前ですよ……〇春山副委員長 すみません。傍聴の方、お静かにお願いします。

〇岩田委員 なのに、人口が増えたんじゃなくて、増やしているんですよ。それで増やしておいて、やっぱり公園が必要だよね、じゃあ、またこういう大きなのをしようと。どんどんどんとん、もう幾らでもできちゃうわけですよ。だから、そういう認識をちょっと変えないと、2,500平米というのは、これ、おかしいですって。それを言い切っちゃうのは。

- Oはやお委員 同じところなの。
- ○岩田委員 じゃあ、戻します。
- 〇春山副委員長 はやお委員。

〇はやお委員 正直、もうちょっと60メートルのスタンスを確認してからと思ったんですけど、私は大きく四つの問題があって、その四つの課題の中の一つとして、結局は、この広場相当の2,500平米、これを標準とするということで、何かといったら、驚いたんですよ。というのは、この資料の、結局、6ページに書いてある、見て分かるように、見直し相当の容積率ということで、先ほどのやって、約468という指定容積が見直し相当で488、20%増えているんです。それはそれでいいでしょうと。

で、これも確認しますよ。だけども、何が一番大きいかといったら、有効空地評価なんですよ。結局は、有効空地評価というのは、先ほどるる岩田委員が言っているように、この2,500平米をすることによって、220%の容積をインセンティブするんです。びっくりしたんです。じゃあ、このことについて、このことは、逆に言うと、高さに関係してくるわけですよ。十分に地域の方と合意形成しているのかということなんですよね。というのは何かといったら、だから、私は言ったのは、700、ごめんなさいね、778だから、じゃあ、2,000平米にしたら、どのぐらいの容積率なんですかという話をしたら、結局は計算してくれましたよ。だって、それ、計算式があったと書いてあるんですから、この基本基準に。そしたら、25%マイナスの195%でいけますよ。じゃあ、ここに次のことがあるのは、高さをこれにしたら、どのぐらいなんですかという話があるわけです。それを、本当は、都市計画審議会に報告する前に、当然、その後に16条ですから、

確認しなくちゃいけないことだったと思うんですよ、こういうこと。

それで何を言っているかというと、90メートルを80メートルにしたんではなくて、60メートルという地区計画、我々が、区民が合意して、地域の人たちが合意して、悪いけれども、行政が整理してつくった60メートルなんですよ。そのことを変えるということは、ルビコン川を渡るんだから、61%から、もう61メートルだろうが、70メートルだろうが、80メートルだろうが、150メートルだろうが、60メートルの妥当性がなくなったということを分かりやすく説明しなくちゃいけないんですよ。だから、そこのところを、何で確認もしないで、16条に入ったのかと何度も言っているわけですよ。

結局は、700%の容積率を確認したら、何だ、2,500平米、それがいけないということを言っているんじゃないんです。これを地域合意しているのかということなの。もし、2,500平米を200平米にするのか、1,800平米にするのかということによって、高さも違う可能性があるわけですよ。そういうところについて、一番肝のところの確認がどういうふうにされたのか。沿道協議会でされたのか。何々でされたのか。でも、これ、2,500平米といったら、2,000――あ、ごめんなさい、2,500平米の広場相当をつくるということは、220%の容積率を与えることですよと説明をしたかということなんですよ。そこが説明が足りないんじゃないかということを言いたいわけ。それで、みんなが、なるほど、いいよと言えばいいんですよ、私は。手続のことをずっと言っているわけ。それで、このところについて、220%のところについて、一番大事な肝のところがどういう確認をしていたのかということを何度も言いたいわけですよ。それは、きっと反対の人は猛反対するでしょう。だけど、そこをどういうふうにやっていくかというのは、これが苦しくたって整理しなくちゃいけないんですよ。

私は、だから、220%も与えるということは、高さを与えるということなんですよ、 イコール。広場を与えるということは。でも、広場も欲しいはずなんですよ。だから、そ こをどうやって折り合いをつけていくかということを悩んだか、苦しんだかということな んです。そこをお答えください。

○加島まちづくり担当部長 まさに、そこら辺の高さに関しては、いろいろなご意見があるといったようなところだったというところです。だったと過去形で今言ってしまいましたけど、それは、前回の提案、90メートルの提案の中で、そういったご意見があったと。だからこそ、専門家会議の中でいろいろ議論、検討してもらって、高さの議論もしてもらったと。その中で、先ほどからご説明している地域の課題、そういったものを解決するのであれば、60メートル、今ある地区計画の60メートルを基本としながら、最高で80メートル以下と、そういったところに関しては、ここは可能なんじゃないかといったような提案があったといったところなので、そこら辺はちょっと理解をしていただきたいと。

課題解決のためには、やはり地区計画、ただ普通の規制型の地区計画ではなくて、まちの課題を解決するための再開発等促進区を定める地区計画がやはり必要だと。その中では、やはり容積率の割増しといったところは避けられませんので、その中で、専門家会議の中でも議論を頂いて、今こうやって来ているといったところですので、そこはちょっと申し訳ありませんけれども、手続等も含め、ご理解いただきたいなというふうに思っております。

〇はやお委員 ここは、私は理解できないんです、はっきり言って。何かといったらば、

ここが一番肝なんですよ。ここを抜かして進められないんですよ。

もう一つ、何を言いたいかといったら、私が基本計画等のところを聞きましたよ。何かといったら、基本計画というのが、先ほども話を頂いたとおり、ここで言っているのが、グランドデザインだから、都市マスだと言ったわけですね。で、都市マスのどこに書いてあるんだと私は言いましたよ。そしたら、これのところについて、もう皿のように私も見ます。科学というのは意地悪精神ですから、どういう、どこに落ちがあるのかと、ずっと見るわけですよ、穴が空くぐらい。昨日、確認を取られて、見ましたよ。それで、やっぱり一番の肝のところは、区の見解のところに、さらに当該エリアは戦略的先導地域という位置づけがなされておりまして、この地域は、まちの課題、先ほど言いましたよ、まちの課題、それで、内外の環境変化を踏まえて、拠点性の向上や周辺環境との調和、こうしたことを次世代の都心生活を豊かにする魅力・価値を創造するまちづくりを牽引していく地域となっています。これが都市マスの4〇ページ。

私、実は、2年浪人している間、この都市マスがこうやってできているのは、最後は見ていないんですよ。その40ページを見ました。どう見ても、無視してとは言いませんよ、再開発してよいと読めるような文章が一つもないんですよ。だから、ここですよと。だから、何かといったら、ここの話をしたときに、何を言っているか分からないと言って、資料説明が来たのは、ここ、どこを読んだら、再地区のところが書いてあるんだと言いたいわけですよ。確かにそうですよ。戦略的先導的地域と書いてあるから、そういうことがどこかに書いてあるんだろうと。高度利用するとかなんとか、一つも書いていないんですよ。だから、それはどこから読むのか、お答えください。

〇前田景観・都市計画課長 戦略的先導地域の部分につきまして、私のほうからご答弁を させていただきます。

今、ちょっと都市計画マスタープランがお手元にない中で、大変恐縮でございますけれども、ここは、共通のまちの課題、まちづくりの機運に対する連携の可能性が高まっていたりといったところの位置づけとして、まず、位置づけられているといったところになります。そうしたところでは、「緑と水辺の高質な空間との連続性やまちの落ち着き、特徴ある業態の集積等の界隈性を大事にしながら、まちの課題、内外の環境変化を踏まえまして、新たな賑わいと交流を育む拠点性の向上、周辺環境との調和など、次世代の」ということで続けさせていただいてございます。そうしたところを記載しているということは、地域課題を踏まえて、このまちの中の取扱いを考えていきましょうということで記載をさせていただいてございます。そうしたまちの課題、周辺環境、落ち着いたたたずまいを大事にしながら、では何ができるのかといったところで、今回の再開発等促進区のこの計画が出来上がってきているものというふうに認識をしてございます。

- ○はやお委員 これは、飛躍……
- ○春山副委員長 すみません、傍聴人の方々、ご静粛にお願いします。
- 〇はやお委員 何かといったらば、私が言っているのは、全てこの運用基準のところに書いてあるんですよね。先ほど、グランドデザインだと言ったけれども、これ、これらを併せて基本計画等、だから、当然、こういうものが全て玩味されているんだということなんですよ。

さらに、僕が言いたいのは、基本、この基本的要件の中に、基本計画等と書いてあると

ころ、ここが僕は重要だと思ったから、基本計画等があるのかと言ったのは、ここにも書いてありますよ。さっき、上から、1行目、基本的要件、(2)のところに、再開発等に関する基本計画等がありなんですよ。つまり、何かといったら、再開発等に関する基本計画はどこに書いてあるんですか、これには。それは今までローカルルールだったんですけれども、この基本計画等というのは、決して、私も外一のことはあんまり好きじゃないんだけど、基本構想ができているわけですよ。その地区の再開発のほうの使うための整理をしたんですよ。でも、ここのところ、何でしなかったのか。で、この前のとき、何でしなかったんだという説明、何ちゅうか本中華で、分からないんですよ。また経緯・経過をずっと言うわけ。その経緯・経過は分かっていますよ。だけど、実は、基本構想ができなかったんじゃないんですかということを言いたいんです。整理をしなかったら、それは調整がつきませんよ。基本構想をつくらなかったら、苦しくたって、つくらなくちゃいけないんですよ、みんなに確認をして。どういうふうにやっていくのかと。

だから、私は委員長のときには、これは筋が悪いぞと言って、止めたわけじゃないんですよ。止めたわけじゃない。でも、これ、東京都が言ったと言っているけど、ローカルルールでは、今まで基本的にはうちがこういう高いのをやるときは、そういう整理をしてきたはずなんですよ。そこのところ、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 まず、この読み方に関しましては、(1)の一番下の段から 2段目ですか、本運用基準において、これらを併せて基本計画等というというふうになっていますので、そこの上に書いてあるものを述べて基本計画等というということで、そこはご理解いただきたいんですね。千代田区の都市マスもそうです。

それと、あと、この番町の中で、沿道のまちづくりの基本構想をつくるといった経緯の中で、なかなかそこまでちょっと達していなかったといったようなのは、事実ではあります。ただ、それが、じゃあ、できていなければ、これが成り立たないのかということではなくて、今言った基本的要件に関しては、ここに合致しているということなので、再開発等促進区を定める地区計画をここで適用することは何ら矛盾はされていないといったようなところでございます。

〇はやお委員 そうですね。何かといったら、結局は、最低、ここまで守ればいいという のはあるんですよ。だから、違法ではないと思いますよ。当然、違法だったら困りますか ら。でも、本来、地区、みんながこうやって、現実ですよ、地域が割れているんですよ。 そうしたら、やっぱり、今までやってきたルールを守るというローカルルールというのは、基本構想をつくるとか、基本構想を何でつくるかといったら、紙を作るんじゃないんです よ。みんなが何を言っていたかということを調整し、積み上げていく結果なんですよ。

だから、私は、聞きます。あ、私が聞いちゃ駄目だ。僕は、機関で聞いてもらいたいのは、どういうスタイルなのか。これ、確認しますけど、ここのところについては、土地利用計画課というのがオーケーを出したのかどうか、そこのところを確認し、このところについて、やはり、私は独自で確認しなくちゃいけないことだと思っている。こういうふうに読むとか、読まないとか。何でそこまでというのは、お互いに、私は、16条をあそこまでやって、それで、都市計画決定のことについても、あれだけやり合いましたよ、休憩中に、加島さんともね。だけど、お互いに信頼性がない――お互いの信頼性が欠如してきたとあると思うんです。となると、やっぱり言われている読み方というんだったらば、そ

の読み方を、もう一回、僕は都に確認しなくちゃいけないぐらいに思っているんですよ。 いや、それは勝手にやってくださいよと言うのかもしれないけど。というぐらいな話に、 私はこう読める。

だけど、確認しました、こういうふうに読みました。だけど、普通に考えて、ここのところを一生懸命読んだって、それと、都市マスもそうですけれども、地区計画の図書を読んでも、目標が住宅の閑静なと書いてあるところ、目標を変えなかったら、できないと思っちゃうのが、僕、普通なんですよ。で、そこのところを変えるということは、目標を変えるということは、大方の同意が必要になってきちゃうんですよ。だから、どうだったのか、反省をし、どういうふうにお互いに着地をしていくのかというところにやらないと、また街路樹と同じになっちゃうんですよ。子どものけんかになっちゃうんですよ。

だから、私は、ルールに従って、どうやるか。今、分かっている、僕は、ここのところは仁王立ちしてまで言っているのは、嫌ですよ。利益相反するんですから、進めたいという人だっているんですよ。僕なんかは、本当に佐久間町の件を言うわけじゃないけど、進めてもらいたいですよ、地区計画をどんどんどん。で、人から言われますよ、はやおはストップ・アンド・ストップの男だと言われますけど、でも、そうじゃない。ルールをきちっと守ってくれ。そのルールを守る中に、当たり前のことを当たり前にする中に、行政というのは成り立っていくんだから。

だから、僕は、ここのところについて、逆に言うと、アンケートを取りたいよ。これをどう見てね、16条じゃなくて、この目標、都市マスと地区計画図書を見て、これがこう読めるのかという話なんですよ。俺は素人だから分からないのかと、ずっと悩んだんですよ。だけども、これは、どう見たって、どう考えたって、目標も、方針だけを変えるだけにはいかないはずなんですよ。というところなんですけど、どう思ってるのか。そこのところについて、これだけ議論をしなくちゃいけないのに、何で16条に入ったんだと。

俺は、何にも言っていないならいいですよ。都市計画審議会の前にも言って、それは非公式ですよ。都市計画審議会でも言った。確かに委員長の体調が悪くて、定例会に入る前にできなかった。だけども、せめて12月1日の常任委員会のところを通してからじゃないと、これについて、16条に入るというのは暴挙ですよ、はっきり言って、私からすればね。あなたたちからすれば、それは執行権だと言うのかもしれないけど。私は、これを許したら、悪いけど、委員会のこの議事機関としての、あれですよ、無視されたと思うぐらいな重大なことだと思っているんですけど、その辺はどう考えるか。

O加島まちづくり担当部長 都市計画審議会への報告に入る前に、当委員会がということで、それは前回、前々回もちょっと答弁させていただきました。今後、丁寧にやっていきますということも答弁をさせていただきました。区としては、適切な対応でやっているというような認識ですけれども、今後も、法的な手続にのっとって進めていきたいというふうに考えております。

何点か質問がございまして、東京都の確認というところで、地区計画を定めるのは、千代田区で定められる地区計画があるんですけれども、それに関しても、やはり東京都のほうに見解というか、聞かないとならないんですね。こういう地区計画をかけますけど、東京都のグランドデザインだとか区域マスだとか、そういったものに合致していますかといったようなもので、これは大丈夫ですよというような了解を得ないと、実は、区の地区計

画ってかけられないような状況ですので、そういった意味からすると、先ほどのはやお委員の土地利用計画なりが了承しているのかということになると、それは了承しておりますといったような答弁になるといったところでございます。

また、地区計画、今現在かかっている地区計画の目標だとか、方針だとかを変えられないのかといったようなところは、先ほど秋葉原のほうもありましたけれども、ああいったところに関しても、高さの規制もかかっているところがありますので、そういった目標とか、方針というのは変えていかなければならない。たしか都市計画審議会の中でも、そういったご質問をされた中で、学経さんのほうから、地区計画というものは固定――地区計画というのは別に固定したものではありませんから、その時代その時代で、新しく地区計画を方針から書き直すということは当然あるといったようなことも言われていますので、我々としても大きく変えるということはもちろん二番町の中の全体を変えるということではなくて、今回の再開発等促進区の中に関しましては、そういった目標方針を少し修正させていただいて、今、手続のほうに入っているというところでございます。

- 〇小枝委員 ちょっと関連で、すみません。
- Oはやお委員 どうぞ。
- 〇小枝委員 今のやり取りで。
- 〇春山副委員長 小枝委員。
- 〇小枝委員 土地利用計画課のほうに聞きましたよということなんですけども、前の17条のとき、90メートル案のときも聞いている、今回も聞いている。それは、いつ、どう ――いつ聞きましたか。で、ちゃんと中身を説明していますか。(発言する者あり)いや、本当にいつ聞きましたか。いつ。行ったのか、電話なのか。
- ○加島まちづくり担当部長 ちゃんと正式に書類を出して、相手方はもっとプロですので、 それで見てもらっているということは、答弁できるかなと思います。
- ○小枝委員 いやいや、いつですかと聞いているんですよ。
- O加島まちづくり担当部長 すみません。今、ちょっと日にちは分からないです。
- ○小枝委員 じゃあ、いつ頃ですか。
- 〇加島まちづくり担当部長 だから、16条をやる前には調整はしていると思います。また、17条に入るときも調整するという形にはなります。
- ○江原地域まちづくり課長 東京都の所管の部署とは、ずっと中身については確認をしていて、先ほど私のほうからご説明したこの7ページ目のほうは、もう本当に促進区を適用できるかという要件の話になりますので、大前提として、そこは東京都の確認は取った上で中身の検討に入っているというところでございます。

この基本計画等というのは、あくまで、要件として(1)で定義されているものについては、8ページ目に記載のとおり、こういった位置づけであるということをもって、ご判断いただかないと、その先に行かないということですので、図書の作成も含めて、いろいろ事前相談を重ねながら、中身を詰めてきているというところでございます。

地区計画につきましては、目標のところで、「中層・中高層の落ち着いた街並みと良好な住環境の維持・保全」といった文言がございます。今回、こことの整合というところで、まさしく、今、既存の地区計画で、「中層・中高層の落ち着いた街並み」というものに対して、街並みをどう維持していくかというところでいくと、今、60と、60メートルと

いう形で地区計画で定められているところもあるので、そうはいっても、地域課題解決という中で、どういった形で全体をバランスさせるかという中で、先ほど申し上げたとおり、学識経験者のほうの専門家会議のほうでも、60のまち並みをきちっと配慮した形で日テレ通りの沿道、対岸からは60よりも高いところが見えないような形でセットバックをさせて、そういったまち並みというものにはきちっと配慮していくということが大前提ですよというところの下での議論を頂いたというところでございますので、そういった形で、今、組み立てているというところでございます。

○小枝委員 ごめんなさい。介入で、申し訳ない。

今のくだりって、すごく重要なこと、要素が幾つも入っていて、じゃあ、そこで、一つは、もう大方の合意は要りませんというふうになっているのかどうかね。というのは、先ほど柳沢先生のお言葉だと思いますけど、地区計画は固定したものではない。確かにそうおっしゃった。(発言する者あり)でも、それは、同じ柳沢先生が、それは地域課題を確実に解決する場合で、マスタープランの逸脱、大方の合意がある場合は逸脱が認められると言ったんですよ。で、離れたところにあるから、誰かも混ぜっ返しているけれども、先生の頭の中では、それはセットなんですね。大方の合意が要らないと言ったのかどうか、そこははっきり答えてください、東京都との確認において。確認していなければ確認してください。(発言する者あり)

いや、はい。うん。大方の合意、この地区計画を……

- 〇はやお委員 地区計画を変えるということに……
- 〇小枝委員 変えるのに、大方の合意は要るか、要らないかの答弁。
- 〇春山副委員長 まちづくり担当部長。
- O加島まちづくり担当部長 大方の賛同に関しては、その都市マスに逸脱しているかどうかといったくだりの中で、委員が言われたところで、個人的なというところで、私の意見ですがといったようなところで。
- ○小枝委員 ないよ。
- O加島まちづくり担当部長 いや。
- ○小枝委員 私の意見ですがとは言っていません。
- ○加島まちづくり担当部長 私の個人的なって。
- 〇小枝委員 議事録を見てください。言っていません。37ページ。言っていませんよ。
- ○加島まちづくり担当部長 すみません、ちょっと確認します。(「一度確認したほうがいい」と呼ぶ者あり)
- 〇春山副委員長 休憩します。

午後5時28分休憩午後5時31分再開

〇春山副委員長 再開します。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 7月25日の都市計画審議会、会長職務代理の記録、議事録になります。これは、専門家会議の中の集約をこういうふうにまとめましたということを都市計画審議会に報告をしていただいて、それを課題、先ほどから出ている、私が説明した課題等に関して、日本テレビのほうにもう提案、進言するといったようなときの会長職

務代理の発言です。読まさせていただきますと、「全体の論旨については部会の委員で了承されていますが、個々の言い回しについては、細かい言い回しは私の個人的な見解も多少入っているというのはご了承いただきたいと思います」というところで、そこで、マスタープランのところの話ですけれども、「地域課題解決のためにマスタープランの表現からの一定の逸脱が、どのような条件の下に許容されるのか。あるいは、それは逸脱ではないと判断できるのかということが問題になった」と。問題になったということは、マスタープランを逸脱していると言っている人もいるし、逸脱していないと言っているということの問題になったと。「この点についてはなお、この部会の委員の中でも議論が必要だということが考えられますが、少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ地域の大方の賛同が得られる場合には、マスタープラン表現からの一定の逸脱も許容されることについては、委員の一致を見ました」といったような記録になっているというところです。(発言する者あり)

〇小枝委員 そうなんです。そこが大切なんですよ。で、今のを読み上げたところの少なくとも以下のところ、少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ地域の大方の賛同が得られる場合には、マスタープラン表現からの一定の逸脱も許容されることについては、委員の一致、ここで委員の一致を見ているわけだから、ここは委員が一致しているわけですよ。ただ、部長の言い分を半分ぐらい受け止めるとして、もしかしたら、中で、6人の先生の中で、いやいや、逸脱していませんよと言った先生もいたのかもしれないですよね。でも、それは3対3なのか、4対2なのか、それは会議に出ている者には分かりません。ただ、ここに書かれているように、明確に委員の一致を見たということは、大方の合意は必要だと、学者先生たちは判断したということだし。それと、最初の質問に戻ると、土地利用計画課さんが、これについて、大方の合意が要らないというふうに言うというのはちょっと考えられないなということを問うています。なので、それは、恐らくそんな聞き方もしていないでしょうし、それは行政の執行権ってまた思っちゃっているわけだから、聞いてもいないよという話なんでしょうねと。でも、それでは区民はまた納得できないですよという部分を残すのは、手順・手続上、本当によろしくないということは指摘します。

その上で、今日の資料で、ごめんなさい、それが今関わるところなんで、そこもちょっと聞かせてください。都市計画法の18条の4にある基本方針に即したものでなければならない。この基本方針というのは、東京都の区域マスだったんですか。私、今日の資料を見て、そこは、もう法解釈論だから、区域マスなのか、市町村マスタープランなのかというのは、もう雲泥の違いがあるので、今日の資料がいきなり区域マスの話になっていて、すっ飛んじゃっているんですよ。基本方針等ともなっていないからね。基本方針って何なんだ。これは区なのか、都なのか、そこははっきりさせてもらわないと、18条の4で定めている基本方針。単純な質問です。単純に答えて……

- ○江原地域まちづくり課長 今日の資料のアページ目のところなのか――ですよね。
- ○小枝委員 18条の4のことを聞いています。
- ○江原地域まちづくり課長 18条の4。
- 〇小枝委員 都市計画法の定めのことを言っているの。都市計画法の18条の4に、基本 方針に即したものでなければならないとあるでしょう。(発言する者あり)それは、 (「今日の資料」と呼ぶ者あり)この何に即しているかというと、いわゆる、東京都の計

画に即していると書いてあるんだけれども、じゃあ、千代田区の都市マス、通常はここに 18条の4というのは、基本方針というのは、千代田区の都市マスですよねという確認だ から、もう「はい」とか「いいえ」とか一言でいい。一言で。

○前田景観・都市計画課長 ちょっとすみません、説明をさせてください。

まず、先ほど、基本計画等との適用を基本的要件というところは、東京都の再開発等促進区を定める地区計画の運用基準、ここの中での表現といったところでございます。今、小枝委員からご指摘を頂いていますのは、都市計画法の中で、第18条の2の中に、基本方針ということで略されているものがありますが、これを読み上げますと、市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想、要は、上位計画ですね、基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しということで、(発言する者あり)そこに関するものを基本的な方針と記載をしてございます。

- 〇小枝委員 今、2項でしょう。4項のことを言っている。
- ○前田景観・都市計画課長 はい。なので、ここで書いている4項のところで……
- 〇小枝委員 長い。
- 〇前田景観・都市計画課長 ここで基本方針を掲げていますのは、もちろん都市計画マスタープランも上位計画に当たりますし、ここでは、議会の議決を経たという形で書いてございますけれども、都市マスのところの上位にも区の基本構想も当たるというふうに認識をしてございますので、一定の上位計画は当たるというふうに認識をしてございます。
- 〇小枝委員 分からないんだよね、何を言っているか。 (発言する者あり)

副委員長、結構聞いていることはシンプルなので、基本方針に即したものではなければならないと言っている都市計画法18条の4の基本方針とは、市町村の都市計画マスタープランのことですね。

- ○前田景観・都市計画課長 なので、基本構想も入る。
- 〇春山副委員長 区域マスも入る。
- 〇前田景観・都市計画課長 区域マス――都市マスは、その上位に区域マスが入っていますので。(発言する者あり)
- 〇春山副委員長 すみません。(発言する者多数あり) 休憩します。

午後5時38分休憩午後5時39分再開

- 〇春山副委員長 再開します。
  - 景観•都市計画課長。
- 〇前田景観・都市計画課長 はい。お時間を頂戴して、大変失礼いたしました。

では、ちょっとシンプルにお答えをさせていただきますと、まず、上位計画である都市 マスのほうに即します。で、その都市マスの作成に当たりましては、その上位計画に当た る基本構想であるとか、東京都の区域マスであるとか、そういったところも即しますので、 一定の上位計画に即して、こういったことが書かれていますので、そういった意味も含め て、基本方針というふうに認識をしてございます。

- ○小枝委員 これで一旦ね。
- 〇春山副委員長 小枝委員。

〇小枝委員 介入しちゃって、ごめんなさい。

つまり、この流れの中で区域マスもあるでしょう、基本方針もあるでしょう、都市計画マスタープランもあるでしょう。でも、都市計画マスタープランに、これは反してはならないわけだから、じゃあ、反しているって何かというふうに考えるわけですよね。この中層・中高層の住環境、街並みをどうするといったときに、このやり直し、80メートルプランについては、学者先生たちが、ある程度こういう地域課題を完全に解決する、そして民意の大方の合意が得られればいいんじゃないですかという枠を決めてくれたから、ある程度解釈としては成り立つ可能性があると思うんですね。その前の90メートルのときというのは、岩田さんも激しく言っていたけれども、やっぱり明らかに逸脱をしていたわけですよ。そこははっきりと認められると思うんですね。それも認めないの。認めないんだ。そうなんだ。じゃあもう時間が無駄だな、もう。そうですか。

そうすると、もう本当にやり取りする時間が無駄になっちゃうので、ちょっともうもったいないから言いません、もうここは言いっ放しにしますけれども、3月30日の、これは柳沢委員の手続論の中において、16条のプランと17条のプランがA案とB案で全然違うのに、それを一括してやっちゃうと駄目ですよと区に言ったけど、区は無視してやっちゃったと。要するに本当に、無視されるのは私だけじゃなくて、学者の先生の言うことでも無視するんだというふうに思うわけですね。都合のいいことは聞くけれども、都合の悪い忠告は聞かない。

で、この中に細かく90メートルが都市計画マスタープランからの逸脱かどうかということは触れていないけれども、通常、都市計画の学者に聞くと、先生方の中に2人しか都市計画の学者はいないけれども、これはもう90メートルが逸脱というのはもうはっきりしている。80メートルが逸脱しているかどうかというのは、確かに議論が分かれるところだと思います。

だから、それも含めて、東京都に地区計画があるわけだから、地区計画というのは議決を経ているから、議決を経ている地区計画があって、マスタープランの目的を達成しようという意思表示があるところを、大方の合意を経ないで変えてしまっていいという見解を、土地利用計画課が本当に持っているのかどうかということは、ちゃんと確認していただきたい。お願いします。

〇江原地域まちづくり課長 すみません。今、土地利用計画課というお言葉が出ていますけども、基本的にはこの運用基準に照らした形で、各それぞれの要件等の整理、算定方法、それらについて、まずは都のほうに事前相談も含めて確認を継続的にやってきているというところでございますので、その辺り、地域の理解を得る審議会も千代田区の都市計画審議会に付議をして区として決定をするというところですので、あくまで東京都として、これじゃあちょっと同意の取り方としてよろしくないよねとか、そういったご指摘ではなくて、あくまでこの運用基準に照らした形での整理、図書の整理、それらについていろいろ調整をしてきたというところでございます。そこは区の役割かなというふうなところでございます。

〇春山副委員長 はやお委員。

〇はやお委員 やっと戻ってきましたんで。いや、ここのところで、やっぱり例えば土地 利用計画課のところに確認してもらいたいということが、先ほどの基本計画等といったと ころについての見解の在り方というのが、疑うとかなんとかじゃないけれども、もうここに至っては、もう我々、どういうふうにやるかはまたちょっとご相談したいんだけれども、正副で聞きに行っていただくのか、参考人スタイルでやるのかとかとか、いや、そのぐらいの話なんですよ、もう。何かって、16条に入られた瞬間、私はもう仁王立ちで、外のことも、ついでにではない、一緒にね、一緒に確認しなくちゃいけないことだと思っているんです。同意についてはどういう考え方か。

そりゃ協議はしているでしょう。だけどもう私たちが直接話して、直接やって、それを感じ取っていかなかったら、普通今までは執行機関が言ったら、そうだろう、700%と言ったらそうだろうと、オーケーを出してきたわけですよ。だけどここまでチェックしないと、やっぱり私たちも理解できない、本当によかったのかが理解できないから、もうほんと仕方がなくやっているということを理解してもらいたいんで。

そこの一つとしては、まずさっきの基本計画もある。そして今あったように、確認したいのが、ここのページのところの2ページのところの4番が、結局は乗降客数から、結局は乗車数をやる、これは計算しました。そしたら、ここはクリアしていることは間違いないんですね。ネットで調べましたし。ただ、ここのところが、オア条件かアンド条件かと分かりにくく言ったのかもしれないんですけど、活力とにぎわい拠点、枢要な地域の拠点若しくはと云々かんぬんと書いてある。ここは結局は、その数字がいけばいい、オア条件というのがそういうことなんですよ。でも、となれば普通は「または」と書いてあるのが普通なんですよ。「または」と。

そこのところはどうなのかといったときに、普通考えると、これがもしアンド条件だったら、活力、にぎわい拠点といったらどこなのかといったら、この近くだったら、以前も言ったように四谷と市ヶ谷なんですよ、近いところといったら。そうすると、麹町が値しませんねという話。だけどここは容積率が20%ぐらいだから、そんな目くじら立ててやるつもりはないんだけれども、でもやっぱりその一つ一つが、本当に合っているのか、もう何かどっかの業者の設計会社みたいなプロの意識でやらなくちゃいけないのか知らないけど、そこも逆に言うと、悪いけど都のほうに確認してもらいたいんですよ。だから、それは悪いけど、僕らの独自で確認ができるのかどうかということなんですよ。

ここのところについても、この2点は、それが土地利用計画課なのかどうか、そこだけは答えて。どこに行っていいのか分からないからさ。

- ○江原地域まちづくり課長 東京都の土地利用計画課と協議をしてまいっていますので。 ○はやお委員 はい。
- ○江原地域まちづくり課長 今回補足で説明したオアかアンドかというところのオアというところも再度改めて確認をして、今日説明させていただきました。
- 〇春山副委員長 まちづくり担当部長。
- 〇加島まちづくり担当部長 16条から17条に入る前に、19条の協議というのは東京都とやりますので、そこで再地区じゃないよというような、土地利用計画課がこれは違うよとなったら、協議が成り立たないということは17条には行けないということなので、そこでもちゃんと確認はするので、そこは東京都の手続的に必要なものなので、それはそれで確認できるかなというふうに思います。

あと、この表、2ページ目のところで見ると、ちょっと該当はしていないんですけど、

例えば2番の近隣商業地域では許容されない商業施設が多く立地している区域で高度利用を図る区域ということなので、ここで、その4番のところは一旦切れているんですよね。程度の周辺区域。で、ここの「程度の駅周辺区域」でというのが入れば、かつという形に読めると。

- ○はやお委員 読み込むのが普通な……
- ○加島まちづくり担当部長 はい。になると思います。 これに関しても、東京都には。
- 〇はやお委員 確認しているというんだ……
- O加島まちづくり担当部長 確認はさせていただいているといったようなところでございます。

〇はやお委員 ここのところについては、念には念で確認したいんです。念には念で。それは何かといったら、やっぱり、また繰り返しかもしれないけど、やっぱり16条に入ったことに関して私はショックなんですよ。まさか加島さんがそんなことをすると夢にも思わなかったから、本当。ずっとやって、褒めるわけじゃないけれども、四番町の複合施設のところで、こうして、ああして、とやったときに、ドラえもんのポケットのように設計がぽんぽんぽんぱんぱん出てくるのよ。だから、まさかそういうことで、こんなふうにずずっといくというふうには夢にも思っていなかったから、ここはやっぱりふんどし、あ、汚い。やっぱり引き締めてやっていきたいと思っているわけ。

それと、今言ったように私は、まずスタジオ棟の例の3万平米が結局は700%になることによって4万9,000、これはもう一度確認しますけど、制度を二重に使っているんじゃないかと思うんだけど、そんなことはないだろうけど、もう一度正確に問題はないということをお答えいただきたい。

○江原地域まちづくり課長 その辺りは東京都も含め総合設計制度を適用しておりましたが、今回それを廃止し、全体を促進区として整理するということで協議をしているところですので、間違いないというふうに認識しております。

〇はやお委員 分かりました。結局はここでボーナスを与えちゃっているわけですよ。一度造ったものを壊せとは言わないよ。だけども、1ヘクタールにならないから、そこまで含めて、本当は当初の床延べが3万だったのが、敷地面積で案分していますけど、4万9、000ぐらいになるんです。そうすると、それだけ床が増えるんですよ。実際何にも物理的には変わっていなくても。そういう状況があるといったところで、かなり企業に対しては俺は譲歩していると思う。でもそれは制度上問題ないということなら。でも、一つ押さえておきたいんです。そういうところがあって、何か自分たちが全て地域のためにと言っていながら、お互いに譲り合っているといったところを大切にしたいんですね。

あともう一つ、さっき言った結局は2,500平米でないと、これは標準だ。もうそれで進みますよと。もう何だかもう加島さんはもうそれを言って、取りつかれたみたいに、2,500だ、2,500だって。ほいで、やっと分かったら220%のね。聞きゃ200%の容積を上積みするというのは大変なことなんですよ。それを結局はやると、インセンティブを与えるということに関しては、先ほども言ったように確認をする必要があるでしょうと。

そうは言いながら、もう一度、ここのところで言って、本当に丁寧にやってくれたと思

います。すごい加島さんは嫌がっていたけど、2,000平米のやつを計算してくれたわけですよ。そうですよ。私もその運用基準のを見たら、計算式ではできることになっているから。分かった上で質問しているんですよ。

それで2,000平米とやったら、マイナス25%。つまり何かといったら、当初の普通にやって計算したときに、778%になるけれども、もしここが2,000平米にしたって25%のショートで700%はクリアできるからいけるんじゃないんですか。出したら、ここをそれだけ土地を500平米、もしくはどのぐらいにするのか分からないけど、そしたら高さが少しでも抑えられるんじゃないかと。そういうところを、それは、都市計画をあなたは知らないから、そんなずたずたなものを造ったってしょうがないですよと言うけれども、ここは逆に言ったらば、高い土地である、そしていろいろな問題がある。そうした中で、高さのところについてどのくらいのメートル数になるかという、お互いに歩み寄る姿のところに着地点が出てくるはずだから、ここをもし2,000平米にしたときには高さがどのくらいになるかというのは、計算できるのかどうか。それはできるだろうけど、そこのところをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 地区計画は区案として、今、手続を進めているというところなんですけれども、再開発等促進区を定める地区計画は、企画提案ということで、事業を進めていきたい、地域課題をこうやって解決できるといったようなところの提案なので、今回この提案が、2,500平米と言ったのは、先ほどからご説明しているように、区もそういったものが必要だと、専門家会議もそういったものが必要だといったようなところを踏まえて、日本テレビさんのほうが企画提案という形で提案をされてきたといったようなところです。

これをじゃあ区が2,000平米にしてくださいといったようなところを、できるようなものではないといったようなちょっと認識を、ご認識していただければなというふうに思います。そこの広場等に関して、少なくして高さを抑えるというふうになれば、もう企画提案ということではなく、総合設計なりの提案、提案というか、考え方に持っていくという形になるかなというふうに我々としては認識をしているところでございます。

〇はやお委員 それになってくると、やっぱりデジタルの世界なんですよ。ゼロ、1の世界、白黒の世界なんですよ。実を言うと、その白と黒の間にもいろんな色があるはずなんですよ。そこのいろんな色にしていくということが、僕は行政がやることだと思っているわけです。そこのところについても、2,500じゃないとできない。

それとあと、この前の資料請求で岩田さんのほうから出てきた四番町のほうの隣接しているところがあるじゃないですか。そこのところについても、間違いなく、結局は、もうこれは有価証券報告書に書いてあることですから、280億から290億の土地を買っているわけですよ。どう使うか、それは知りませんよ。だけど、民間企業がですよ、それだけのものを投資して何も考えていないわけがないんですよ。ある人に会ったらば、それはそれなりに考えていますという話は聞きました。

で、その中でやるんだったらば、その辺のところも含めて、広場のところも広域的に面的に考えていく。そしてまた、そこのところ、高さのところも、ぎりぎりのところでやっていきながら、お互いウィン・ウィンになるようにね。僕は日テレさんが憎いとかなんとか言っているんじゃないんですよ。そこのところで着地を見つけるために面で広くやって

みて、四番町もそこまで買ったんならば、どういうふうにやったら広場をもう一度設置し、 そして先ほどの拠点地域って、市ヶ谷だったらば700%いくんですよ。そのところに、 周辺といったとなったら。そしたら、そういうことを総合的に考えた提案をするのが、私 は区の役割だと思っているんです。

それで、三方一両損じゃなくて、高さについても、それはもしかしたら60を超えちゃうのかもしれない、超えないのかもしれない。でも一生懸命努力する中に、区民が理解してくれると思っている。だから、何度も言うわけじゃないんですけど、六番町の偶数番地のああいう仕事をしてくれというのはそこなんですよ。悩んでもらいたいんですよ。

そこの中にやって、そのことを言う暇もなく16条に何で入ったのか。私はここのところで言うと、ベクトルという考え方、ご存じだと思いますけど、ベクトルというのは大きさと向きなんですよ。ほいで、今、悪いけれども、執行機関がやっていることは、本来、京都に向かわなくちゃ、新幹線で向かわなくちゃいけないんですよ。それなのに東京駅で東北新幹線に乗っているんですよ。ほいで、16条に入った瞬間、私は仁王立ちで止めたいんです。上野で止めて、もう一度東京駅に帰れと。そして、京都に行くべきじゃないのかということを言いたいわけです。280キロで走っていて、私たちは頑張っていますと言っていても、方向の違うことをやったらそれは駄目なんですよ。京都に着かないんですよ。区民の幸せに着かないんですよ。そこのところをどう考えているのかということを、いや、企画案だからどうのこうのと言っている。そんなのじゃないの。区民が考えているとき、本当にこれ以上対立、抗争とか争点をつくって区民を割らないでもらいたいんです、本当に。そこをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 最後の区民を割らないでいただきたいというところで、この 陳情にもあるように、高さはもう60メートルは絶対に死守しなければならないという反 対のご意見もありますし、推進をしてほしいというご意見もあるといったようなところは 事実でございます。

〇はやお委員 それは分かっている。

O加島まちづくり担当部長 そういった中で、やはり我々はどこかで結論をつけなきゃいけないといったようなところでございます。

一方で、ここは事業者さんがやる事業になりますので、区の敷地でどうのこうのということではありませんので、事業者さんができる範囲の中でという形だというふうに認識しております。そういった中で、再開発等促進区を定める地区計画の中で、その課題解決を提案されてきたといったようなところですので、その一部の中でそういう課題解決ができないといったことになれば、もう再開発等促進区は適用できないといった形になりますので、その時点ではやはりゼロ、100ということで考えていくしかないかなというふうに我々としては思っているところでございます。

〇春山副委員長 岩佐委員。

〇岩佐委員 ちょっと関連させてください。そもそも3月の都計審で専門家の方たちに、要はもうちょっと専門的に議論してもらいましょうということをお願いしてこの80というのが出てきたと認識していて、そのときに、3月のときに、会長も床の大きさと高さの議論がうまく折り合う絵柄まで持ち込むことが、作業が大事だと。どこかに落とすところは必要だよねという言い回しをされているんですよね。言ってみれば、専門家が60と9

○で全く議論がもう本当にちょっとかみ合っていなかったときに、和解案みたいなものを 上限を出してきて、その代わりいろんな条件をつけている。ゼロか1○○じゃないよとい う話もしている。ただ、これは企画提案ということなので、その後に8○を上限として、 区が、じゃあ79ならどうなのか、78はどうなのかとか、あるいはじゃあ、この意見を 見ると、広場は要らないという意見もいるわけで、にぎわいも要らん、広場も要りません、 遊びも要りませんという意見もある一方で、遊び場も欲しいです、広場は必要ですという 人もいるわけですから、そこの和解案的なものを専門家は出してきたということに関して は、本当はいろんなバージョンがあって選べるのが一番いいんですけれども、結局、私有 地ということなので、8○以外のものを出せる余地、逆に出せることを区ができるのかと いうのを確認したい、この手続の中で。

この一連の手続で、私たちがわざわざ、ふだん都計審の専門家が80という具体的な数を、和解案を出してくるということ自体があまりないことじゃないかなと思うんですね。 それを出してきて、それの範囲内で日テレさんはそこまで譲歩しますと言ってきて、それは和解案という言葉を使ってはそういうことなんですけれども、そこからさらに、いや、もっと和解しろ、もっと和解しろ、という条件をこれからいっぱい出していくことということは、区にとってこの手続上可能なんですか。

O加島まちづくり担当部長 地区計画の制定ですし、再開発等促進区を定める地区計画なので、それで、じゃあ何メートルにしましょうか、何メートルにしましょうかと。じゃあ、あと5メートル落としましょうかと、そういったような考え方というのはちょっと区としてはできないといったようなのが我々の認識です。

今、岩佐委員が言われたように、専門家会議でこの高さに関して、60メートルを基本としながらも80メートルといったようなのが出たというのは、正直画期的なところだと思います。今までそんなことはもちろんありませんし、言及してもらえるのかどうかというところもあったので、やはりあそこの地域の課題だとか、あそこの地域の特性だとか、そういったものを踏まえて、専門家の方々もそういった高さということであれば、ある程度了解できるんじゃないのといったことで、提案をしていただいたといったようなところですので、それをまた何メートルに落とすだとか、それを区がやるということは、ちょっと考えられないというのが我々の認識でございます。

〇岩佐委員 手続的にも権能的にも、区がさらにそこの専門家が出してきた数を動かしていくということは、ちょっと考えにくいなとは思うんですね。ただ、もちろん和解案があったからといって、それに乗るか乗らないかというのはまた別の話なので、出すか出さないかということは議論は必要なんだと思います。

その中で、執行の中で、地域課題を解決するためには出すという方向で今向かっているわけですけれども、あと街区公園に関してもそうなんですけど、その街区公園相当というのも都計審の先生が使われた言葉だと思うので、それが2,500というのが街区公園相当という、業界用語なんですかね、ということなのか。そこにしても2,000平米で計算してくれ、いやいやいやイチキュッパでいいよ、いやいやいや要らないよという話を、そこも併せてこの街区公園相当という言葉をあえて都計審の先生が使われたということは、その言葉どおりに提案されたのかなと理解していたんですけれども、そこも街区公園という言葉だけでは、そんなに幅があっていろいろと、10平米でもいいとか、ちっちゃな公

園もあるよねみたいな、ちっちゃな街区公園もあるよねみたいな、そういう考え方でいいんでしょうか。ちょっとそこもご説明いただけますか。

○江原地域まちづくり課長 今のご質問でございますけども、この街区公園相当というところにつきましては、定義的には先ほど説明の中でも申し上げましたが、都市公園法運用指針で、国交省のホームページにもございますけども、街区公園の定義というところで、12月1日ですかね、参考資料1としておつけした10ページに載せているところでございます。参考資料1のですね。

この2,500という数字についてどうかというところなんですけども、専門家会議の中の議論の中で、それが、街区公園相当という相当がどれぐらいの幅があるのかというようなご指摘かなというふうに思うんですけども、基本的には90メートルのときに90メートルで2,500平米という形で、青空広場という形で構成をしておったんですが、その2,500規模というものを維持しながら、何とか60という街並みに配慮した80以下でという形でのフィジビリティスタディというものを事業者にも確認しながら、本当に実現できるのかというような検討の中で、その2,500というところはやはりもう数字として、そこはもう従前というか、以前の昨年度の案の2,500というのを踏襲していくというのが大前提になっていたかなというふうに思っております。

〇岩佐委員 そうなると、やっぱり専門家の先生たちも、90からあと60の間で落としどころを探っていくに当たって、それだけの最初の広場という地域貢献というのを、そのまま維持しろよという、そういう意思だと思うんですよね。ただ、この提案になってくると、ここから先は、やはり今16条が終わって、意見も頂いて、このまま大方の同意という話ももちろんまだ残っていると思うんですよ。そこを、この16条、17条の手続の中で、別にがちがち多数決をやるという、まず立てつけになっていないですよね。やっぱり大方というこの言い方ということも含めて、その考え方というのは、最終的にはこの都市計画審議会でしっかりと、専門家の方たちもこの件に対しての議論は必要だということをご自身でもおっしゃっているわけですから、そこまで提案していくまで手続はある程度は進めないと、逆にどこまでが大方の同意かということを私たちが諮れるタイミングというのは、ほかに何かあるんでしょうか。

〇加島まちづくり担当部長 まさに先ほども大方の、当初は賛同というふうに言われていました。その中で、都市マスの部分ですよというお話もさせていただいたところはあるんですけれども、やはりそこら辺、都市マスの逸脱云々という話もありますので、そこに関しては、最終的にはやっぱり都市計画審議会、そこでの結論を得ないと進まないだろうなというふうに思っています。その中で、やはり16条、17条での意見、そこで、数というよりも、どのような意見が出るかといったようなところが大事かなというふうに思っています。

11月6日の都市計画審議会、この中でも大方の賛同と言われた学経の方が言っているのは、つまりいろいろな意見はあって、微修正のことはたくさん出るわけですねと。意見ですね、16条、17条。そういうのは置いておいて、本質的にこのプロジェクトは許されないよというような本質論に対して、根拠をしっかり持った本質論が一定の言わば意見として存在するというのであれば、やはり大方の同意とまでは言いにくいといったような形ですので、これはやはり都市計画審議会の中で、そこの本質論、その意見に対しての本

質論だとかも含めて議論をしていただく必要があるかなというふうに考えております。 〇春山副委員長 はやお委員。

〇はやお委員 そこのところについては先ほどるる確認しているとおり、都市マスタープランのところに書いてある内容と、結局は地区計画の図書に書いてある、条例でやってきたと、全く同じ文章なんですよ。だからそこのところについて、私は本当に学経の先生は見ているのかなと思っちゃうんです。素人が見たって、これをどうやって縦横を読んで高いものが建てられるのか。そうすると目標のところを一部変えなくちゃいけないと思っている。だからそれは変えればいいと思っているんですよ。変えなかったらば、なかなか、方針だけを変えるといったところで。

だから、またもう読むつもりはないけれども、この地区計画のところの、私はこの都市マスじゃないと思っている。地区計画のほうだと思っているんですよ。でも同じことを書いているんです。まちの将来の将来像と地区の課題を共有し、まちのまとまりや都市骨格軸等に基づき、区分した地域ごとにきめ細かなまちづくり方針を示していくという、その中に何て書いてあるかというと、中高層の住居系複合市街地及び文教地区として、番町の落ち着いたたたずまいを活かし、住宅を中心とした教育施設、商業、これは入っていますよ、商業・業務施設が調和・共存したまちをつくりますと書いてある。

ここのところを読んだときに、ここの部分、じゃあ僕は無理だから、地区計画の図書のところの一部を、目標も方針も変えなくちゃいけないと思っているわけですよ。だからそこの、ここのはもうあくまでもガイドラインですから。で、そこをやったときに、ある程度の大方の同意が必要なんじゃないんですか。広場について2,500平米を2,000平米にしろとは言わないですよ。だったら、220%、2,500平米の代わりに200、20%プラスオンになるということの確認がやっぱり必要じゃないか、この目標と合致してということ。

だからそこのところを、ちょっと話がすり替わるんですよ。本質は全て、ここに書いてあること、そして地区計画、そこのところから逸脱、外れているか外れていないかの確認ですから、そこをもう一度お答えいただきたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 我々は、今の地区計画の目標をも含めて、大きく逸脱しているという認識はもちろんございません。

〇はやお委員 ない。

○加島まちづくり担当部長 都市マスの逸脱ということも、前回のあの90メーターも含めて、逸脱しているという認識はないといったようなところです。

その中で、土地利用の方針に関しましては、今の現地区計画ではA、B、Cとなっていますけども、今回D地区という形になりますので、そこは書き込んでいく必要があるというところですので、今の現地区計画の中の、魅力的な街並みを誘導しつつ、これまで培われたまちの住まい方や商業活動を尊重し、地域の活動の多くを支える商業施設、定住を推進する居住機能を維持、創出するということで、このD地区に関しては、今回、再開発等促進区を定める地区計画をかけますけれども、ほかのA、B、C地区、残ったA、B、C地区に関しまして、特に大きく変えるということはございませんので、今の地区計画から大きく逸脱するということは、我々としてはそういった認識はないといったようなところでございます。

〇はやお委員 もう、だからね、もうここでやめますよ。だけど何で地区計画を立てているかといったら、面的な都市整備をどうするかというのが地区計画なんですよ。だけど、そこのところはたとえどうであろうと、60メートルを超えたということについては何らかのみんなの合意が必要だというのが、普通、自然な発想なんですよ。そこのことを言っているんだけど、やっぱりもういいですよ。確認はしましたよ。もう執行機関は問題ないと。そういうことについては問題ないんだということについて、これはきちっと議事録で残りますから。その中で、また今後のことについては、これは厳しい地域からの反発が出ると思いますよ、こういうところについて。僕は一歩譲って、そしてまたどういうふうにできるかと折り合いをやるべきだ。そしてまた、何でかといったらば、その基本構想というものができていないということについては、僕は調整できていないということを意味している。今でも、繰り返し質問になりますけども、そのところについては十分ご理解いただいて、本当にどういうふうに進めるかということを、やっぱり僕はもう一度、一つ、一歩冷静になって対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇加島まちづくり担当部長 はやお委員のご意見は重々認識はさせていただきました。区として進めるかどうかといったようなところもございますので、それは区全体の中で、今回の16条の意見等を踏まえて進めていくかどうかを確認し、今現時点では進めていくという方向性かなというふうに認識をしております。

- 〇はやお委員 はい。すみませんでした。
- 〇春山副委員長 岩田委員。

〇岩田委員 90メートルでも問題ないというふうにおっしゃいましたけど、前、専門家会議のところで、その進め方について詐欺的手法だまで言われちゃったんですよ。そんなことまで言われているのに、それでも問題ないというのはちょっとどうかと思うんですよね、まず。そんなふうに言われているんだったら、もっと丁寧にやらなきゃならないじゃないですか。それで結局実際は、90メートル、あ、駄目だな。80メートル。というふうなことになったわけですから。

それで、先ほどの街区公園の2,500平米の話も、千代田区内にはもっと小さいものもあって、それで街区公園といって、街区公園並みと言っているんだから、別に2,500平米にこだわる必要はない。2,500、2,500と言っているのはそもそも区なんだから。

それで、さっきも言ったけど、その2,500平米の広場というのだって、日テレが容積率700%が欲しくてその2,500平米の広場をやりますよ。で、高さ60メートルの制限じゃ、せっかくもらった700%が消化できないから緩和してくださいよと言っている話じゃないですか。

で、さっきの高さの話で、60メートルを80メートルにして、じゃない、80メートル以外の、何だ、案は考えられないのかと。それ、そもそも、これは都計審でしたかね。区が規制にとらわれずに、何だ、案を出してくださいよみたいなことを言ったじゃないですか。だからですよ。区が言ったんじゃないですか。にもかかわらず、それ以外の案がないのかな。それはおかしいですよ、区が言ったんだから。規制にとらわれずと。だから日テレは出したんですよ。あ、じゃあ、いけるんだなと。60メートルと言われているけども、それ以上のがいけるんだなと出したんですよ。それがまずおかしいですよ。そこはど

う考えているんですか。

- O加島まちづくり担当部長 詐欺的な問題というのはちょっと、何のことを言われているのかがよく分からないです。
- 〇岩田委員 進め方ですよ。進め方で詐欺的手法だと言われたじゃないですか。
- 〇加島まちづくり担当部長 進め方。詐欺的な手法というのは都市マスに関わってという ことなんでしょうか。そこら辺がちょっと、すみません、分からなかったので、もう一度 質問していただくとありがたいなと思うんですけど。
- 〇岩田委員 いいですよ。しますよ。
- ○加島まちづくり担当部長 あとは、規制というのは、あ、規制なくと言ったのは、いつ、何のときやったのか。すみません。申し訳ありません。議事録は、最近の都市計画審議会の議事録はあるんですけれども、それのいつ、規制は関係なくやれ、提案してくださいと言ったのか、ちょっと教えていただけるとありがたいんですけど。
- 〇岩田委員 まず、その詐欺的手法だのところですよね。A案とB案があって、A案とB案がさもそんなに変わらないものであるかのような説明をして、実は全然違うじゃないか。 詐欺的手法だと言われたじゃないですか。覚えていないですか。だったらワード検索でもかけてくださいよ。そして「規制にとらわれず」だって、これ、ワード検索すれば出てきますよ。見てくださいよ、それ、ちゃんと。
- ○春山副委員長 休憩します。

午後6時17分休憩午後6時32分再開

〇春山副委員長 再開します。 岩田委員。

- 〇岩田委員 今のことに関してはまたちょっと後で別のときにやりますけども、この何だ、 意見書を集めるときのこの広報の仕方、これは説明会に、ちゃんと申込みに間に合うよう にこれはちゃんとお知らせが行ったのかどうかをお知らせください。ちょっと言ってくだ さい。
- 〇江原地域まちづくり課長 説明会の10日以上前に、全地権者様に対して郵送でご案内 さしあげたというふうに確認をしております。
- 〇岩田委員 これ、11月24日と25日ですよね。20日までに申し込んでくださいと書いてありました。私の手元に届いたのは23日です。どうなっているんですかね、これ。わざと。僕だけとか。ほかにもそういう方はいた。どうなんですか、そこは。
- ○江原地域まちづくり課長 16条の説明会のときにもそういうご指摘を賜りましたので、何名か確認をさせていただいたんですけども、かなり前に申し込んでいただいた方もいらっしゃいますので、前日に届いたというところは、ちょっとほかでは確認はできていないところでございます。
- 〇加島まちづくり担当部長 すみません。まず11月10日前後に、地権者さん、権利者の方ですね、方々に送ったといったところでございます。岩田委員が権利者ということであれば、そこで届いているといったところです。
- 〇岩田委員 届いていない。
- O加島まちづくり担当部長 そうすると、権利者なのかどうなのかというのは、ちょっと

私はよく分からないんですけど、二番町の権利者ということで届いていなかったら、それはちょっと行き違いがあったのかなと思うんですが、一方で、11月10日に環境まちづくり委員会の委員各位に同じような、説明会の開催についてということで、意見書の提出方法についてだとか、そういった資料をポスティングをさせていただいているので、それは10日、後、二、三日とか、せいぜいそのぐらいには見ていらっしゃるのかなとは思うんですけど、まるっきり見ていないといったようなのは、ちょっとこちらのほうとしてはよく分からないなと。

〇岩田委員 そういうことじゃなくて、地権者である岩田家に届いたのが、この説明会の前の日なんですよ。地権者である家に届いたのが前の日。じゃあ私だけじゃなくて、ほかにもそういう人がいるんじゃないのかなということを言っているんですよ。だとしたら、これは説明会に出ないようにするような抑止力になっちゃうんじゃないのかということですよ。20日までに申し込んでくださいと書いてあるんですもん。これはひどいですよ。あまりにもひどい。

○江原地域まちづくり課長 9日に配達事業者へ持ち込んだと把握をしておりまして、1 2日にはご出席の申込みを頂いている方もおりますので、出席者はいずれも期限までに申 込みがあったということで、ちょっとどのような経緯でご確認のタイミングが遅れたかと いうのは、ちょっと区では把握しかねるところでございます。

〇岩田委員 まあいいです。そこは、故意なのか故意じゃないのか分からない。業者のミスかもしれないし、分からないということで、それはそれでいいですよ。

都市計画マスタープランのところで、先ほども皆さんいろいろおっしゃっていました。 落ち着いたたですまいを生かしつつ、住宅と商業・業務施設の調和・共存したまちづくり、この文を見ると、落ち着いたたたずまいを活かしつつと書いてあるんですよ。活かしつつ。メインはどっちなんだと。商業なのか、落ち着いたたでずまいなのか。落ち着いたたたずまいを活かしつつですよ。ということは、メインは当然落ち着いたたたずまいじゃないですか。にもかかわらず、例えば今年の夏、暑かったですね。この番町の森とか番町の庭とかでサラリーマンがビールを片手に騒いでいるわけですよ。そしてその後、とことことことことこと半蔵門駅のほうまで歩いていくわけです。静かなところですよ。大声で騒いでいるんですよ。何でそれを分かったかというと、私が四ツ谷駅から歩いていったときに、ちょうど目の前に2人か3人で歩いているわけですよ、大きな声を出して。こいつらだったのか、いつも騒いでいるのはと。そういうのがいるわけですよ。そういうのもご存じないじゃないですか。さらにそれが、今度は土日のイベントで朝から騒がれてと。じゃあ、この落ち着いたたたずまいはどこへ行っちゃうのという話なんですよ。そういうのもちょっとよく考えていただきたい。

さらに、学識経験者の見解のこの下のところで、60メートルの街並みに配慮した工夫というけども、見えるところだけじゃないですか。近くから見りゃそりゃ確かに上は見えないから、60メートルの壁面しか見えないな。でもちょっと離れたら80メートル見えちゃうわけですよ。それって結局、前から見たら洋服を着ているけど、後ろから見たら実は裸だったみたいな、そんな、こんないいかげんな話があるかという話なんですよ。結局80メートルは80メートルなんですよ。

さらに、意見書の属性についても、数じゃないと、中身だというんだったら、それこそ

在勤、在住、どういう人がどういう意見を持っているのかというのを把握するのは大事なことだと思いますよ。数にこだわらないというんだったら、別にそれぐらいやったっていいじゃないですか。どういう人がどういう意見を持っているのか。

あとは、先ほど私が資料要求したところの話になります。これはちゃんと日付も言えますので。2023年9月5日の環境まちづくり委員会、ここで、小枝委員が四番町のことについて、開発が動き始めていると。もう既に動きがあって、行政は把握しているのか。把握していないとするならば、今後動きがないことはあり得ない。そこで、まちづくり担当部長が、四番町の話ですね。本当に聞いていない。小枝委員が、一切、と聞きましたら、はい。計画だとかそういったものは聞いてはいないです。それは調べていただいて全然構わないんですけど、どなたが今計画されているかと言われたのが、逆に聞きたいぐらいで、どなたが言っているのかなといったようなところです。

で、私が資料要求したところによると、これは本会議場でも言いました。二番町開発後、 将来的には四番町所有地の段階的な整備を目指すと書いてあるじゃないですか。ということは、小枝委員がこの質問を、環境まちづくり委員会でまちづくり担当部長に質問したと きには、実はもうこれは出ていたわけですよ。にもかかわらず、そういうとぼけ方をする というのはどういうことなんですか、実際出ているじゃないですか。何でそういう答弁を したんですか。答えてください。

〇春山副委員長 ご質問は4点ということで大丈夫でしょうか。来街者、在勤者に対して の広場のマネジメントのところと、スカイラインとか景観のところと、意見のセグメント のところと、四番町の件と、4点で。

○江原地域まちづくり課長 まず都市マスの話で、今日のお配りした参考資料2-2のほうにお示ししたのが考え方でございます。で、ここの落ち着いたたたずまいを活かしというところ、活かした形で住宅を中心として教育、商業・業務施設が調和・共存したまちをつくりますというところで、今回の開発によってそういった商業・業務施設の調和・共存、空間的ゆとりがあって、緑に包まれた心安らぐ住環境の質の向上につながっていくというようなところで整合していると認識していますというような書き方をしていますけども、そこで落ち着いたたたずまいを活かす形でというところは、設計上、それ以降の運営上もきちっとそういったところは活かしていくようなやり方をしていく。設計についてもそういったものをちゃんと配慮していくというところかなと考えております。

次が、あ、属性、分けられるんではないかというところで、一応住民の定義につきましては、前々回ですかね、委員会のほうで都市計画法の運用のQ&Aというところでちょっとお伝えをさせていただいたところです。16条、17条で、関係市町村の住民というのはどういった、その市町村に住民登録を行っているものに限られるのかというようなことに対して、法律上、一般に住民とは、その市町村の区域内に住所を持つものを言い、住所とは実質的な生活の本拠を言うと。市町村の住民登録を行っているということは、一応その市町村に住所を有することの証明にはなるが、住民登録がなくても、住所、すなわち生活の本拠が当該市町村にある場合もあると。本条において、都市計画の案に対して意見書を提出できる者を住民及び利害関係人としておりますけども、その範囲を特に狭く限定する趣旨ではないので、住民を住民登録を行っている者に限定する必要はないと解されるというところで、意見書を集約するときに、そういった属性、住民なのか在勤なのか、その

住所地というのが住んでいるところなのか、働いているところなのか、その辺りの属性まで含めて記載を頂いていないところではありますし、今後もそういった同じような対応になるのかなと思っておりますが、逆にこういった住民というものを、住民登録を行っているかどうかというところには関連してこないというこのQ&Aの趣旨を鑑みても、なかなかこちらとしても本当に住民なのかというところ、住民の範囲としてどれぐらいなのかというところがなかなか判断ができないかなというふうには考えております。(発言する者あり)

ちょっといいですかね、いいですか。(発言する者あり)すみません。では、私からは 以上です。

〇前田景観・都市計画課長 先ほど高層部の高さのセットバックの件もご指摘を賜ったかというふうに認識してございます。本日の参考資料2-2で学識経験者の見解をお示ししてございますが、景観を担う私としても、ただし以下、その実現に当たってはというところの意味合いは非常に重いものかなというふうに認識をしてございます。やはり、この6のメートルの街並みに配慮していこうといった中で、通常であれば、景観ではよくあるのが、やはりデザイン上の工夫ということを行っていくものでありますが、それだけではなくて、セットバックをしていこうということで先生方がアイデアを出していただいたといったことでございますので、ここは重く受け止めているというのがまず行政としての立場かなというふうに認識をしているところでございます。

〇加島まちづくり担当部長 四番町へのご質問です。12月6日の環境まちづくり部参考 資料1-2というやつで、都市計画の提案書、昨年、日本テレビさんが出された都市計画 の提案書の中の195ページに四番町に関しての記載はあります。ただ、書いてあることは、二番町開発後、将来的には四番町所有地の段階的な整備を目指す。これは当たり前のことなのかなと。広場でずっとやるわけではないという、例えば駐車場だとかMc4ですか、あれがずっとということは言っていませんので、仮にということだと思いますので、当たり前のことなのかなと。表の中に、四番町所有地に関しては2024年から検討(予定)というところで、これを見て計画があるのかということで言われているのかなと思うんですけど、これがこの計画で何か四番町にこんなものを検討しているみたいですよということは、正直この資料を見ていただければ分かるとおり、これで何かの計画とかが区のほうで知っているというようなところは、大変申し訳ありませんけど、ないといったようなところでございます。

〇春山副委員長 1点、岩田委員の都市マスとの整合性の中で、来街者なり在勤者による 住環境についてのご指摘について、区のほうはどのように、広場のマネジメントをお考え か、追加していただけますか。

○江原地域まちづくり課長 広場のマネジメント、今後エリマネの展開というところも含めてというところの問いかなというふうに考えますけども、今後、実際きちっと広場を住民の皆様に有効にご活用いただきながら、そういったソフトのプログラムを組んでいくというところでいくと、ちゃんとそういったエリマネの活動を展開していただかないといけないというところにつきましては、事業者とも何らか区と協定を交わすなどして、きちっとそういった約束事ということを交わす必要があるかなというふうに考えております。ですので、エリマネの施設を造りましたと。それで容積いっぱい程度で、もうそれで終わり

ではなくて、以降、永続的にそこを活用してどういうふうに運用していくのか、どういう ふうに区民にとっていいことになっていくのかということをきちっと協定等で担保してい くということは今考えているところでございます。

- 〇春山副委員長 岩田委員。
- ○岩田委員 じゃあ、僕もまとめてちょっと質問しますね。

まず、今の答弁の都市マスのところで、落ち着いたたたずまいのところね。調和・共存は分かるんですよ。でも、落ち着いたたたずまいと言っているんですよ。それ、やれ設計で云々という話じゃないし、実情のことを言っているんですよ。実際にこうなっているよと。さっき酔っ払いの例を出しましたけど、そういうのがずっと静かなまちを歩いているわけですよ、でっかい声出して、毎週金曜日の夜ぐらいに。で、約束事を交わすというけど、そんなので守られるのかという話ですよ。それは確かに酔っ払いはどこにもいるのかもしれないけども、じゃあ大きなイベントがありました。その帰りみんなはわあーなんてやられたらたまらないし、もちろん土日だって朝からやられたらたまらないわけですよ。

それはそれ、で、今度は意見書の話。住民の定義ってお話しましたよね。僕、住民の定義なんて一言も言っていないですよ。そうじゃなくて、在住か在勤かくらいは分かるでしょうというんですよ。なぜかというと、僕もあれですよ、母が意見書を出したところで住所と書く欄があった、あったというか、書いた。別にそこで在勤なんていう書く欄はなかったけれど、住所を書く。それだけで十分分かるじゃないですか。そこが会社なのか住むところなのか分かるじゃないですか。で、そういうのもやらないで住民の定義が云々というのはちょっとはぐらかしですよ。生活の根拠と言いましたよね。生活の根拠と言ったら、在勤は少なくとも違いますよ。そうですよね、在勤は違う。生活の根拠がある者とさっき言ったんだから。

そして、あとは60メートルの街並みに配慮のところ。配慮するんだったら60メートルにすべきなんですよ、こんなセットバックで80メートルになんて言わないで。

そして、四番町の資料要求のところ、段階的な整備を目指す。これ当たり前ですというような答弁でしたけども、でも、小枝委員の質問では一切聞いていないんですかと言ったら、一切聞いていないと言ったんですよ。でもこういうのがあるんだったらあると言えばよかったじゃないですか。何で言わなかったのかなということなんですよ、僕が聞きたいのは。

そして、さっきの意見書の疑義票があるという話で、今度もまた同じように、何だ、在住か在勤か、そういうのも住所も最後の枝番まで書かないで途中までまちの名前だけで、それを有効票としちゃうんだったら、あまりにも審判が公平じゃないですよ。巨人と阪神が戦ってアウトなのかセーフなのかというときに、巨人寄りの審判が、うん、セーフですって、いや、セーフじゃない、これ、アウトでしょうと言ったら、いや、我々がアウトってみなしましたからって、誰がそんなの信用するんですか。今だったらビデオ判定だってあるんだから明らかにするべきですよ。そういうこともしないで、我々が決めましたというのはあまりにも傲慢ですよ。そこをちょっと答弁してください。

○江原地域まちづくり課長 まず、先ほどちょっと住民の話が出てきましたけども、同じく前回お配りした資料で、裏になりますけども、法16条及び17条による住民には法人が含まれるかというようなことが書いております。地方自治法第10条第1項は、市町村

または都道府県の住民の定義として、当該市町村または当該都道府県に包括される市町村の区域内に住所を持つ者と規定していると。ここで言う住所とは、生活活動の本拠のことであると。本条においても、その規定の趣旨から考えて法人も住民に含まれると解すべきであるというような都市計画法のQ&A、国交省監修のものに載っているというところでございます。一方で、番地、枝番まで書いたものをちゃんと認めるべきではないかと。枝番がないものまで、例えば二番町だけ書いているものというものまで有効で扱うのはどうかと。そこはちょっと岩田委員おっしゃるところもそうかなというところもありますので、今回集約するときにはそういった形できちっと、ほとんどがもう住所をきちっと書かれている方がまずは大部分なんですけども、そういった形で本当に枝番まで書いていない、住所の表記が中途半端で終わっているものについては、またちょっと別で、そういったものがあるという形で(発言する者あり)それで集計のほうは少し検討したいなというふうに考えております。

- 〇小枝委員 その件で関連させてもらえたら。………(「答弁」と呼ぶ者あり)
- ○春山副委員長 答弁が終わってからでいいですか。
- 〇小枝委員 ああ…… (発言する者あり)
- 〇春山副委員長 はい。景観・都市計画課長。
- 〇前田景観・都市計画課長 高さにつきまして、60メートルで建てればという話を頂いていますが、これはこれまでも担当のほうからご説明させていただいておりますとおり、今回、課題解決に資する貢献があるといったところでございますので、大変恐縮でございますが、そうした理解を頂きたいなというふうに考えてございます。(発言する者あり)〇加島まちづくり担当部長 四番町の関係で再質問みたいな形で頂いたんですけども、ちょっと、今、本会議でのご質問のあれを持ってきていないんで、ちょっとあれなんですけど、四番町の計画……
- ○春山副委員長 すみません。私語をお慎みいただけますか。
- 〇加島まちづくり担当部長 四番町の計画というふうに言われたのかなと思いまして、私の頭の中ではそういったものに関しては、私の頭の中でそういったポンチ絵だとか、そういったものがあるんじゃないのかというところを想像していたということで、この程度の四番町と何か書いてあるものがあるかということであれば、確かにこういったところに書いてあるといったようなのは事実ですので、そういった趣旨でご質問されたということであれば、これがあったということは事実ですので、それはこのことを言っていたということであれば、大変申し訳なかったなと思います。

〇岩田委員 まずは法人もその住民の中に入っているということをおっしゃっていましたけども、僕、そこは言っていないんですよ。だから住民の定義云々なんて言っていないんです。だから在住か在勤か、どういう人がそういう意見を述べたのかという中身が大事でしょという話をしているんで、そういうのは分けてもいいんじゃないのという話をしています。だから、住所があるからその法人もオーケーだとか、それは入らないとか、そんなことは一言も言っていないです。

そして、あと、先ほどのまちづくり担当部長のお話ですけど、あれです、本会議場の話じゃなくて、環境まちづくり委員会2023年9月5日の話です。それで小枝委員とのやり取りの中で、一切ないんですかということに対して、一切ない。計画だとかそういった

ものは聞いていない。調べていただいて全然構わないんですけど、どなたが今計画されているかと言われたのが逆に聞きたいぐらい。どなたが言っているのかなといったようなところです。でも、出ているんだから、こういうのが出ていますよと一言言えば済む話だったじゃないですか。何か隠しているように思えて、何でそういうことを言ったのかなという質問だったんですよ、さっきから。

- 〇春山副委員長 まちづくり担当部長。
- ○加島まちづくり担当部長 はい。すみません。
- 〇春山副委員長 すみません。岩田委員、中身の話じゃなくて資料ということでよろしいんでしょうか。計画の中身ということではないということでよろしいでしょうか。
- 〇加島まちづくり担当部長 先ほど答弁したとおりで、私の頭の中では、計画というのはポンチ絵だとか、そういった多少の絵があるものを想像したので、そういったものは本当見ていないし、もらってもいませんから、計画はありませんということで調べていただいても構いませんと。先ほども言ったように、12月6日に出した1-2の資料のことを言われていたのであれば、それは大変申し訳なかったなと言ったのは先ほど答弁したとおりでございます。
- 〇岩田委員 では、最後で。
- 〇春山副委員長 岩田委員。
- 〇岩田委員 最後にします。先ほどの意見書の枝番の話ですけども、調べて分かるところは、いや、その人、あ、住民なんだな。もしくは地権者なんだなというのはともかく、何か、例えば同一文面がたくさんあったりとか、怪しいものに関しては、ちょっと横に置いて、全部有効票にするんじゃなくて、そこはちょっと考えるべきと思います。枝番まで書いてある書いていないも調べて、これ、ある程度できるところまで調べて、これ、有効なのかなと、そういうところまで調べるべきだと思います。なぜなら、疑義票と、わざわざマスコミにも書かれちゃっているんですから、そこはやっぱり皆さん明らかにするべきじゃないかなというのがやはり意見だと思いますんで、そこをお願いいたします。今後、お願い。
- 〇春山副委員長 公聴会の意見書の取扱いの区の立場というか、スタンスをご説明いただけますか。
- 〇加島まちづくり担当部長 何回かご説明しているとおり、意見書に関しては数というよりも、数とか、あと属性だとかというよりも、先ほどもありましたけど、意見の内容ですね、要旨が大事だといったようなところが必要だということなので、そこの大原則というのはやはり変わらないのかなというふうに思っています。前回、前回というか、90メートル案で行ったときに関しては、原則的に分類を行っていないんですけれども、都計審で口頭報告したときに、二番町に限った住所、日テレ通り沿道に限った住所、そういった形で集計もさせていただいていますので、そういった形で報告をさせていただく。また、例えば二番町だけとか枝番がなくて住所を特定できるのかというようなところに関しては、結構な数が来るかどうかちょっとありますけれども、そこら辺に関してはいろいろと来た段階でもちろん検討はしようという話を内部ではしているといったようなところでございます。
- 〇春山副委員長 小枝委員。

〇小枝委員 受けたものの分類として、問われたときに答えられるようにしておいてくれ ということなんですよ。本質論が大事と先生もおっしゃった。でもその本質論というのは、 どういう方がどういう本質論を述べているのかということは、やっぱり都市計画審議会の 委員であれ、区民から選ばれている議員であれ、それを確認するというのは必要な責任、 責務なんですね。要る要らないを決めるのは、行政ではなくて、都市計画審議会委員であ り、議員であるというところが逆転してしまっているんですよ。できるだけ受けるときか らそこを明確に区分していたほうが現場がパニックにならないで済むので、書いてあるじ ゃないですか、どこどこ会社の何々って、在勤者ですとか、それを見れば、別に分類はで きるわけなので、そこを聞くよと言っている人がいるのに、聞いても答えませんというか らおかしなことになっちゃうんですよ。そこは決めるのは住民代表である議会が知るため の本質論を述べている帰属を知りたい。都市計画審議会もそこを知りたい。そう事前に言 われているのに、あえてそれを拒んだら、何かやっぱり怪しいというふうになっちゃうの で、そういう関係性はよくないから改善をしてもらいたいんですよ。受けてもいいですよ。 例えば日テレも受けてもいいと思います、事業者そのものも。事業者が自ら書いたもので あってもいいと思います。開発利益を得る事業者が自ら書いたものであっても、それがど のぐらいあるかは把握する必要があるんですよ。そういうふうにして分類して見ていけば 意見書が意味を持ってくるんですよ。そこは何というのかな、大激論をしたり、かたくな に拒むことでは全然ないので、副委員長も時間気にしているけど、そこにこだわる、そう いう無意味なこだわりをするから議論が長引くんですよね。もっと素直にごく素直にやっ てもらいたいんですよ。

〇加島まちづくり担当部長 素直に法にのっとった、また運用指針だとかにのっとった形でやっていくというのが大原則かなというふうに思っています。

〇小枝委員 だから終わらないんですよ。ちゃんと提出する人は書いてあるんですよ、在 勤者だと。書いてあることがどのくらいですかと聞かれたら分かるようにすればいいんで すよ。それは事務レベルでできることなんですよ。そんなに難しくすることなくないです か。働いている人の立場で言うことと住んでいる人の立場で言うことは意味が違うんです よ。それが分からなかったらまちづくり部長として失格ですよ、そもそもが。(拍手あり) 〇春山副委員長 ごめんなさい。お静かにお願いします。

○小枝委員 ここは私はもう全く譲れない、本当に。

ちょっと副委員長、ちゃんと答弁お願いします。(発言する者あり) ほら、そういう言い方でしょう。

〇春山副委員長 休憩します。

午後7時01分休憩 午後7時07分再開

〇春山副委員長 再開します。 まちづくり担当部長。

〇加島まちづくり担当部長 すみません。先ほどから出ている17条の分類に関してです。まだ17条はやっていないので、どのぐらいの数が出てくるかといったようなところもあります。その中で、今、小枝委員が言われるような分類が果たしてできるのかどうかといったようなところがあります。原則は先ほどから申し上げているように、要旨が大事です

といったようなところです。一方で、前回の案では原則的に分類を行ってはいませんでしたけれども、口頭で、二番町に限った住所と日本テレビ通り沿道に限った住所ということで口頭で報告させていただきますので、最低限そこはまずはそういった口頭報告はさせていただくと。数によってはより分類ができる可能性もあると思いますので、それは今後次第という形で取り扱わせていただければと思います。

○春山副委員長 休憩します。

午後7時09分休憩午後7時15分再開

〇春山副委員長 再開します。 ほかに何かございますか。

〇林委員 12月8日で、ちょっと道路の件とは一瞬ずれるんですけれども、大事な16条前に確認しておきたいことで、今日やり取り聞いて。この計画、日本テレビさんの計画 どおりに行くとまち変わるんだろうなと僕は思っているんですよ。その認識があるかどうか。

〇加島まちづくり担当部長 今、何もない状況ですので、そこがさらに空地が増えたり建物が建つと。1階だとか2階、3階、そういったしつらえ、商業施設も入り、そういった中で人の流れも変わると、車も変わるということになりますので、まちは変わるといったような認識がございます。

〇林委員 そうですよね。12月8日も言いましたけれども、25年前というのは日本テレビさんがまだあって、当時、番町環境整備会というのがあって、西郷さんという名誉区民になられた方が、このエリア全体をみんなでいいまちにしていこうねとやっていて、このときは日本テレビさん出ていかないでくださいよと、残ってくださいよと言ったんですよね。ところが出ていっちゃったんですよ、港区に。いや、困ったなと言ったら、この25年の間に何が起こったかというと、マンション、住宅地になっちゃったんですよね。その間日本テレビ通りというのは四半世紀前はお店いっぱいあったけれども、みんななくなっちゃって、本当に住宅街になったという形なんで、劇的に変わるという課題意識を本当に共有しているのか。先ほど地区計画とか都市マスでは変わっていない変わっていないと皆さん言っているんですけれども、現実的には、この計画どおりビルが建ったらがらっと街並みがこの番町のエリアは変わるという、そこの見解の一致でいいのかどうか、お答えください。

〇加島まちづくり担当部長 地区計画とは建物の建て替えが進んでいく中で地域がいろいろ変わっていくということなので、一気にこの街並みが全て変わるかと言われると、日本テレビ沿道通り全体がそうやって変わるかと言われると、そうではないと。ただ、今回の再開発等促進区を定める地区計画の二番町のところに関しては、先ほど言ったとおり、広場が整備され、建物が整備されという、人と車とかの流れも変わるということで、そこの部分は変わっていくということは先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

〇林委員 これ、道路にもつながるんで、要は25年前はやっぱり商業のまちだったんですよ、商業のまち。ご商売されている方が沿道にたくさんあって、これがいなくなった。 日本テレビが汐留に行ってご商売がみんななくなっちゃったわけですよ。25年後の今の時点ではもう完全に商業の拠点がないような状態。今、喫茶店とかは若干残っていますか ね、ガソリンスタンドとか。これがこの開発によってにぎやかなスーパーとかにぎやかなショッピングとか、こういうものが来る、やっぱりどこかでこう変わるんだよというのがお互い一致していないと、次の道路の話になるんで、改めてなんですけど、やっぱり劇的に25年ぶりにもう一回商業のまちに起点をバックするんですかね。

〇加島まちづくり担当部長 私も、25年前というよりも40年前に役所に入っていまし て、日本テレビ通り沿道ももちろん知っていますし、その前の仕事のときも、実はちょっ と縁があって、ここら辺の商店に卸していたといったようなところがございます。そこの 中では、どちらかというと、大規模な店舗というよりも小規模な店舗でにぎわいがあった のかなといったところでございます。その中で、やはり日本テレビさんがその中核をなし ていたかなというところで、日本テレビさんがあったからといって、そこに全て商業店舗 が入っていたということでもないので、そういった街並みからすると、あそこの日本テレ ビ沿道が商業の、ずっとこういった店舗が連なった通りということは、私も40年前はそ こまでそういった認識はないといったようなところで、ただ、日本テレビさんもいなくな り、その他の商店、先ほど言った、私の卸していた商店もちょっとなくなったりだとかと いうところなので、そういった商業施設に関しては少なくなってきているというのは事実 でございます。で、今回の日本テレビ、二番町に関しての整備が進むことによって、そこ の部分に関してはにぎわいだとか、店舗のしつらえだとか、そういったところはもちろん 入ってくるとは思うんですけれども、先ほど申し上げたとおり、沿道全体を商業施設にな るかどうかということに関して、そこら辺は今後のまちづくりだとか、そういったところ の地域の方々との協議だとか、そういったところで何を目指していくべきかといったとこ ろも検討していく必要があるのかなというふうには思います。

〇林委員 そうですよね。16条に入る前に確認したいというのはやっぱりこういうことなんですよ。街並みが変わりますよねと。で、商店も、僕ずっと言っていた。今まではやっぱり商店街でストリートだったのが、もう今はミッドタウンとか、あまり出しちゃいけないのかな、要は、(「出しちゃった」と呼ぶ者あり)出しちゃった。ショッピングモールとか、要はストリートじゃなくて箱でにぎわいの、丸ビルもそうですよね。こういう形になってきている時代で、そうすると、この日本テレビの下のにぎわいゾーンを拠点とした形の街並みが変わるんだよという形を、二番町の地権者と及び周りの人たちとも共通の土俵に立った上でないと、変わるというイメージですよね。そうしないと次の道路のところに行けないんで、で、道路のところに行くんですけれども、ここの参考資料の2-3のところで、幹線街路放射27号線と、東京都が計画したところと。別の陳情のときも言いましたけど、この放射線というのは国家百年の計で都市計画百年の計だから、大きく100年後まで向けたんでなかなか廃止は難しいところなんですよね。確認です。

〇前田景観・都市計画課長 ご指摘、今いただきましたように、暗に廃止とかという形ではなくて、東京都全体の都市基盤としてどう取り扱うかを検討した上で適切に対応していく道路だというふうに認識をしてございます。

〇林委員 そうすると、左から行くと、まず仲良し公園のところ、ここは国道20号が拡幅するときに土地の買収も含めてやったと。放射27号線まで、ちょうど出口のところですよね。靖国通りに並行した出口のところで、ここが千代田区の今は仲良し公園で、近隣の町会の方とか、僕もお世話になった、新幹線の子どもがお世話になった遊具ですとか、

いろんな面で570平米のがあると。ここからずっと先に行くと、②番の、これも12月 8日に言ったTHE BANCHOと、これ国有地を借りている特養のところ。で、番町 さくら館の前も子どもたちが遊び場になって、実際は国の一団地指定ということなんです けど、ここもかなりの小学生が遊び場になっていると。いきいきプラザも230平米削り 取られると駐車場問題が発生すると。麹町保育園も歳児のちっちゃい〇歳児の子が遊んで いる園庭が切り取られ、かつ一番町の一番町公園とか小公園と言われている子どもたちに 言われている英国大使館の道路の向かい側にある千鳥ヶ淵公園のここも削られてしまうと。 これはかなり多大な話になってきて、都市計画道路を今すぐ廃道にするというのは、これ は苦しいというのは分かるんですけど、一方、地権者として沿道の、この27号線ができ るとやっぱり困るんですよというメッセージ性もどこかで一方で出さなくちゃいけないと 思うんですよ。なぜかというと、資料の4ページにある見直し案のところですね。これ見 直し相当容積率の設定のところで青い斜線がある。ここが都市計画道路のところだと思う んですよ。で、先ほど言ったいきいきプラザのところも駐車場のところの230平米がこ れは道路になるよと拠出しているところ、ここの幅と用途と面積って引き算すれば分かる んですけれども、どんな位置づけになるのか、そして都市計画道路の放射27号線にどう いう影響が当たるのか、お答えください。

〇江原地域まちづくり課長 まず、ご質問の中で、都市計画、今回の二番町のこの開発に伴ってどういった形になっていくのかというのを先にお答えさせていただきます。今回、都市計画道路部分、道路として整備をするんですけども、あくまで民地として位置指定道路と、基準法上に基づく形で道路としては整備するんですけども民地という形でやるという位置づけになります。そういった形でこの部分については位置づけのほうは考えているというところでございます。

〇林委員 位置指定道路と。これ1車線、片側の一方通行だったところが双方向に一部分なると。ちょうど参考資料の2-3だと、THE BANCHOと書いてある上の信号があるところなわけですよね。この位置指定道路ができることによって、これ警察との協議の関係もあるんですけれども、どういう変更が地域住民にあるんですか。横断歩道の位置がずれるとか、信号の時間が変わるとか、通学路にもなっているところですかね。さっきの神田警察通りよりもはるかに多い子どもたちが利用するところですよ。

〇江原地域まちづくり課長 双方向化ということで幅も変わりますので、横断歩道の位置 も若干北側になってくるかなというところもありますし、あと、信号の現示等を含めまし ては、交通量のほう、先ほど冒頭でご説明したときに申し上げたんですけども、交差点に ついては需要率として影響がないと。今回の開発によってこの番町中央通りのこの交差点 については影響がないというところで変更はないのかなというふうに考えております。

〇林委員 あんまり冒頭で確認した影響がない影響がないというと、車が双方向になると、通学する、参考送付であった女子学院さんも関わるし、ほかの私学もあるし、麹町小学校の子も番町小学校の子もみんな使うわけなんですよね。こういった影響というのはどういうふうに受け取られているのかな。僕は、だからずっと16条の前にこの道路の件を確認して、そんなに影響ないんですよと。麹町小学校に通学している皆さんないんですと。番町幼稚園に行っている子はないんですと。保育園行っている子はないんですという形で、遠足とか保育園の公園に行ったりする子たちにも大丈夫なんですと。安全になる交差点に

なるんですから、だから二番町の地権者の方に意向を確認するんですよという手続をしないと、後々問題になってきて、いや、それでも大丈夫だっていつも言うんで、近々にやるとか言われるから、あ、そうなのかなと思うんですけど、やっぱりここは信頼度も含めて、順番を追っていったほうがいいと思うんですよ。この子どもの影響を、通学の影響、信号の影響、高齢者もいるんですけども、どういうふうに警察との協議で事業者とやって、区のほうにはそうなんだよねと、区道の位置指定道路になるんだよねと確認をやっぱりすべき話だと思うんですけれども、どうなっているのか、お答えください。

〇加島まちづくり担当部長 位置指定道路で今の道路よりも道路幅員としては広くなるような形にはなるんですけど、逆に歩道を日本テレビ側さんに有効な歩道は設けられますので、そういった意味では今よりかは歩きやすくなるといったようなところは一つあるかなと思います。一方で、この部分的に、林委員言われるように、両方通行がなるわけですね。今この資料を見ていただきますと、先ほどの何ページでしたっけ、4ページですか、4ページのところからすると、左から右への一方通行という形に今なっているといったところで、その車が今回の開発のところに入ってくるについては特に今と変わらないから問題はないといったところですが、逆にここから出てくるところというのが大きな問題になってくるというところだと思います。それを今と同じような形の一方通行にして、街区内、番町の地区内に車を流すほうがいいのか、それとも右側に右折をして、ここを複線化にしてやったほうが安全なのかといったようなところを警察とも協議をしてきているといった状況ですので、そういったところの詳細だとかは、今後この建物の設計が詳細が決まってくる上で明確になってきますので、そういった時点ではやはり地域の方々にしっかりと説明していただく必要があるというふうな認識でございます。

〇林委員 要は位置指定道路で、いきいきプラザも一緒なんですけれども、道路用地でな っていても、実際道路で使っていなかったり、双方向にするというのはここが初めてなわ けですよね。これ資料要求したのは僕は9月だと思うんですけれども、この都市計画道路 の27号がキックオフにならないように確認してからやっぱり入るべきじゃないかと言っ たのに、ずっとそれ放っぽっておいて、また近々に出しますというのかもしれなかったん だけれども、出さないでいくと。今後というのは、どこが今後になるのか分からないけど、 もうできてしまった後はどうしようもないわけですよ。両方向に双方向通行に決まった段 階よりも前に、僕は少なくてもこの委員会という場で確認を、16条に入る前ですよね。 確認をしたほうがよかったんじゃないんですかと。だって日本テレビさんの一事業とか、 区の人たちが双方向にするんです、利便性が上がりますといったって、利便性と快適空間 は二律背反なわけですよ。人がごみごみしたり密集しているところよりも、静かなところ が首都の高台のヒルトップの住宅街なわけですよ。これは駿河台もありますけどね、神田 でも。なので、こういう確認をしないで入るというのはどうなんだろうと思って、やっぱ り都市計画審議会が全部決める。で、これも休憩中で、だったら都市計画審議会でこの話 も少し入れてくださいよという感じなんですよ。一切入っていないで、どんどんどんと行 って16条ですと。地権者はもういいと言いましたと。あとは近隣の意見を聞きますとい うんじゃ、後々長くなってしまう話とか、いろんな問題が起きてきませんかと。みんな気 持ちよく、前さばきとかという言葉は僕はいい言葉か分からないけれども、やっぱり事前

にどんどんどんどん出していってやらないと、変に隠すと、さっきの一番先にあった陳情 審査みたいにならないようにしてもらいたいんですよね。お互い、いい気持ちしないじゃ ないですか。罵り合いみたいな形になってきたり、地域同士でぎすぎすしたり。そうなら ないようにしてもらわなくちゃいけないんですけれども、どうなんだ、警察との協議って 区はかんでいたんですかね、事業者だけなんですかね。時期も含めて前回は出してもらい たいというか、出せない事情もあるんでしょうから、信号だって矢印方向にこれ右折車が 出るということはすごいことですからね。通りがいい、麹町四丁目の交差点に一回下がっ て登っていくんで、みんなスピードをやっぱり出さなくちゃいけないとか、右折車がどん どんどんどん出てくるということですよね、市ヶ谷方向に向けた。ここら辺の影響とか 等々は区はどこまで把握された上で16条手続に入ってしまったのか、お答えください。 〇江原地域まちづくり課長 まず、警視庁のほうといつからしてきたのかということでご ざいますが、冒頭で提案の昨年10月に事業者のほうから提案を頂いているんですけど、 その前までに警視庁の了解を取るような形で協議をずっと継続してきたというようなこと をお伝えいたしましたが、そこまでかなり長期にわたって継続的に協議を続けてきたとい うところです。千代田区のほうからも担当が事業者さんと警視庁の協議の場に同席をして いるというような形で、区のほうの道路公園の担当のほうにも、そういった交通計画なり 安全性なりというところを確認をして、一緒に警視庁協議のほうには同席をしてやってい たというところでございます。

〇林委員 その警視庁との協議の中で、位置指定道路にはなるんですけれども、将来にわたってこの都市計画道路の事案というのはどういうふうに受け止められたり話したりしたんですか。全くそこは関係ない、うちの敷地内だからいいとか、影響がないという確約ですとか、どなたが、道路公園課長ですか。違いますよね。どなたが千代田区役所で確認を取ったんでしょうか。

〇加島まちづくり担当部長 警視庁との協議ですので、警視庁が都市計画道路のその事業だとか、そういったようなところを言うようなところではありませんので、あくまでも二番町のこの敷地並びに建物整備に関しての交通ですね。それをいかに安全かどうかということを協議したといったようなのが事実かと思います。ちょっとすみません、その場にいないので、そういったことだろうというふうな認識でございます。

〇林委員 僕、答えてもらいたいのが、やっぱり16条の手続入る前にここは確認しておくべきだったんじゃないのかとずっと言っているんですよ。で、影響がやっぱりあるから、ここの位置指定道路で仮に交通事故が起きたときというのはどなたの責任になるのですか。いや、区道でもあるでしょう。道路の整備ができないで転んでしまったとか、ガードパイプにぶつかったとか、そういった細かいことを先に詰めた上で本当に入ってもらいたかったんですよ、16条手続に。だって、16条手続に入ったら、繰り返しますけど、二番町の地権者の人がもうこれでいいと言ったら、地権者じゃない人は、いやいやいや、そんなのやめてよ、これから変えてよなんか、言えないですよ。だったら、前さばきで事前に、こんなご安心してくださいと、通学路も安心してくださいと言えるような形になってから地権者の方に聞いてもらいたかったんですよ。後からというのはやっぱり微修正の話ですよね、17条のも。そんなに根幹のところの道路の話とか区道の話というのはなかなかできないですし、大きなターンだと思いますよ。本当に商業の交差点になる、商業モールが

ある交差点になる、双方向になる。やっぱりここは位置づけとしてお答えにならないけれども、16条手続の前に確認すべきだったんじゃないかと僕はずっと言っているんだけど、その認識がないのかあるのかも含めて答えてもらいたいんです。

〇前田景観・都市計画課長 まず、改めまして都市計画道路に関してこうした情報提供ができなかったということは、前回も反省の弁を述べさせていただいたところでございます。やはり私どもとして、都市計画道路としては、先ほど担当課長からも交通量のご案内をさせていただきましたとおり、今回のこの計画が都市計画道路の整備を誘発するということは、区として、私として考えておりませんが、そこがどうしても検討主体が東京都である以上、ちょっとそこから先までの断言に至らないといったところはご理解を賜りたいというふうに認識をしてございます。また、先ほど来その上での位置指定道路も含めて使い方といったところでのご指摘を賜っているところも事実でございます。そうしたところはもう本当に16条前といったところはご指摘どおりのところかなというふうに認識をしてございますので、そうしたところのアナウンスも含めてしっかりと検討していくといった形でご対応させていただきたいなというふうに思います。

## 〇林委員 最後。

〇春山副委員長 林委員。

〇林委員 そうすると、今日は僕はこの陳情審査のときに、16条手続に入る前に確認し なくちゃいけないことで、これが全部、今でも答えもなかなかないのもありますし、ここ がクリアになった時点で入るべきなんじゃないかというのは12月8日に言ったとおりな んですが、結局16条手続に入って、意見を概要を見ると、やっぱりアナウンスしていな いからなのか、結局広場の話、高さの話、ここがやっぱり中心になってきてしまうわけで すよね、地権者の方に。要はトリガーになる、道路を劇的に変わる、あるいは用途が劇的 に変わる、これ、住宅棟じゃないんですから、商業のスーパーを造ってくれ、駅直結のシ ョッピングだというと、やっぱり劇的に変わるんですよ。このアナウンスなしに16条手 続で地権者に聞くというのも違和感が相当あるんですよ、土地利用の。だって変わらない 変わらないとずっと言って、いや、地区計画のとおりです、マスタープランのとおりです と言っていても、実はやっぱり変わるんですよね。変わるという事実を先にアナウンスし ないで意見を聞くというのはどうなのかなって、すごく違和感があるんですけれども、そ れについてはどうなんですか、こんなもんなんですかね、地区計画を変えるというときは。 やっぱり大地主が変えたいと。僕もずっと言っていたのが、人様の土地だから、あれ造れ これ造れというのはやっぱり言えないわけですよね、区有地じゃないから。区有地だった ら言いますよ、そんなもん造っちゃいかんといって、無駄なものは造っちゃいかんと、広 場のほうがいいんだと言いますけど、人様の土地でどこまで言えるのかというのもあるん ですけど、やっぱり正確なアナウンス、まちが変わります。道路が変わります。これぐら いは先にアナウンスした時点で、地権者の方にもそれを踏まえて高さも変わる、広場もで きるかもしれない、緑化もできるかもしれないとやらないと、フォーカスがやっぱり小さ いところに当たってしまい過ぎて、本当に地権者の方に幅広に見るのじゃなくて、なくな っちゃうんじゃないのかなと思うんですけれども、どうですか、改めて、にらまれても困 るんですけど、僕はやっぱり近々とか、やっぱりここの差が大きいと思うんだよね。

市計画道路と直接にリンクしているということはないというふうな認識でございます。で、ここの道路の出入り、先ほど歩道もできるといったようなことも説明させていただきました。また、その出入りに関しての交通の仕方、警備員をつけたりだとか、そういったところに関しては、もう一つ、一歩先の都市計画が決まった後の詳細な建物の設計が進んでいかないと、なかなか地域の方々にこういうふうな詳細になるんですよというような説明ができないというふうに思っています。一方で、では今回再開発等促進区の地区計画ではなくて、それはもう駄目だよといった場合に、二番町の整備というのはされるでしょうと。されたときも同じような課題は出るということなので、そこはちゃんとしっかりと事業者さんのほうで地域の方々への説明だとか、そういったものは必要になってくるといったような考え方ですので、我々としては、進めるに当たっては、今後の詳細の設計の中で、この道路も、道路というか、この都市計画道路部分もそうですけれども、広場の広さ、使い勝手、しつらえ、また商業施設だとか、そういったところに関しても地域の方々にしっかりと説明していただいて、いろいろ意見を集約してまとめていっていただきたいというふうに考えているところでございます。

〇林委員 もう、これで最後です。一つが、別にどっちがというわけでもなくて、普通の、 何とか再何だ。

〇春山副委員長 再開発促進区。

〇林委員 再開発促進区でない建て方だったら、この位置指定道路というのは造らないで建てるような形になったのか。要はここの部分がちょうど広場的空間になったわけですね、駐車場で、昔の日テレの本社のときは、ぐっと広い形で。なのかということと、もちろんやっぱり警察との協議というのはこれ重大な関心事なんですよね。どの段階で話ができるのか、これが17条手続に入る前に近隣の人たちに説明ができるのか、17条手続が終わって、もう計画が全て終わった後に、いや、実はこうなりますといったところで、事業者はやっぱり自分の土地なわけですから、そんなことを近隣の人があれやってくれこれやってくれ、歩道でこうしてくれとか、歩行者用の信号をつけてくれとか、もっと長くしてくれとか、右折の指示器を出すようにしてくれとか、そういう話はできるもんなんですかね。どこの時点からが警察とできるのか。

〇加島まちづくり担当部長 まさに先ほどご説明したように、この都市計画がやるのかやらないのか、そこが決まらないとそういったお話はできないというふうに考えております。で、ああやってくれこうやってくれというのは、今の再地区に関してもこういう地域課題があるからああやってくれこうやってくれといったようなのを受けてもらっているというのも事実ですし、また、広場2,500平米としか地区計画のほうには書いていませんけど、先ほど申し上げたとおり、どんな広場になるか、どんな使い勝手にするか、どんな利用の方々がどういうふうな使い方をしてもらえるかだとかということは、今後、事業者のほうは地域の方々と協議しながら検討していきたいといったような話を協議会の場でもしてもらっていますので、まさにそういった中で、今、林委員が言われている部分に関しても、地域の方々に説明しながら、じゃあこういうふうな形のほうがいいんじゃないのといったようなご意見があれば、やはりそれは受け止めていただいて、できるところはしっかりやっていただきたいなというふうに考えております。

〇岩田委員 ちょっと訂正が。

- 〇春山副委員長 岩田委員。
- 〇岩田委員 すみません。先ほどの発言でちょっと訂正があります。日本テレビ通り沿道まちづくり協議会か何かで、詐欺的手法だというような発言があったという話なんですけど、それは訂正です。2023年3月30日の都市計画審議会で、「それは詐欺的手法だ、裁判になったら支えられないという発言があった」に訂正でお願いします。(「都市計画審議会」と呼ぶ者あり)はい。(「何月何日」と呼ぶ者あり)3月30日です。2023の年3月30日。
- 〇春山副委員長 休憩します。

午後7時46分休憩午後7時47分再開

〇春山副委員長 再開します。

以上で執行機関への質疑を終了いたします。

委員の皆様から何かご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 では、本件19件の陳情の取扱いについていかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

〇春山副委員長 それでは、本件19件の陳情につきましては継続の取扱いとさせていた だきます。

それでは、二番町地区のまちづくりの陳情審査及び報告事項を終了いたします。

以上で日程1、陳情審査及び日程2、報告事項を終了いたします。

日程4、その他に入ります。

- 〇岩田委員 その他に入る前に、すみません。副委員長、休憩を取っていただいていいで すか。
- 〇春山副委員長 休憩を取ります。

午後7時48分休憩午後7時49分再開

〇春山副委員長 再開します。

委員の方から何かございますか。

- 〇岩田委員 人道的な観点からお願いがございます。神田警察通りで住民の皆さんがこの 寒い中、雨が降っても木を守るために寄り添っていらっしゃいますので、このままだと年 末年始も一晩中外にいることになります。せめて年末年始は工事をしないというふうなこ とがあればありがたいんですけども、そこを委員会としてちょっとお願いしたいんですけ ど、皆さんどうでしょうか。
- 〇春山副委員長 小枝委員。
- 〇小枝委員 岩田委員が言われたとおり、人道的な観点から、区役所が年末やらないですよね、年末年始の、行政も全く区役所のほうに来ない、その期間はもうやりませんということで……
- 〇春山副委員長 申入れ。
- ○小枝委員 申入れをしていただきたいと思います。
- 〇春山副委員長 では、委員会として申入れをさせていただくという形でよろしいでしょ

うか。

- 〇桜井委員 一言言わせてください。
- 〇春山副委員長 桜井委員。
- 〇桜井委員 この寒い中、沿道で木を守るという行為については、本当に、できればやめていただきたい。もう、これは、お体のことを考えれば、人道的とかいうことじゃなくて、やっぱし、そういうことでなくて、この沿道のことを話をしようよということで言ってきていることですから、もうこの件についてはいろいろと賛成も反対もあるかもしれないけど、だけどお体に無理をして、この寒い中をそういう行動に出られるということについてはぜひやめていただきたい。その方々のお体を考えれば、ここにいる委員みんなそうだと思っています。で、じゃあどうなんだという話もあるかもしれないけど、ぜひ、そのことだけは一言言わせていただきたいと思っております。

以上。

〇春山副委員長 ぜひ受け止めていただきたいと思います。

それでは、執行機関のほうから何かございますか。(発言する者あり)

本日はこの程度をもちまして――いいですか。年末。いいですよね。(「いいよ、いいよ」と呼ぶ者あり)いいんですよね。

本日はこの程度をもちまして閉会といたします。長い時間、ありがとうございました。 午後7時53分閉会